

第3章

災害応急対策計画

この計画は、風水害等の災害が発生した場合に実施すべき災害応急対策を定める。

第1節 初動体制の確立

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班 <input type="checkbox"/> 総務局…人事動員班 <input type="checkbox"/> 地区支部
-----	---

1 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、金沢市災害対策本部の組織体制及び所掌事務等を定める。なお、発災直後の初動期においては、甚大な被害が発生し、道路・交通網の断絶、停電・通信途絶、職員参集が困難など、業務継続に支障が生じる恐れがある。こうした中で災害応急対策など必要不可欠な業務を継続させるため、具体的な行動を示す防災マニュアルを策定しており、本計画と合わせて活用を図ることとする。

2 組織体制の時系列対応

(1) 時系列活動区分

災害が発生した場合、初期段階でとるべき緊急措置と、時間の経過とともに変化する状況に応じた的確な応急対策を、機動的、弾力的に行うため、以下に例示する活動区分に留意して、時系列的な本部体制を組織する。

緊急時においては、情報、設備、人員等を最大限に活用し、的確な意思決定と確実な応急対策を実施できる一貫した防災体制を構築する。

表 3-1-1 時系列活動区分

段 階	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第1段階	警戒期	気象情報覚知～	気象、水位監視等の活動を行う。
第2段階	初動期	発災～3日目程度	市民の生命、財産を保護し、消火・救出救護、避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第3段階	收拾期	3日後～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ人心の安定を図るための活動を行う。
第4段階	復旧期	11日目程度以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

表 3-1-2 災害時の応急対策の流れ

	時間経過	考え方	応急対策
警戒期	発災前 (気象情報覚知～)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・発信 警戒体制の確立 注意報・警報等の発令 避難所の開設準備、開設(福祉避難所を含む) 応急活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報・災害情報等の収集・伝達・発信 警戒区域等への巡視、警戒 災害対策体制の準備・確立 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域等の発令、伝達 避難所の開設 水防活動の開始

	時間経過	考え方	応急対策
初動期	発災～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・消火・救助・救出 ・避難所の開設（福祉避難所を含む） ・被災状況の把握 ・広域応援要請 ・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の安全確保（救助・救急・医療） ・水防活動 ・災害対策体制の確立 ・災害情報の収集・連絡 ・避難所の開設、管理運営 ・広域応援要請（自衛隊、消防、警察、他自治体など） ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害関連情報の広報 ・緊急輸送道路の通行確保・交通規制 ・障害物除去 ・遺体の収容、搬送 ・道路、河川、橋梁等の被害把握、復旧 ・緊急支援活動の立ち上げ（給水、食料、生活必需品） ・防疫、検水、食品検査対応 ・ごみ、し尿処理 ・要配慮者の保護・避難生活支援
	24時間～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤施設、ライフラインの復旧促進 ・避難所の高機能化 ・他自治体等からの応援職員受入れ ・義援金品の受入れ ・建築物等応急復旧 ・がれきの処理 ・衛生管理
收拾期	3日後～10日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・公有財産管理 ・窓口行政機能の回復 ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入、運用 ・り災証明書の発行 ・救護、防疫巡回活動（感染症予防、消毒） ・避難所等衛生監視 ・災害対策金銭事務 ・生活困窮者の保護、支援 ・動物保護 ・復旧・復興体制の立上げ（震災復興本部）等
復旧期	11日目程度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援 ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス、心的外傷後ストレス障害のケア開始 ・被災者生活再建支援法認定事務 ・災害弔慰金支給、援護資金貸付 ・中小企業の災害時融資、相談等 ・復旧・復興に係る業務 ・がれきの広域処理 ・仮設住宅の建設

（2）組織編成の基本

① 危機管理監の設置

危機管理監は、自然災害・大規模な事故及び、事件等の様々な事態に対する市民の安全安心に関する事項を掌理し、その事態が発生した場合においては、局長及びその他の職員を指揮監督する。

② 職員の配置

この計画は、金沢市内において災害が発生した場合又は災害発生のおそれが大きくなった場合に、災害対策本部を中心とした体制に移行できる体制を基本とする。

この場合、職員は原則として動員・配備体制に基づき各所属等に参集し、災害対策本部等の事務に従事する。

なお、災害状況等必要に応じて、地区支部の設置及び地区支部要員の配置など臨機の措置をとるものとする。

③ 災害対策本部準備室

第1次配備又は第2次配備体制（表3-1-5参照）の場合、危機管理課を中心として災害対策本部準備室を設置することとし、初期情報の収集、体制の増強、災害対策本部への移行準備を指揮する。また、状況により安全安心政策会議や危機管理連絡会議の開催の連絡を行う。

④ 大規模災害の対応

金沢市内において大規模な災害が発生した場合には、災害発生直後から数日間程度の「初動期組織体制」と、その後の「収拾期・復旧期組織体制」に区分した組織体制を整えるものとする。

この場合、職員は、初動期にあつては指定された配備基準に基づき、災害対策本部又は地区支部に自主参集し、災害対策本部又は地区支部の事務に従事する。また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

収拾期、復旧期への時間経過とともに、地区支部体制の縮小を図るものとする。

災害対策本部の部局相互間においても、初動期、収拾期、復旧期の時間経過に応じた連携、協力体制をとるものとし、機動的、弾力的対応に努める。

(3) 安全安心政策会議等の開催

災害対策本部が設置される前の段階として、状況に応じて「安全安心政策会議」又は「危機管理連絡会議」を開催し、災害応急対策にかかる体制等の調整を行う。

① 安全安心政策会議

市長は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、情報の共有と対応体制の決定や各部局の総合調整を行うため、「安全安心政策会議」を開催する。この政策会議は市長が召集し、副市長以下各局長及び企業局長、教育長、消防長、議会事務局長、市立病院事務局長で構成し、危機管理監が総括する。

表 3 - 1 - 3 安全安心政策会議

役 割	①事態についての情報収集及び対処方針の決定 ②事態が発生している他の自治体との情報共有及び支援等の方針決定
設 置 場 所	災害対策本部室
構 成	副市長、各局長等
事 務 局	危機管理課
主 宰	市長

② 危機管理連絡会議

危機管理監は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、関係部局の連携による機能的な対応措置を実施するため、関係課の所属長で構成する「危機管理連絡会議」を開催することができる。

表 3-1-4 危機管理連絡会議

役 割	①事態についての情報収集及び対処方針の決定 ②関係部局、県や関係機関との連絡調整
設 置 場 所	災害対策本部室
構 成 課	企画調整課、広報広聴課、総務課、人事課、文化政策課、産業政策課、農業水産振興課、農業基盤整備課、市民協働推進課、福祉政策課、障害福祉課、健康政策課、子育て支援課、環境政策課、緑と花の課、建築指導課、道路建設課、道路管理課、内水整備課、危機管理課、教育総務課、生涯学習課、警防課、企業局安全対策室、その他の関係課
事 務 局	危機管理課
主 宰	危機管理監

3 災害対策本部及び金沢市防災会議

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2規定に基づき、金沢市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

この場合関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び金沢市防災会議に通知する。

イ 本部室は、第二本庁舎2階（災害対策本部室）に開設する。また、災害の規模が大きい場合で災害対策本部室での設置が困難であるときは、本部室を第一本庁舎新館7階全員協議会室に開設する。庁舎が使用不能のときは、市消防局に開設し、通信機器の確保、災害対策本部の代替機能の確保を図る。

ウ 市長は、災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

(2) 金沢市防災会議での総合調整

金沢市防災会議は、市が本部を設置したときは、必要に応じ連絡員室を設置し、相互間における災害応急対策の総合調整を図る。

金沢市防災会議の関係委員は、連絡員室が設置されたときは、その所属機関から職員を派遣し、連絡員室に常駐させるものとする。

【参照】資料 16 金沢市防災会議条例 資料 17 金沢市防災会議委員名簿

4 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、「金沢市災害対策本部条例」及び「金沢市災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。その概要は、次のとおりである。

(1) 組織

① 本部

本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

ア 本部長

- ・ 本部長は、市長が当たる。
- ・ 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

- ・ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

- ・ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部室員

- ・ 本部室員は、市民その他関係団体から情報を収集するとともに、関係班の応急対策の実施状況を確認し必要な連絡調整を行う。

オ 本部連絡員

- ・ 本部連絡員は、各局の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各局の長に伝達する。

カ 地区支部要員

- ・ 地区支部要員は、本部長の命を受け、避難所の解錠等、初動期における活動に従事する。

② 部

本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

ア 部に部長及び本部員を置く。

イ 部長は、本部長が本部員のうちから指名する。

ウ 部長は、部の事務を掌理する。

③ 現地災害対策本部

本部長は、災害が地域的に限定され個別対応が求められ必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

現地災害対策本部は、災害現地の状況に沿った迅速な対応の強化を図るため、本部との連携を密に確保しつつ、現地関係機関との調整のもと、災害対策業務を遂行するものとする。

ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

④ 地区支部

本部長は、必要と認めるときは、本部長が定める市の区域ごとに本部の地区支部

を置くことができる。

【参照】資料18 金沢市災害対策本部条例

資料19 金沢市災害対策本部運営要綱

(2) 本部の所掌事務

本部の所掌事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 気象情報、災害状況その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達
- イ 県災害対策本部等への要請、報告等
- ウ 災害応急対策を実施すべき者に対する警戒区域の設定等の指示
- エ 住民等に対する避難の指示
- オ 避難者等の救護
- カ 交通確保、緊急輸送の実施
- キ 被災者等に対する食料、飲料水及び生活必需品の確保、配分
- ク 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること
- ケ 防災関係機関との連携
- コ 自主防災組織等との連携
- サ 消防非常災害警備要綱及び水防計画に基づく消防・水防活動
- シ その他災害応急対策の基本に関する事項

【参照】資料4 金沢市災害対策本部の事務分掌

(金沢市災害対策本部運営要綱 別表第1)

(3) 地区支部要員の任命

地区支部要員は、職務内容に緊急性があることから、各地区支部の近隣に居住する職員（対策本部等の初動体制で必要となる職員、市立病院、消防職員、消防団員等の職員を除く。）とし、事前に任命する。

なお、地区支部要員の構成は、原則、支部長、副支部長、避難所解錠要員、支部員、校舎管理員とし、支部長にあつては原則、課長補佐級の職員とし、その他の要員についても職員をもって充てる。

(4) 地区支部の設置と事務分掌

地区支部は、大規模な災害が発生した場合に、災害初期において迅速かつ効果的に情報収集等の災害応急対策を行うための配備体制として編成する。

① 地区支部の設置

- ア 地区支部は、本部と自主防災組織等との連携を図る観点から、原則として地区の防災拠点（拠点避難所）となる各小学校（地区によっては公民館等所定の場所）に設置する。
- イ 同一地区内に中学校、公民館、市営体育館等の屋内指定避難所がある場合は、状況に応じて地区支部要員を配置し、地区支部において情報を収集、伝達し、一元化することで地区全体として緊密に連携した応急対策活動を実施する。

【参照】資料12 金沢市指定避難場所一覧表

② 地区支部要員の配置

ア 地区支部要員は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（本章第15節「避難誘導」参照）が発令された場合、又は大規模な災害が発生した場合において、緊急に避難所を開設し、及び運営する必要性が生じた場合、事前に指定された各避難所に参集する。

イ 地区支部要員による地区支部の活動は概ね48時間以内とし、その後、部局体制による地区支部運営に移行する。

ウ 地区支部要員は、避難所となる学校の管理者等と十分協力し、連携体制をとる。

エ 本部長は、必要と認める場合、避難所となる市施設職員並びに（公財）金沢市福祉サービス公社、（公財）金沢市スポーツ事業団、（公財）金沢市文化振興財団、（公財）金沢まちづくり財団、金沢美術工芸大学及び公民館などの避難所となる施設職員を地区支部応援要員として協力を要請する。

③ 事務分掌（活動内容）

地区支部が所掌する主な事務は、次のとおりであり、災害発生直後において地区内の災害情報の収集・伝達を図り、本部及び自主防災組織、学校管理者、避難所自治会等と連携して活動を実施する。

ア 災害情報の収集・伝達活動

- ・ 地区内の情報収集、伝達
- ・ 避難所開設状況の報告
- ・ 避難者への広報活動
- ・ 災害の情報、本部からの指示・伝達事項の周知

イ 医療救護活動

- ・ 医療救護所が設置された場合の補助活動

ウ 二次災害による避難誘導

- ・ 避難所に二次災害の危険が迫った場合には他の避難所への避難を誘導

エ 避難所の運営

- ・ 施設の被害状況の確認
- ・ 避難者の誘導、施設使用箇所の指定
- ・ 避難テント、仮設トイレ等の設営
- ・ 避難者数等の把握と報告、避難者名簿の作成
- ・ 食料、飲料水、生活必需物資の請求、受取り、配布
- ・ 避難所等の生活環境及び衛生状況の管理
- ・ 地区内の避難所の取りまとめ、生活状況等の把握及び報告
- ・ 避難者の要望、苦情相談
- ・ 避難所自治会、自主防災組織、ボランティア等との調整、協議 など

オ その他

- ・ 死体の検案、安置
- ・ その他本部が指示する事項

④ 地区支部の廃止

災害応急対策の進行及び他の自治体、ボランティア等の支援体制の確立等に応じて、本部の指示に基づき、避難所の収束等をめどに、順次、地区支部を廃止する。

(5) 避難所解錠要員の派遣と事務分掌

避難所解錠要員は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（本章第15節「避難誘導」参照）が発令された場合、担当する避難所へ向かい、主に下記の活動を実施する。

- ア 避難所の施設の解錠
- イ 避難所の損傷状況の確認
- ウ 初動期における周辺の情報収集
- エ 災害対策本部との連絡
- オ 避難者受け入れ
- カ 地区支部設置後は、災害対策本部の指示を受け、活動に従事する

【参照】資料48 避難所解錠要員に関する要綱

資料49 避難所解錠要員の職務に関する要領

(6) 防災アドバイザーの委嘱

平常時における防災施策の重要性並びに災害発生時における的確かつ迅速な対応を実践するため、学識経験者等の防災アドバイザーを設置し、危機管理体制の強化を図る。

5 動員・配備体制

(1) 配備体制基準

各部局は、災害時に直ちに即応できるよう、平素から所要の配備体制を確立しておくものとする。

職員は、各課等で定めるもののほか、表3-1-5の配備体制基準に基づき、動員指令により速やかに参集し、又は動員指令を待たずに自主参集する。

表3-1-5 配備体制基準（金沢市災害対策本部運営要綱 別表第4）

配備体制	配備基準	配備内容
第1次配備	次の各注意報がひとつ以上発表された場合 ①大雨 ②洪水 ③高潮 ④大雪	情報収集、防除活動のため、土木局配備計画に基づく体制とする。
	・次の各警報がひとつ以上発表された場合。 ①大雨 ②洪水 ③高潮 ④大雪 ⑤暴風（暴風雪） ・局地的な災害が発生した場合	気象警報発表時刻と同時に災害対策本部準備室を設置し、注意報発表時の構成員のほか、各課の配備計画に基づく増員体制とする。
第2次配備	水防警報河川で水防警報「出動」が発表され、広域的な避難指示の発令が予測される場合	気象警報発表時の構成員のほか、防災班及び各課の配備計画に基づく増員体制とする。（安全安心政策会議を開催できる体制）

第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表された場合 ・相当規模の災害が発生し、又は発生が予測される場合 	災害対策本部を設置し、全職員が総力をあげ、災害応急対策活動を行う。必要に応じて、地区支部を設置し、地区支部要員を派遣する。
-------	--	---

(2) 本部職員配備体制

ア 各配備体制の職員配備は、第1編「震災対策計画」に基づく災害対策本部職員配備体制表に準じて、災害状況等により適時適切な配備措置をとるものとする。

イ 各部署、地区支部は、適時に職員の配備状況を本部に報告する。

【参照】資料20 災害対策本部職員配備体制表

資料21 職員配備状況報告書

(3) 動員計画

① 勤務時間内

職員は、次の動員指令により配備体制基準等に基づきあらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

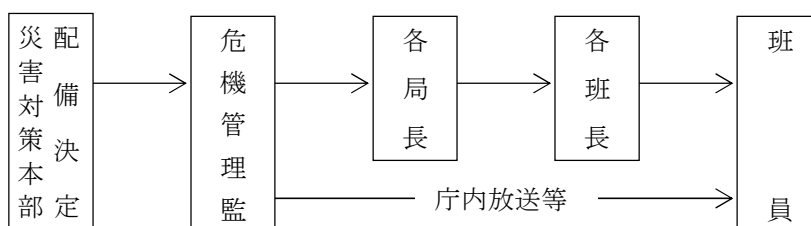


図3-1-1 勤務時間内動員の連絡系統

ア 連絡の方法

- ・ 庁内放送、有線電話、同報防災無線等

イ 庁内放送文

- ・ 金沢市内で大規模な災害が発生した場合に放送する。

危機管理課より連絡します。
 只今、金沢市で大規模な災害が発生しました。
 各局は、直ちに災害応急活動を実施せよ。
 (以下、繰り返し)

② 勤務時間外（自主参集）

職員は、動員指令又はテレビ・ラジオ情報等により災害の発生を知ったときは、配備体制基準等に基づいて所属部署に参集(自主参集)し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

(4) 参集時の留意事項

- ① 参集者の服装及び携行品
応急活動に便利で安全な服装とし、手拭、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。
- ② 参集途上の情報収集及び報告
職員は、参集途上において可能な限り災害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 消防局の配備体制

金沢市消防非常災害警備要綱、非常災害時等における招集及び体制に関する要領により配備する。

6 意思決定手続き

本部長（市長）に事故がある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

表3-1-6 本部長の職務の代理順位

代理順位	職 名
第1位	副本部長（第1副市長）
第2位	副本部長（第2副市長）

7 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

職員は、自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

8 災害救助法の適用

災害救助法に定める救助の概要は、次のとおりである。

(1) 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

- ア 住家が滅失した世帯の数が、本市の区域内で150世帯以上に達したとき

- イ アの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が 1,500 世帯以上で、本市の被害世帯の数が 75 世帯以上に達したとき
- ウ ア、イの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が 7,000 世帯以上に達した場合で、市町の被害世帯が多数であり、かつ特に救助を必要とするとき又は、災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
- エ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
(注) 被害世帯の換算は、次のとおり。
 - i 住家の全壊（焼）又は流失は、1 世帯を滅失 1 世帯とする。
 - ii 住家の半壊又は半焼は、2 世帯を滅失 1 世帯と換算する。
 - iii 住家の床上浸水、土砂のたい積等は、3 世帯を滅失 1 世帯と換算する。

(2) 適用手続

- ア 市長は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し又は達する見込みであるときは、直ちに知事に対し状況を報告し、災害救助法による救助の要請を行う。
- イ 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に協議又は報告し、市長及び関係機関に指示する。
- ウ 市長は、災害救助法が適用され知事から委任されている救助を実施したときは、その状況を直ちに知事に報告する。
- エ 知事は、救助を行うため必要があると認めるときは、災害救助法に定めるところにより、従事命令又は協力命令、施設の管理・使用、物資の保管・収容を行うことができる。

(3) 救助項目

救助項目は次のとおりであり、その実施はそれぞれの災害応急対策計画に定めるところによる。なお、石川県災害救助法施行細則により、ク以外の項目は、市長に委任されている。

- ア 避難所の設置
- イ 炊出し及び食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服寝具その他生活必需品の給与
- オ 医療及び助産
- カ 救出
- キ 障害物の除去
- ク 住宅の応急修理、応急仮設住宅の設置
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の捜索・処理、埋葬

第2節 事前措置・応急措置

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 総務局…人事動員班
	<input type="checkbox"/> 都市整備局、土木局…土木建設班

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用、収用し、若しくは必要な人員を応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動・命令等（災害対策基本法第58条）

- ア 消防機関、水防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。
- イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）。

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

(3) 避難の指示

本章第15節「避難誘導」に定める。

(4) その他の応急措置

- ア 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条）
- イ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項）
- ウ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項）
- エ 従事命令（災害対策基本法第65条）

3 市の委員会並びに委員の応急措置

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法

令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市地域防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。（災害対策基本法第62条第2項）

4 被害の発生及び拡大防止体制

災害時の応急対策の実施にあたっては、「当事者体制」「相互応援体制」「災害派遣体制」の3つの段階別体制が必要であり、これを災害の状況や今後の予測を踏まえた確に組み合わせることで、被害の発生及び拡大防止を図る。

表3-2-1 被害の発生及び拡大防止の段階別体制

体制の段階		内 容
第1段階	当事者体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、市、消防機関、水防団等それぞれの災害応急対策責任者が、その機能をあげて万全の体制で所要の措置を講じる。
第2段階	相互応援体制	被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所要の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、県等に応援を求めて、被害の発生及び拡大防止を図る。
第3段階	災害派遣体制	災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊等に対し部隊の派遣を要請する。

第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等

所 管 □気象台 □石川県 □消防局

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等の情報等を発表する。市は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

2 予報、注意報、警報の細分区域

表3-3-1 予報、注意報、警報の細分区域

	一次細分区域	二次細分区域
石川県	加 賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
	能 登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から概ね20海里〔約37km〕以内の水域）	

注) 一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

3 種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（２） 特別警報、警報、注意報等の種類及び発表の基準

大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

表 3-3-2 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

表 3-3-3 予報、注意報種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準	
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	高潮特別警報	
	波浪特別警報	高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

種		類		発 表 基 準	
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合	
			暴風雪警報	雪を伴った暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合	
			大雨警報 ※3 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数が 13 ・土壌雨量指数が 102 に到達すると予想される場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当	
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で 25cm 以上、山地で 55cm 以上になると予想される場合	
		地面現象警報 ※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり、なだれ等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
		高潮警報	東京湾平均海面上の 1.3m 以上(東京湾平均海面とは海拔 0m のこと) 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当		
		波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が 5m 以上になると予想される場合		
		浸水警報 ※1	大雨、洪水等による浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数又は複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの)が以下の基準値に到達すると予想される場合(括弧内が複合基準値) ・犀川流域=30.6・安原川流域=7.3 ・十人川流域=8.4(13、8.2) ・伏見川流域=12.5(14、9.0)・高橋川流域=9(8、8.1) ・大野川流域=18.1(8、15.2)・金腐川流域=8.8 ・森下川流域=19.2・浅野川流域=20.6(12、12.1) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当		
		水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の ※2	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ	
	水防活動用高潮警報		一般の利用に適合する高潮警報に同じ		
	水防活動用洪水警報		一般の利用に適合する洪水警報に同じ		

種		類	発 表 基 準
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	強風注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上（ただし、輪島特別 地域気象観測所の観測値では15m/s以上） 海上で15m/s以上になると予想される場合
		風雪注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上（ただし、輪島特別 地域気象観測所の観測値では15m/s以上） 海上で15m/s以上になると予想され、雪を伴う場合
		大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される 場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数が8 又は土壌雨量指数が86 に到達すると予想される場合 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再 確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警 戒レベル2である。
		大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される 場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で15cm以上 山地で35cm以上 になると予想される場合
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれ があると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下 海上で500m以下 になると予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下になると 予想される場合
		なだれ注意 報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の 大きい場合（昇温） ・積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（た だし、0℃以上になると予想される場合）
		着氷（雪） 注意報	主として通信線、送配電線に対する着雪と船舶を対象と する着氷による被害が起こると予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想され る場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想 される場合		

種 類		発 表 基 準
注 意 報	注 気 意 報 象	低温注意報 低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 夏期において最低気温 17℃以下が 2 日以上継続すると 予想される場合、冬期において最低気温-4℃以下にな ると予想される場合
	地面現象注意報 ※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害 が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	東京湾平均海面上の 0.8m以上（東京湾平均海面とは海 抜 0mのこと） 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合 は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を 再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高 い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要と される警戒レベル3に相当
	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予 想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3m以上になると予想される場合
	融雪注意報	融雪によって被害が起こるおそれがあると予想される 場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪地域の日平均気温が 13℃以上と予想される場合、 又は積雪地域の日平均気温が 10℃以上で、かつ日降水 量が 20mm 以上と予想される場合
	浸水注意報 ※1	大雨、洪水等による浸水によって災害が起こるおそれ があると予想される場合
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される 場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指 数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達する と予想される場合（括弧内が複合基準値） ・犀川流域=24.4（8、19.5） ・安原川流域=5.8（8、4.6） ・十人川流域=5.1（7、8） ・伏見川流域=10（8、5.8） ・高橋川流域=7.2（8、5.8） ・大野川流域=12.9（8、10.3） ・金腐川流域=7（7、4.1） ・森下川流域=15.3（8、12.2） ・浅野川流域=16.4（9、10.9） 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再 確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警 戒レベル2である。
こ 水 防 活 動 の 利 用 ※ 2	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ
	水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ

- (注) 1 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。
- 2 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 3 (1) ※1 この注意報、警報は標題を用いないで、その注意報事項及び警報事項を、気象注意報、警報に含めて行う。
- (2) ※2 水防活動の利用に適合する注意報、警報は一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用いて行い水防活動用の語は用いない。
- 4 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 5 ※3 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
- 6 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。
- 7 表面雨量指数は、降雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。
- 8 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。
- 9 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。
- 10 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意上の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

（４） 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（５） 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って、注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

（６） 記録的短時間大雨情報

石川県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

（７） 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、加賀地方を対象に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が加賀地方を対象に発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

4 水防法に定める水防警報

ア 知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報が石川県県央土木総合事務所より発表される。(河北潟については、津幡土木事務所より発表される。)

表3-3-3 水防警報が発表される河川

河川名	区 域	
	起 点	終 点
犀 川	大桑町 浅野川放水路合流点	海
安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点
伏見川	窪2丁目 窪大橋	犀川合流点
高橋川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点
大野川	湊1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋
浅野川	田上本町 浅野川放水路	大野川合流点
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門
金腐川	東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点
森下川	車町 車橋	河北潟合流点
津幡川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟合流点
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟合流点

イ 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必要な警報を発表する。

[段 階]

- i 準 備…水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの
- ii 出 動…水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの
- iii 状 況…水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの
- iv 解 除…水防活動の解除を通知するもの

ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

表3-3-4 水防警報発表の基準

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
犀 川 ※1	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90m	2.50m
	示野橋	袋畠町	示野橋	2.70	3.20
安原川	長 池	野々市市長池	長 池	1.00	1.40
	安原大橋	中屋町	安原大橋	1.60	2.20
伏見川	山 科	山科3丁目	山 科	0.40	0.60
	米 泉	米泉町	米 泉	1.60	2.00

高橋川	四十万田橋	南四十万3丁目	四十万田橋	0.40	0.50
	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90	1.40
大野川	機具橋	湊3丁目	機具橋	0.70	0.80
浅野川 ※2	天神橋	材木町	天神橋	1.30	1.70
	芝原橋	羽場町	芝原橋	1.80	2.10
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	貯木場(内)	0.80	0.90
	潟端	津幡町瀉端	潟端	0.80	0.90
	八田	才田町	八田	0.80	0.90
金腐川	御所通学橋	御所町	御所通学橋	1.80	2.00
	金腐川橋	大浦町	金腐川橋	2.20	2.80
森下川	薬師	河原市町	薬師	2.10	3.10
	森本大橋	北森本町	森本大橋	2.30	2.80

注) ※1 犀川の水防警報（準備）については、以下の基準のいずれかで発表される。

- ①下菊橋において、氾濫注意水位(2.5m)に達するか又は達するおそれがある時
- ②示野橋において、氾濫注意水位(3.2m)に達するか又は達するおそれがある時
- ③犀川ダムの60分雨量が50mm以上を観測した時

※2 浅野川の水防警報（準備）については、以下の基準のいずれかで発表される。

- ①天神橋において、氾濫注意水位(1.7m)に達するか又は達するおそれがある時
- ②芝原橋が氾濫注意水位(2.1m)に達した時
- ③芝原橋の60分雨量が50mm以上を観測した時

エ 水防法第13条第2項に基づき、知事は、県管理である犀川水系及び大野川水系の下表の河川において、避難判断水位等への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位情報周知河川）に指定している。

水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

(1) 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該水位を管内に有する土木総合事務所長が発表する。

(2) 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所が発表する。

(3) 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所が発表する。

表3-3-5 水位情報周知河川

水系名	河川名	観測所名	所在地	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位
犀川	高橋川	四十万田橋	金沢市南四十万3丁目	0.4m	0.5m	0.6m	0.80m
		馬替	金沢市馬替2丁目	1.4m	1.6m	1.8m	2.14m
	犀川	下菊橋	金沢市清川町	2.5	2.6	2.8	3.20
		示野橋	金沢市袋畠町	3.2	3.3	3.7	4.60
	伏見川	山科	金沢市山科3丁目	0.6	0.6	0.9	1.60
		米泉	金沢市米泉町	2.0	3.1	3.5	4.20
	安原川	長池	野々市市長池	1.4	1.7	2.1	2.54
		安原大橋	金沢市中屋町	2.2	2.5	2.9	3.70
大野川	浅野川	天神橋	金沢市材木町	1.7	1.9	2.2	2.70
	大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	0.8	1.0	1.1	1.20
	河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目	0.9	1.1	1.2	1.30
		潟端	津幡町潟端	0.9	1.1	1.2	1.30
		八田	金沢市八田町	0.9	1.1	1.2	1.30
	金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	2.0	2.1	2.5	3.10
		金腐川橋	金沢市大浦町	2.8	3.1	3.3	3.74
	森下川	薬師	金沢市河原市町	3.1	3.8	4.0	4.33
		森本大橋	金沢市北森本町	2.8	2.9	3.6	4.90

5 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

ア 火災警報は、市の区域を対象として市長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。

イ 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して市が定める。

ウ 火災気象通報は、金沢地方気象台が行う。

エ 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ・ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になる見込みのとき。
- ・ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速11m/sを超える見込みのとき。
- ・ 気象官署（金沢、輪島）における平均風速13m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ・ ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。

6 土砂災害警戒情報

ア 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、金沢市を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第 51 条、第 55 条、第 60 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の 2）

なお、市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

イ 土砂災害警戒情報の発表対象、発表基準は次のとおりである。

発表対象	石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎に発表される。
発表基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、石川県監視基準に達した時、協議して発表する。

ウ 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合。

エ 詳細情報については、石川県砂防課が提供する「土砂災害情報システム」および気象庁が提供する「防災情報提供システム」（インターネット）から確認するものとする。

オ 土砂災害警戒情報の留意点として、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生、地質、風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知、予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

カ 国又は県は、大規模な土砂災害が急迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、市が適切に住民の避難指示を行えるよう、必要な緊急調査を実施し、土砂災害が想定される地区及び時期に関する情報を提供する。

7 その他の警告等

市長は、本節 3 から 6 以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

第4節 災害予警報の伝達体制

所 管 □危機管理監、市民局…防災班 □都市政策局…広報班、連絡調整班

1 基本方針

市は、県、報道機関等と相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき、県に対し放送機関に災害予警報の伝達を要請するよう依頼する。

2 水防警報、火災警報の放送

県が発する水防警報及び市が発する火災警報について、市は、必要があると認めた場合、放送協定に基づき県が放送機関に要請するよう依頼する。

3 市長及びその他の機関が発する警告等の放送

市及びその他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、市は、県を通じて放送機関に放送を行うよう要請する。

4 非常時における予報及び警報等の伝達徹底方策

- ア 災害のため通常の警報等の伝達系統によりがたい場合における県から市への警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、概ね次の要領により行われる。
- i 非常通信による伝達
 - 北陸地方非常通信協議会及び石川地区非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を経て、最寄りの無線局に非常通信により伝達される。
 - この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定される。
 - ii バイク徒歩等による伝達
 - 非常通信により受信した無線局から市役所への伝達は、通信施設がない場合は、直接又は住民の協力により徒歩又はバイク等により伝達する。
- イ 災害応急対策責任者は、トランジスタラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。

第5節 災害予警報別の伝達

所 管 □危機管理監、市民局…防災班 □都市政策局…広報班、連絡調整班

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、図3-5-1「気象警報等伝達系統図」に示すとおり、関係機関に速やかに伝達する。

ア 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行われる。

イ 県は、石川県総合防災情報システム、FAX通信網により速やかに市へ伝達する。

市は、本計画に定めるところにより直ちに住民及び関係機関へ周知する。

ウ 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

エ 西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し、市へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

表3-5-1 警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

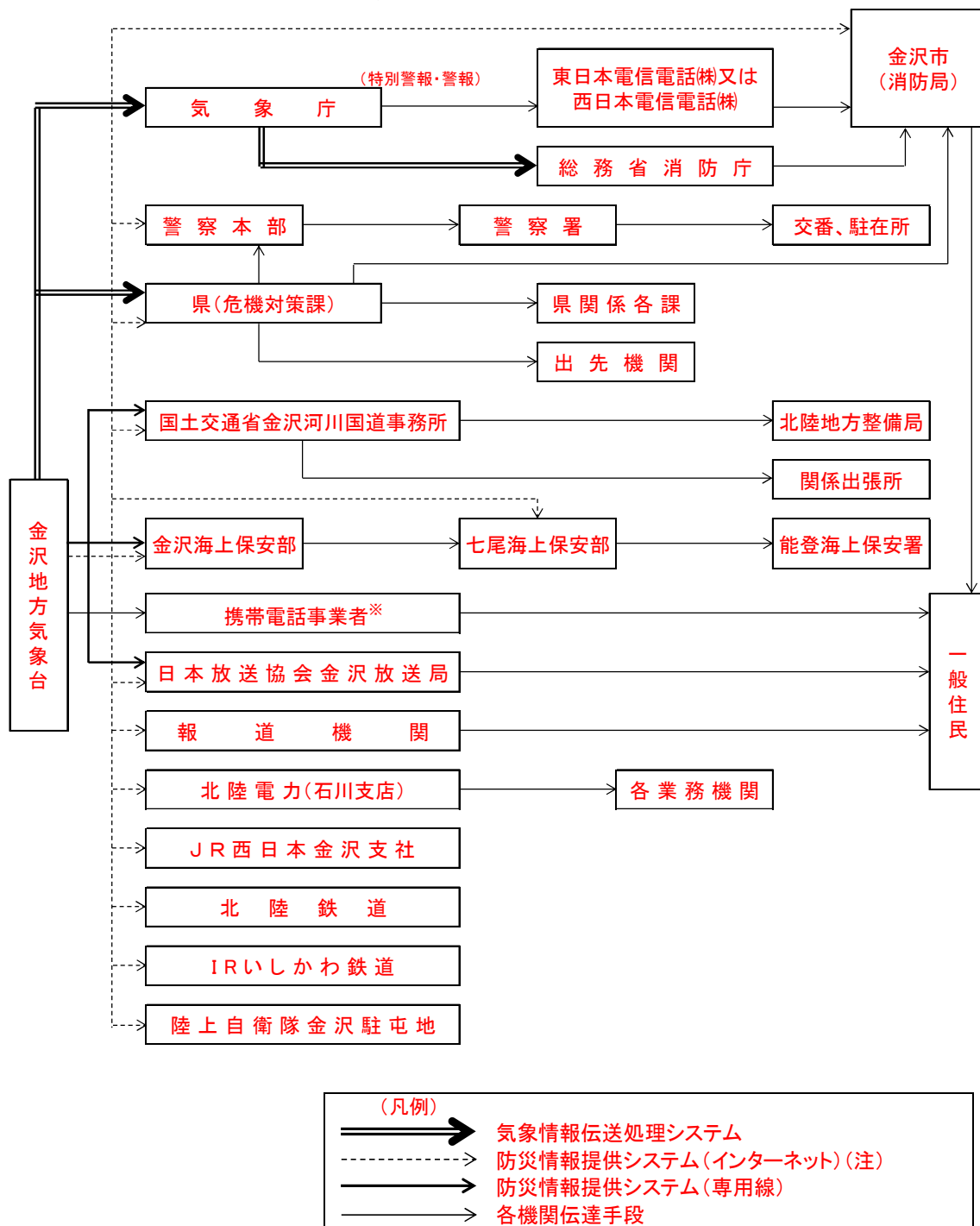
オ 放送機関は、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあつては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

カ その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

表 3-5-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢ケーブル(株)	南町 2-1	224-1114	224-8300
(株)ラジオかなざわ	南町 2-1	265-7800	265-7845

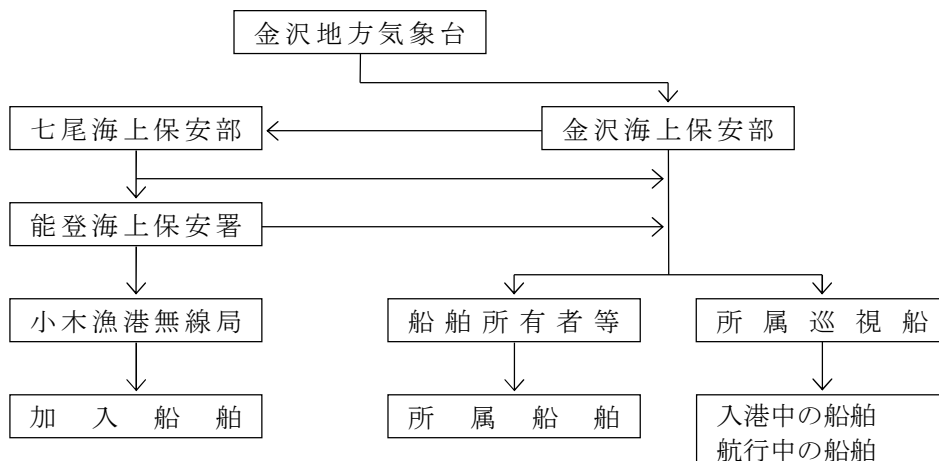
[金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図]



(注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

〔金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図〕



備考 船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

図 3 - 5 - 1 気象警報等伝達系統図

3 水防警報等の伝達

水防警報の伝達については、次のとおりとする。

- ア 国土交通省金沢河川国道事務所及び県（関係土木事務所）は、水防警報を発し、又は解除したときは、水防計画の定めるところにより（国土交通省金沢河川国道事務所にあつては、県を通じ）、一般の通信施設により関係水防管理者（市）に速やかに伝達する。
- イ 県は、自ら発し、又は受領した水防警報について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- ウ 水位情報周知河川については、県は、水防警報と同様に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）を関係機関に伝達する。市長は、この到達情報をもって、避難指示の発令の目安のひとつとする。
- エ 国土交通省金沢河川国道事務所又は県が水防警報を発しない中小河川の予防予知については、水防管理者（市）が行い、必要がある場合は、警報により措置する。
- オ 石川県水防計画第 10 章第 3 節「水位の観測、通報及び公表」に定める通報があつた場合は、水防管理者（市）は直ちに危機管理課等へ通報する。

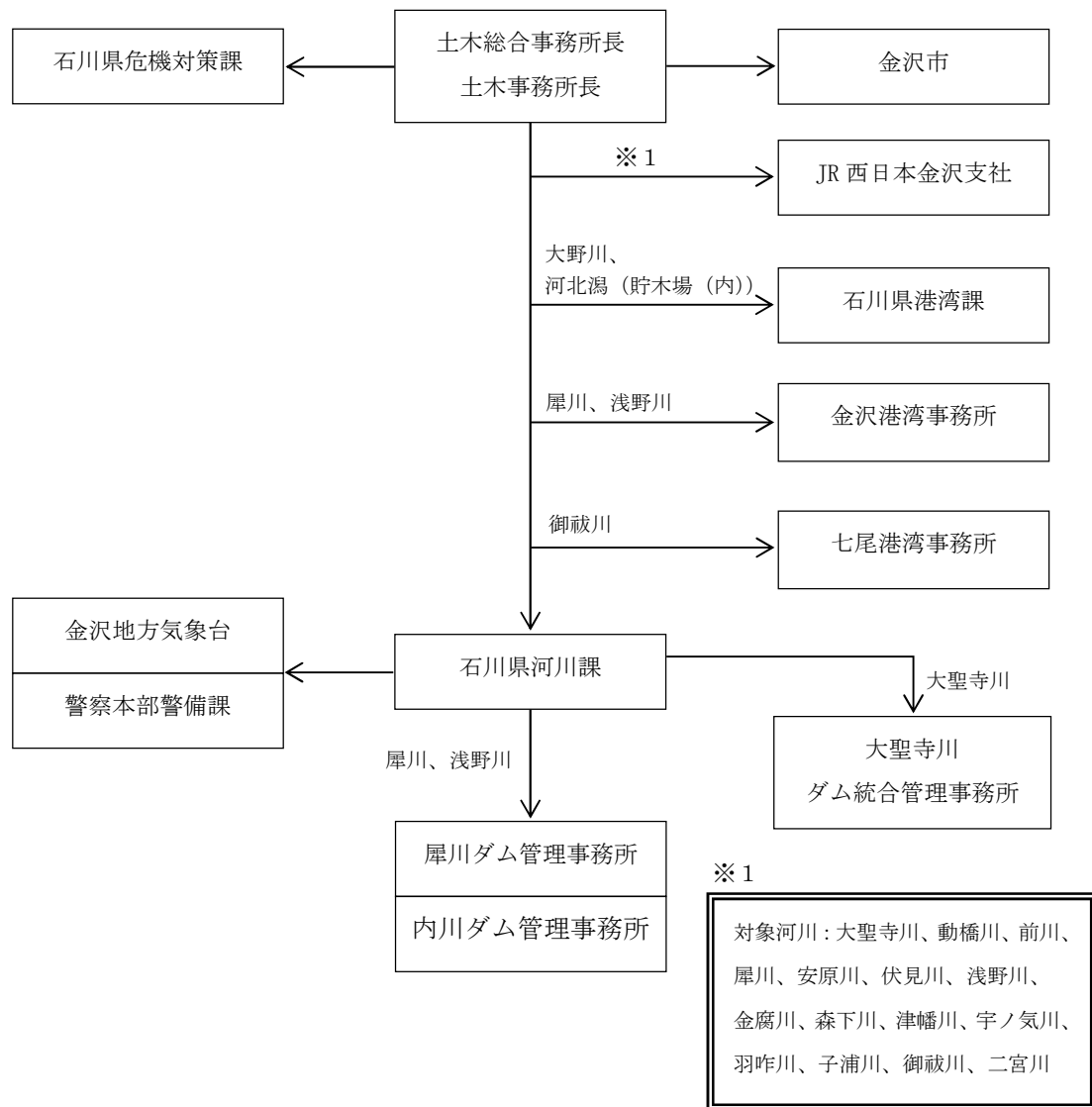


図3-5-2 水防警報等伝達系統図（石川県）

4 火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除した場合には、半鐘、サイレン吹鳴、その他本計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底し、県宛てに通報する。

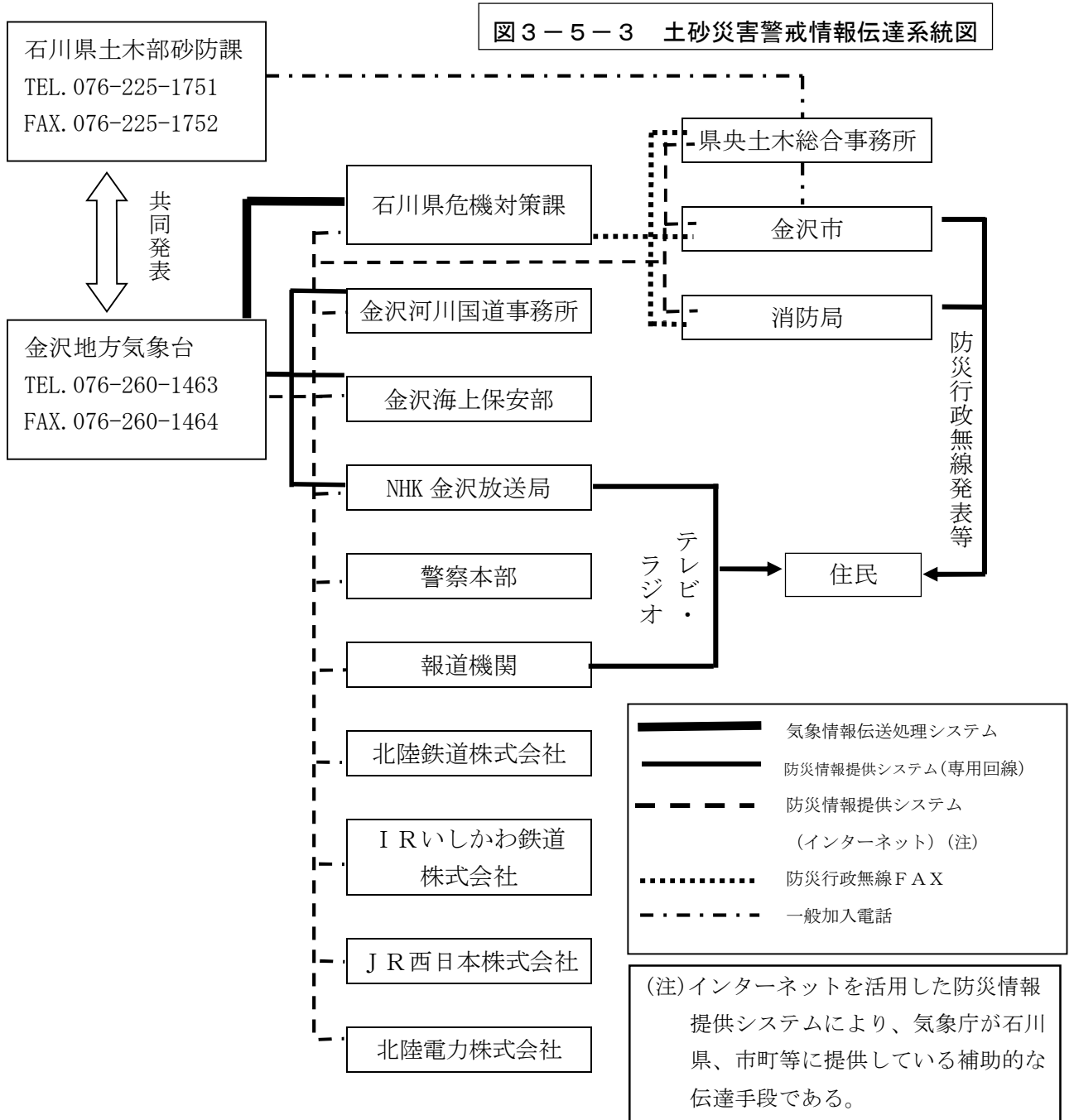
5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

ア 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、西日本電信電話株式会社は市への伝達を行わない。

イ 県から市への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報を取捨選択されることがあり、解除については、原則として行われぬ。

6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県が共同で発表する土砂災害警戒情報は、次のとおり速やかに関係機関へ伝達される。



7 市長及びその他の機関が行う警告等の伝達

気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市長及び市を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、本計画に定めるところによる（本章第7節「災害情報の収集・伝達」）。市長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市長の放送要請は、県を通じて行う。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

第6節 応援要請

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班	<input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班、人事動員班
	<input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班

1 基本方針

災害時における広域的な後方支援体制を確保するため、県、自衛隊、他市町村等に対して応援要請を行うとともに、海外からの支援を受入れる。

2 応援要請の担当局

応援要請は、本部長の指示に基づき、危機管理監、消防長、企業局長が各関係機関に対して行う。

3 県知事に対する要請

(1) 要請の手続

県知事に応援要請又は応急措置を要請する場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対して県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は、次の事項を明らかにして行う（災害対策基本法第68条）。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

4 自衛隊の派遣要請の要求（詳細は本章第10節「自衛隊の災害派遣」を参照）

(1) 派遣要求の手続き（災害対策基本法第68条の2）

ア 本部長は、応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣の要請を求める。

この要求をする場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにして県防災行政無線又は電話等をもって要求し、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ii 派遣を希望する期間
 - iii 派遣を希望する区域及び活動内容
 - iv その他参考となるべき事項
- イ 本部長は、前号の県知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況等を指定部隊等の長に通知する。
- この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

表 3-6-1 連絡自衛隊機関

防衛大臣の指定する者	有線電話	連絡責任者
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	076-241-2171	第3科長
海上自衛隊 舞鶴地方総監	0773-62-2250	3幕僚室長
航空自衛隊 第6航空団司令	0761-22-2101	防衛班長
自衛隊 石川地方協力本部長	076-291-6250	渉外・広報室長

(2) 受入措置等

本部長は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務局長（総務情報班）に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

表 3-6-2 受入措置等

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と作業計画等について協議・調整の上、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を準備する。
県への報告	防災班、総務情報班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について、県（危機管理監室危機対策課）に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(3) 経費の負担

次に掲げるものを除き、部隊の派遣を受けた場合の経費は、市の負担とする。

- ア 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通過料を除く）
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食糧費
- エ その他部隊に直接必要な経費

5 他市町長、指定地方公共機関等への要請

(1) 応援協定締結市長等への要請

ア 本部長は、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき、他の市町長等に対し、応援要請を行う。

表 3-6-3 最初に要請する項目

人的応援	①各市町の災害対策本部担当課の職員
	②建築・土木担当職員
	③福祉・保健担当職員
物的応援	①飲料水（給水車）
	②食料（調理を要しないもの）
	③毛布
	④仮設トイレ
	⑤燃料

イ 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は文書により応援を要請する。基本的には、急を要するため電話、ファックスなどによるが、有線電話が機能しない事態においては、無線やインターネット等可能な手段で要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び通行可能経路
- ii 必要とする食料、資材、機械、その他職員の派遣等の種類及び数量
- iii 必要とする期間
- iv 希望する場所
- v 連絡先及び担当者氏名

ウ 災害時相互応援協定締結市町

- ・ 北陸3都市災害時相互応援協定（平成7年8月7日締結）
富山市（中核市と重複）、福井市
- ・ 石川県内市災害時相互応援協定
（平成7年9月6日締結、平成17年8月24日、平成24年1月25日再締結）
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市
- ・ 中核市災害相互応援協定（令和5年4月1日現在）

応援チーム番号	中核市名(62市)
①	函館市、郡山市、宇都宮市、岡崎市、奈良市、松山市、長崎市、枚方市、鳥取市、甲府市
②	いわき市、高崎市、柏市、長野市、大津市、福山市、大分市、八王子市、明石市、寝屋川市、一宮市
③	青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、倉敷市、那覇市、越谷市、八尾市、山形市、松本市
④	旭川市、前橋市、豊田市、高槻市、姫路市、高知市、鹿児島市、呉市、福島市、福井市
⑤	秋田市、船橋市、金沢市、西宮市、和歌山市、下関市、宮崎市、佐世保市、川口市、吹田市
⑥	盛岡市、川崎市、富山市、東大阪市、高松市、久留米市、豊中市、八戸市、松江市、水戸市

・ その他市町

県内	内灘町（金沢市・内灘町災害相互応援協定 平成17年8月18日締結） 津幡町（金沢市・津幡町災害時相互応援協定 平成20年1月18日締結）
県外	高岡市（金沢市・高岡市災害時相互応援協定 平成8年3月4日締結 平成17年12月1日再締結） 静岡市（災害時相互応援に関する協定書 平成8年5月31日締結） 小矢部市（金沢市・小矢部市災害時相互応援協定 昭和57年8月12日締結 平成17年12月8日再締結） 南砺市（金沢市・南砺市災害時相互応援協定 平成20年2月8日締結） 砺波市（金沢市・砺波市災害時相互応援協定 平成20年2月8日締結）

（2） その他市町、指定地方公共機関等への要請

ア その他市町及び指定地方公共機関等への要請については、（1）に準じて行う。

イ 郵便局との災害時相互協力協定

金沢市内78局（平成10年1月16日締結）

表3-6-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話
郵政事業関係、情報の伝達・提供、医療救護活動	日本郵便（株）北陸支社	上堤町1-15	220-3011

（3） 受入体制

他市町及び指定地方公共機関等の応援の受入れについては、災害対策本部組織に定める市民局、総務局、消防局、企業局が中心に行い、応援隊などの宿泊場所、燃料の確保、支援資機材などの集結場所その他応援を受けるために必要な受入体制については、概ね本節⁴（2）「受入措置等」に準じて行うものとする。

6 指定行政機関等への職員の派遣要請

ア 本部長は、必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、また指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条、30条）

イ 本部長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、県知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める。

ウ 職員の派遣要請手続き及び受入体制については、概ね本節⁴（1）「派遣要求の手続き」に準じて行うものとする。

【参照】資料22 防災関係機関等連絡一覧表

7 他の都道府県消防機関に対する派遣要請

本章第9節「消防・救急活動」に定めるところにより、派遣要請を行う。

8 経費の負担

援助に関する経費は、自衛隊の災害派遣に伴う経費負担を除き、法令及び相互援助協定の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

9 宿泊施設等の確保

これら応援要請した職員等を受入れる宿泊施設及び駐車施設等の確保に努める。

10 広域応援協力体制の確立

県及び市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

また市は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

11 海外支援の受入れ

(1) 支援活動の申入れ、受入れ決定

海外からの支援は、外交ルートを通じて外務省から県、市に対して支援の申入れがある場合と、NGO（非政府組織）団体から直接県、市に対して支援の申入れがある場合が想定される。

災害対策本部は、海外支援の申入れ（支援国・団体、支援の種類・人員、到着日時等）があった場合は、災害の状況や対策活動の必要性等を総合的に判断し、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定し、関係機関に回答する。

なお、国は、大規模災害発生時において、実際に海外から支援の申入れがあった場合における迅速な対応を図ることを目的に、平成10年1月20日関係省庁連絡会議申合せにより、支援受入れ分野ごとの対応省庁等を定めている。

【参照】資料23 海外からの支援受入れ可能性のある分野の対応省庁

(2) 支援部隊の受入れと撤収

海外支援部隊を受け入れたときには、活動内容、場所の調整や情報の提供、通訳の派

遣等を行うほか、宿泊場所の確保など概ね本節⁴(2)「受入措置等」に準じて必要な受入措置を行う。

海外支援部隊の活動が終了したとき又は活動の必要性がなくなったときには、海外支援部隊の責任者や県と協議のうえ、撤収を要請する。

第7節 災害情報の収集・伝達

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班	<input type="checkbox"/> 都市政策局…広報班、連絡調整班
	<input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班、被害調査班、情報網維持班	
	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班	<input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 地区支部

1 基本方針

災害時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い、県及び防災関係機関との有機的な連携を図る。

2 通信手段の確保

(1) 情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、本部と地区支部、本部と県災害対策本部各相互のルートを基本として、警察署、防災関係機関及び報道機関の緊密な連携のもとに行う。

(2) 情報収集伝達の手段

情報の収集、伝達は、あらゆる手段を有効に活用して行う。電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。

① 無線システム

ア 同報防災無線

表 3-7-1 同報防災無線の設置状況（令和4年度末）

基地局	1局 第1通信所 災害対策本部室 第2通信所 市消防局
中継局	1局 医王山中継局
拡声子局	199局
戸別受信機	422台

- (注)・ 拡声子局は、平成6～7年度の2年計画で海岸地域に計画整備
平成8～9年度の2年計画で市内全域に計画整備
平成10年度山間部の不感地区用として中継局及び拡声子局を整備
平成11年度浸水常襲地域に整備
平成24～26年度の3年計画で、デジタル化及び拡声子局増設
- ・ 戸別受信機は、小中学校、高等学校、大学、保育所、幼稚園、公民館、消防署、公共施設、自主防災組織に整備

【参照】資料 24 金沢市同報防災無線配備一覧表

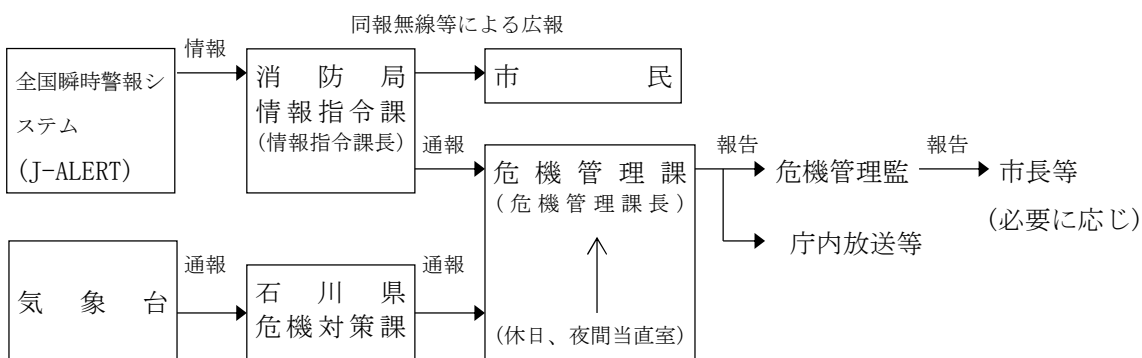
- イ 消防無線
 - ・ 基地局 8 局(受信専用基地局 3 局含む)、車載型移動局 169 台(消防団 104 台含む)、携帯型移動局 97 台、可搬型移動局 8 台、卓上型移動局 13 台(平成 29 年度末)
 - ・ 平成 26~27 年度…消防救急デジタル無線整備
 - ・ 平成 28 年度……消防救急デジタル無線正式運用
 - ウ 金沢市企業局無線
 - ・ 基地局 2 局 ・ 通信所 2 か所 ・ 陸上移動局 36 台
 - エ 石川県防災行政無線(衛星系)
 - ・ 金 沢 市 局 危機管理課…TEL 外線 1-201 FAX1-201
 - ・ 金沢市消防局 情報指令課…TEL 外線 1-451 FAX1-451
 - オ アマチュア無線
 - ・ 1 局 危機管理課…呼出符号 J A9Z F A 金沢市役所ハムクラブ
- ② 情報通信、携帯電話システム
- ア 災害時優先電話
 - ・ 市災害対策本部 26 回線
 - ・ 市庁舎内電話 指定箇所 4 回線
 - ・ 市施設 165 回線
 - ・ 分団等 13 回線
 - イ 衛星電話
 - ・ 市災害対策本部 8 台
 - 災害対策本部室 半固定型 5 台
 - 移動局 携帯型 3 台
 - ・ 拠点避難場所等 半固定型 106 台
 - ウ 携帯電話
 - ・ 市災害対策本部 82 台(全て災害時優先登録)
 - ・ ほかに各課で常備
 - エ F A X
 - ・ 市所有の F A X の活用

- ③ 消防監視カメラ
- ④ 携帯電話、パソコンを通じて「金沢ぼうさいドットコム」による情報伝達
- ⑤ 専用 Web サイトに防災行政無線で放送した内容を音声と文字で提供
- ⑥ 災害時情報収集代表電話による情報収集（電話番号：076-220-2112）
- ⑦ 広報用車両及び消防車等による情報伝達（警鐘、サイレンを含む）
- ⑧ 報道機関の協力による情報伝達
- ⑨ 自主防災組織等を通じた情報の収集、伝達
- ⑩ NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用
- ⑪ 携帯電話災害用伝言板サービスの活用
- ⑫ 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達
- ⑬ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報伝達
- ⑭ 災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達
- ⑮ 地域活動発信アプリ（結ネット）による情報伝達

3 気象警報、災害情報等の受理、伝達

(1) 受理・伝達系統

- ① 気象警報・注意報が発表された場合
危機管理課より関係課にFAX等で通報するほか、必要に応じて庁内放送等により周知徹底を図る。
- ② 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合
消防局、県その他の防災機関より災害情報等の通報があったときは、危機管理課を通じて、市長、副市長に報告するとともに、庁内放送等により関係局課長及び職員に伝達する。



(注) 当直は緊急情報専用電話に連絡する。

図 3-7-1 気象警報、災害情報等の受理・伝達系統

(2) 受理、伝達の方法

- ア 県災害対策本部から通知される気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部準備室、危機管理課）において受理する。
- イ 本部の各局長は、重要情報を受理したときは、危機管理課を通じて、本部長、副

本部長へ報告する。

ウ 気象情報、災害情報等は、同報防災無線、広報用車両及び消防車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図る。

4 災害発生直後の災害情報等の収集、伝達

(1) 情報の処理

ア 地区支部担当職員、消防団員及び自主防災組織の責任者等は、地域における災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を迅速、的確に収集し、本部又は消防局へ通報する。

イ 本部担当職員は、自宅から本部に参集するルートにおける災害の状況及び災害応急活動が必要な情報を収集し、本部及び消防局へ通報する。

ウ 本部は、有線、無線、ラジオ、テレビ等あらゆる手段を通じて、災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を収集、伝達する。

エ 本部は、災害対策本部の設置に当たって、情報の収集・伝達に必要な通信手段の被害状況把握、確保を図る。

オ 本部は、災害に関するすべての情報を受理し、災害状況を整理分析し、災害に関する全体状況の常時把握に努める。

災害情報種別には、消防情報、警察情報、海上保安情報、職員参集時情報、災害対策本部各局情報、地区支部又は自主防災組織情報、ボランティア情報、ライフライン情報、交通情報、応援情報、マスコミ・市民その他からの多様な情報があり、これらを可能な限り収集整理し、逐次現況等を確認しながら、正確かつ総合的な情報把握に努める。状況に応じて、地理情報システム（GIS）も活用して災害情報を整理し、関係機関との情報共有を図る。

カ 本部は、災害情報のうち緊急を要する事項は直ちに関係部局に連絡し、適切な応急活動を実施する。

(2) 収集、伝達すべき情報

ア 被害状況（人的、建物、公共施設等）

イ 人命危険、救助情報及び安否状況

ウ 火災発生、延焼拡大状況

エ 山、がけ崩れ情報

オ ガス、危険物漏洩その他二次災害状況

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況

キ 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況

ク 傷病者の収容状況

ケ 遺体検案、遺体安置状況

コ 避難情報、避難状況

サ 避難場所の設置状況及び避難生活状況

- シ 応急給食、応急給水必要情報
 - ス 生活必需品等物資在庫及び供給の状況
 - セ 支援物資状況
 - ソ 市災害対策本部、地区支部設置状況
 - タ 災害応急対策実施状況
 - チ 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況
 - ツ ボランティア、民間支援団体等の状況
 - テ 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況
 - ト 交通規制情報
 - ナ ライフライン施設の被害情報及び復旧状況
 - ニ 金銭債務処理状況及び金融の動向
 - ヌ 物資の価格、役務の対価状況
 - ネ 観光客等の状況
 - ノ その他必要な情報
- 【参照】資料 25 金沢市災害情報緊急報告書
資料 26 金沢市災害状況等報告書
資料 27 避難状況報告書

表3-7-2 時系列ごとの収集、伝達すべき状況

	時 期		
	警戒期（発災前）	初動期（発災～3日目程度）	收拾・復旧期（3日後～）
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・警報、注意報等の情報 ・高齢者等避難、避難指示等の情報 ・警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・警報、注意報等の情報 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報 ・警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・警報、注意報等の情報（二次災害に備えて）
被害情報	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域の被害情報全般（テレビ・ラジオ等の情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・山、がけ崩れ情報 ・被害状況（人的、建物、公共施設等） ・人命危険、救助情報及び安否状況 ・火災発生、延焼拡大状況 ・ガス、危険物漏洩その他二次災害情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況（人的被害、建物被害、公共施設等） ・人命危険、救助情報及び安否状況 ・ガス、危険物漏洩その他二次災害状況
避難・避難生活情報		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 ・医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 ・傷病者の収容状況 ・遺体検案、遺体安置状況 ・避難情報、避難状況 ・避難所の設置状況及び避難生活状況 ・応急給食、応急給水必要情報 ・生活必需品等物資在庫及び供給の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 ・医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 ・傷病者の収容状況 ・遺体検案、遺体安置状況 ・避難情報、避難状況 ・避難所の設置状況及び避難生活状況 ・応急給食、応急給水状況 ・生活必需品等物資在庫及び供給の状況 ・支援物資状況
体制確保情報		<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部、地区支部設置情報 ・災害応急対策実施状況 ・自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部、地区支部設置情報 ・災害応急対策実施状況 ・自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 ・ボランティア、民間支援団体等の状況
道路・ライフライン情報		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 ・交通規制状況 ・ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 ・交通規制状況 ・ライフライン施設の被害情報及び復旧状況
その他の情報			<ul style="list-style-type: none"> ・金銭債務処理状況及び金融の動向 ・物資の価格、役務の対価状況 ・観光客等の状況 ・その他必要な情報

(3) 被害状況の調査

被害状況の調査は、調査担当員を現地に派遣し、各自主防災組織（町会）、農林漁業団

体、商工業団体、民間団体等の協力を得て、迅速かつ正確な調査の実施に努める。

5 県、防災関係機関、報道機関との連携

(1) 県災害対策本部への報告及び要請

本部は、逐次災害状況を取りまとめ、速やかに県災害対策本部に対して次の事項について報告し、要請を行う。

なお、県災害対策本部への報告、要請ができない場合は、直ちに消防庁へ報告し、要請を行う。

また、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 緊急要請事項

(2) 防災関係機関との連携

本部は、県及び各種の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

【参照】資料 22 防災関係機関等連絡一覧表

(3) 報道機関との連携

本部は、広範囲の住民に情報を伝達する場合は、報道機関に対して情報を提供し、ラジオ、テレビ等による周知徹底を図る。

6 通信・情報施設の応急対策

(1) 有線・無線通信施設等

直ちに災害時優先電話、衛星電話、同報防災無線等の重要通信設備の状況を点検調査し、電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。同時に、あらかじめ想定された多様な情報伝達・収集手段（無線、有線、衛星ネットワークなど）の中から、即時可能な情報伝達・収集手段を確保するとともに、必要に応じて北陸総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。また、通信設備に障害を生じた場合には、西日本電信電話株式会社、携帯電話通信事業者等電気通信事業者に要請し、防災関係機関の通信回復を最優先に応急回復措置及び臨時代替措置を講ずる。

(2) コンピュータ・システム

コンピュータ・システム及びネットワークの状況を点検調査し、障害が生じた場合には速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第8節 災害広報

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班 都市政策局…広報班
総務局…総務情報班 消防局…消防班

1 基本方針

災害等の情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確な災害応急対策をできるよう、防災関係機関の協力を得て、必要な広報を行う。市としての広報の方針を定め、問い合わせへの対応に終始することなく、積極的な広報を心がけることとする。

2 広報事項

広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 災害発生時の注意事項、被害の防止に関する注意事項
- イ 気象、水防、火災注意報、警報情報等
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定
- エ 自主防災組織等に対する防災活動実施要請
- オ 民心安定のための市民に対する呼びかけ
- カ 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧状況
- キ 防災関係機関の対応状況
- ク 被災者の安否情報
- ケ その他生活情報

表3-8-1 災害時に伝達、広報する主要情報と情報整理

主 要 情 報	情 報 整 理
1. 災害情報、避難等情報 ①気象情報、災害情報、避難時注意情報 ②高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難開始、警戒区域設定情報 ③二次災害防止情報	災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部
2. 救援活動情報 ①自主防災組織、団体等への防災活動実施要請 ②救援活動情報、防災関係機関の対応状況 ③民心安定のための呼びかけ ④市長からのメッセージ情報 ⑤ボランティア活動要請情報	災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 福祉健康局
3. 災害被害情報 ①ライフライン被害、復旧情報 ②公共交通機関の被害、代替情報、復旧情報 ③道路情報（被害状況、交通規制、通行止め）	企業局、関係機関 交通関係機関 警察、土木局
4. 生活情報 ①被災者の安否情報、遺体安置情報 ②避難所等情報 ③水、食料、生活必需物資配給情報 ④ごみ、し尿処理情報、仮設トイレ情報 ⑤生鮮食料品その他物資情報、商工業等の経済情報 ⑥医療情報 ⑦応急危険度判定、危険建物立入禁止等情報 ⑧教育情報（学校の休校、再開等情報） ⑨各種相談窓口情報 ⑩その他生活情報、行政サービス情報	警察、消防局、市民局、福祉健康局 危機管理課、市民局 危機管理課、市民局、経済局 経済局、環境局 経済局、農林水産局 福祉健康局 都市整備局 教育委員会 各局 各局
5. 行政施策情報 ①災害対策本部情報 ②り災証明 ③各種減免・延期措置情報 ④災害義援金・見舞金・弔慰金等情報 ⑤経済活動支援情報 ⑥各種融資制度・災害対策その他の情報	災害対策本部 総務局、消防局 総務局 福祉健康局、総務局、会計課 経済局 各局

3 実施方法

(1) 広報の手段

災害応急対策に必要な事項の周知は、本部が行う。なお、豪雨時等には、下記の手段のうちアやオは聞き取れないことがあることに注意し、他の複数の手段を組み合わせ住民への伝達を行う。

なお、同報防災無線などが、電源喪失などにより利用できなくなった場合は、広報車、職員による地域巡回や報道機関の活用など、その他の取り得る代替手段を用いて的確な広報を実施する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であるこ

とから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。さらに、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。

- ア 同報防災無線、サイレン、半鐘
- イ 災害緊急ラジオ放送設備によるコミュニティFM放送への緊急割込放送
- ウ ケーブルテレビを利用した緊急放送
- エ 避難所や自主防災組織を通じた連絡
- オ 広報用車両、消防車
- カ ラジオ、テレビ、新聞等による市政広報
- キ 掲示板広報や臨時災害対策広報誌の発行
- ク 紙媒体（チラシの張り出し、配布）やFAX
- ケ インターネット（メール、ホームページ、フェイスブックやX（エックス）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、電光情報表示システム、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用した情報の提供

表3-8-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	FAX
金沢ケーブル（株）	南町2-1	224-1152	224-8300
（株）ラジオかなざわ	南町2-1	265-7800	265-7845

（2）報道機関の協力による広報

報道機関担当広報職員を配置し、報道機関と緊密な連携協力体制をとり、ラジオ、テレビ、新聞等による呼び掛けや被災者への生活情報等を提供する。

なお、報道機関に対しては、災害対策本部職員に対する個別の取材・照会等は避けるよう要請するとともに、定時の記者会見、情報を貼付する専用ボードの設置等を行い、災害応急対策業務の実施と報道機関への情報提供を両立させる。

（3）要配慮者への広報

被災外国人や聴覚、視覚等の障害のある人に対しては、各種国際交流団体、障害者団体（ボランティア含む。）やマスコミ等の連携協力を得て、外国語による情報提供、外国語放送、文字情報、点字広報、手話通訳による放送などの情報提供に努める。

（4）観光客や帰宅困難者への広報

市は、市内中心部などにおいて災害に遭遇した観光客等の外来者や帰宅困難者に対して、一時的に観光施設や駅、設定された避難場所などにとどまり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報を行い、一斉帰宅の抑制を図る。

表3-8-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	

(5) 県に対する広報要請

災害応急対策上必要に応じて県に要請する。

(6) 災害に関する記録

広報活動や情報活動等を通じて、災害の救援・復旧・復興に関する資料を収集、整理し、災害活動に関する総合的な記録整理を行う。

4 地域住民が災害応急活動上必要な情報を入手する方法

- ア ラジオ、テレビ
気象情報、警報、交通機関運行状況等
- イ 同報防災無線、広報用車両、消防車
主として市域内の情報、指示、指導等
- ウ 自主防災組織を通じての連絡
主として市からの指示、指導、救助措置等
- エ サイレン、半鐘
火災等が発生し、又はおそれがあることの伝達
- オ インターネット(ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、緊急速報メール等)、
コミュニティFM放送等
気象情報、警報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所情報、災害時生活支援情報等

5 社会秩序維持活動

社会の混乱を鎮め、市民生活を安定し、社会秩序を維持するため、警察等関係機関と連携して社会秩序を維持するための活動を行う。

- ア 災害に関する流言飛語の動向調査と正確な災害情報の広報
- イ 社会秩序維持のための自主防災活動の要請
- ウ 生活物資の需給など生活情報の提供

- エ 道路、避難、買出し、電話の混乱状況の把握と復旧情報等の提供
- オ 県知事委任に基づく権限の行使又は強制措置
- カ 県及び警察等関係機関に対する応急措置等の実施の要請
- キ 犯罪情勢及び予防対策の広報

6 被災地域の相談・要望等の対応

市は、臨時相談窓口を設置して住民の相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第9節 消防・救急活動

所 管 □消防局…消防班

1 基本方針

火災及び風水害その他の災害、事故等が発生した場合において、消防局は消防力を最大限に活用し、また、防災関係機関と連携し、市民の生命及び財産を守り、被害の軽減を図るものとする。

2 組 織

消防局、消防署及び消防団は、現有の組織、人員、施設及び機械器具について、効果的な運用及び適正な整備保全を図るとともに、高層化、深層化する特殊建築物災害及び道路交通事情の悪化に伴う救急需要増大に対応する車両、資機材、人員等の整備増強に努め、複雑化、特殊化、大型化する災害に対処する。

(1) 消防局、消防署の組織

消防局及び消防署は、1局4課、3消防署・9出張所で組織し、指揮隊3隊、消防隊13隊、救助隊2隊、特殊車隊6隊、救急隊13隊を常時配備する。

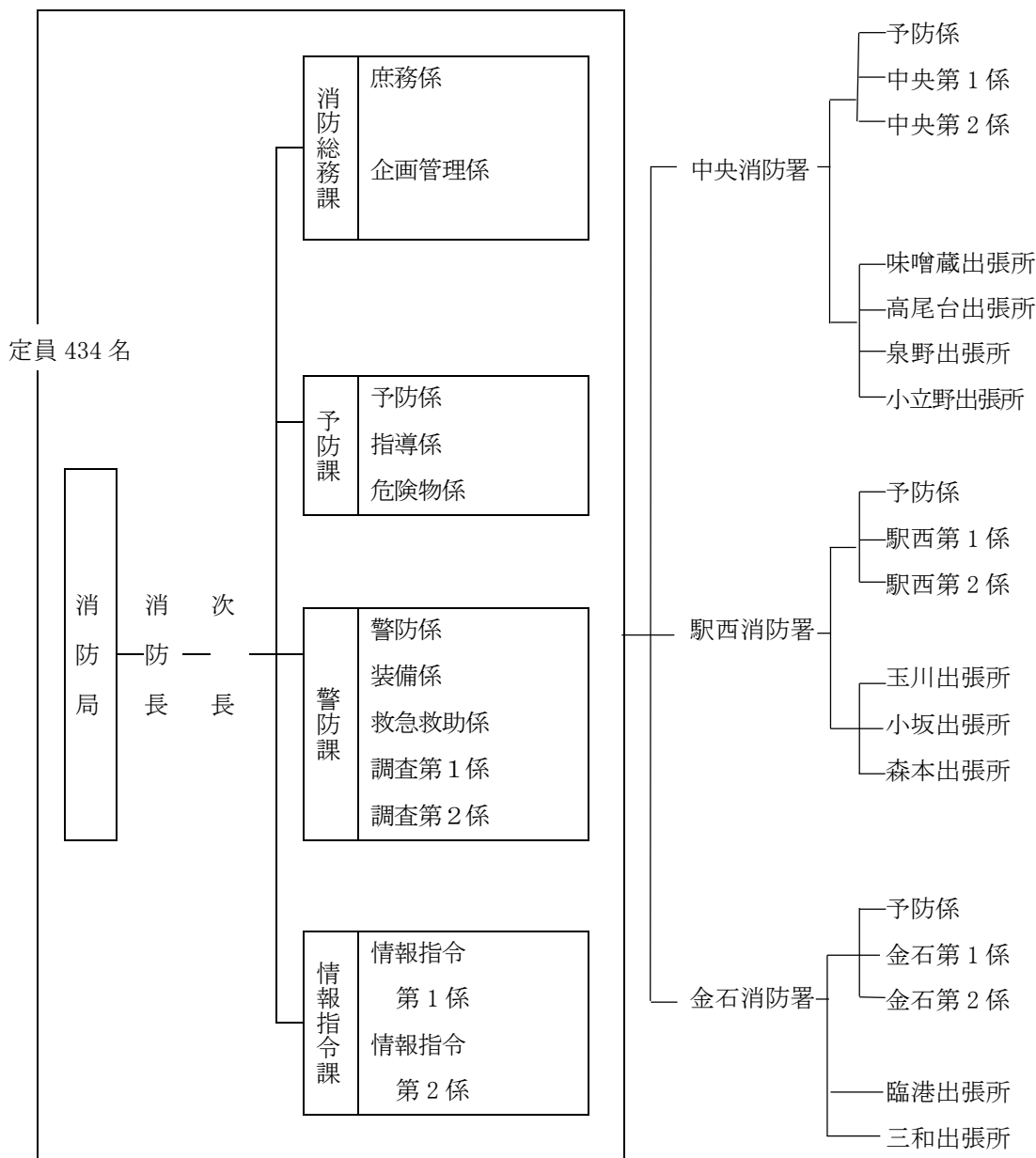


図 3 - 9 - 1 消防局、消防署の組織構成

(2) 消防団の組織

第一、第二、第三消防団の下に、49 分団で組織し、各消防団の緊密な連絡調整と健全な運営を図るため、金沢市消防団連合会を設置する。

○金沢市消防団連合会



○金沢市の消防団（3 団、49 分団、基本団員 1, 248 名、機能別 245 名以内）

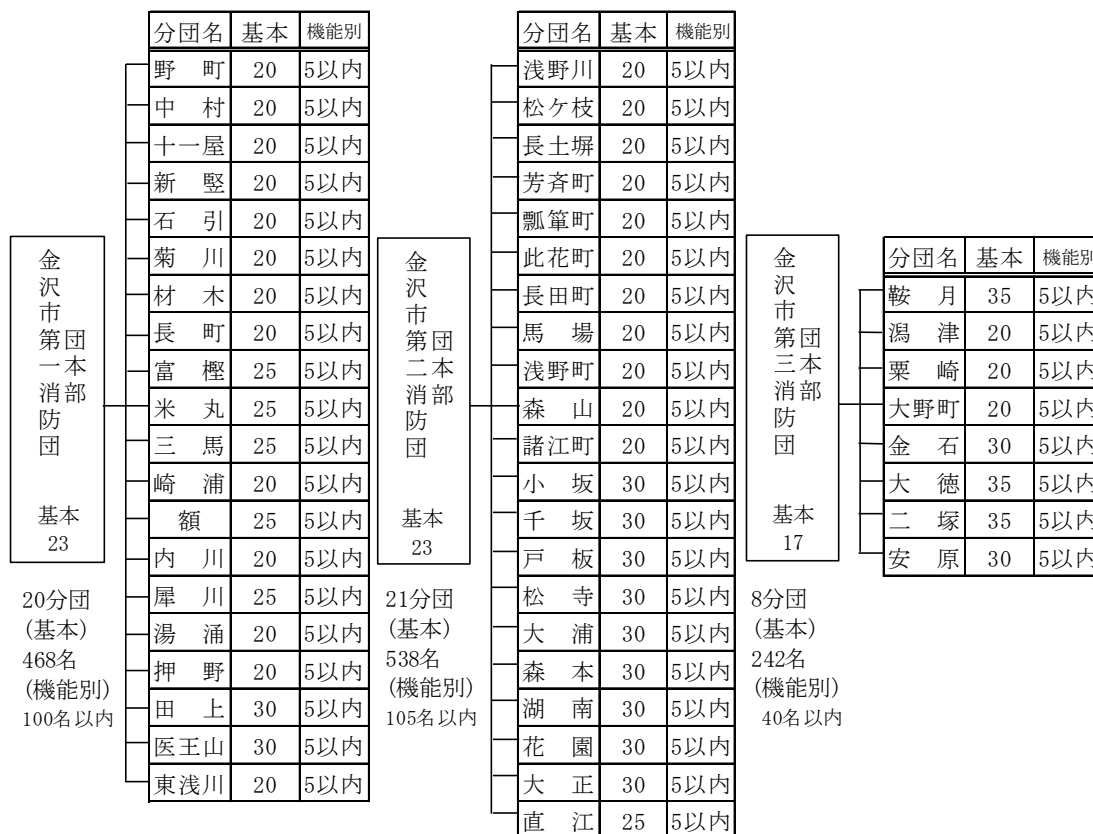


図 3-9-2 消防団連合会、消防団の組織構成

3 施設及び機械等

(1) 消防施設

市街地の拡大や道路網の整備など都市構造の変化を総合的に判断して、災害発生時において最悪の場合においても5分以内に消防隊が現場に到着できるよう、「消防力の整備指針」と地域の重要度にあわせて署所の適正配置を逐次検討し、災害初動体制の整備増強を図る。

(2) 消防機械

現有の消防車両をはじめとする機械・器具等の資機材を効率的に運用し、更新時等にあわせて改良、改善を図るなど装備の近代化を推進する。

また、多様、複雑化する災害に対応する特殊車両、交通事故の増加並びに各種災害による人身事故の大型化に対応する救助工作車、救助資機材、救急車等をそれぞれ「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に適應するよう、年次整備計画により強化充実する。

【参照】資料28 消防車両及び資機材の状況

（3）消防水利

ア 公設消火栓は、市街地における最も使用度の高い水利施設であり、企業局との相互協力により増設並びにその効果的な使用の確保を図る。

イ 防火水槽は、上水道施設の被災や渇水による消火栓の断・減水時にこれに代わる最も重要な水利施設であり、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に適應するよう整備充実するとともに、大規模な土地開発区域には必要に応じて防火水槽の設置を指導する。

ウ 市内を網の目状に流れる用水は、重要な水利施設であり、伝統的な用水の保全や復元整備にあわせて、階段や堰、釜場等を設置するなど整備を図る。

エ 河川は、豊富な水量を有する水利施設であり、護岸整備等にあわせて、消防ポンプ車の進入路を整備し、使用の確保を図る。

オ プール、池、防災消雪井戸、その他の水利施設については、消防ポンプ車での取水が可能となるよう、それぞれの所有者、管理者等と事前調整を行い、災害発生時の使用確保を図る。

（4）消防通信指令施設

① 高機能消防指令センター

社会環境の変化による多種多様な消防需要に的確に対応するため、消防指令センターに迅速性・正確性・操作性の高い最先端のコンピュータ・システムを駆使した高機能消防指令システムを設置し、全消防車両に車載端末装置等を配備して指令管制業務及び支援情報処理業務の迅速・的確化を図る。

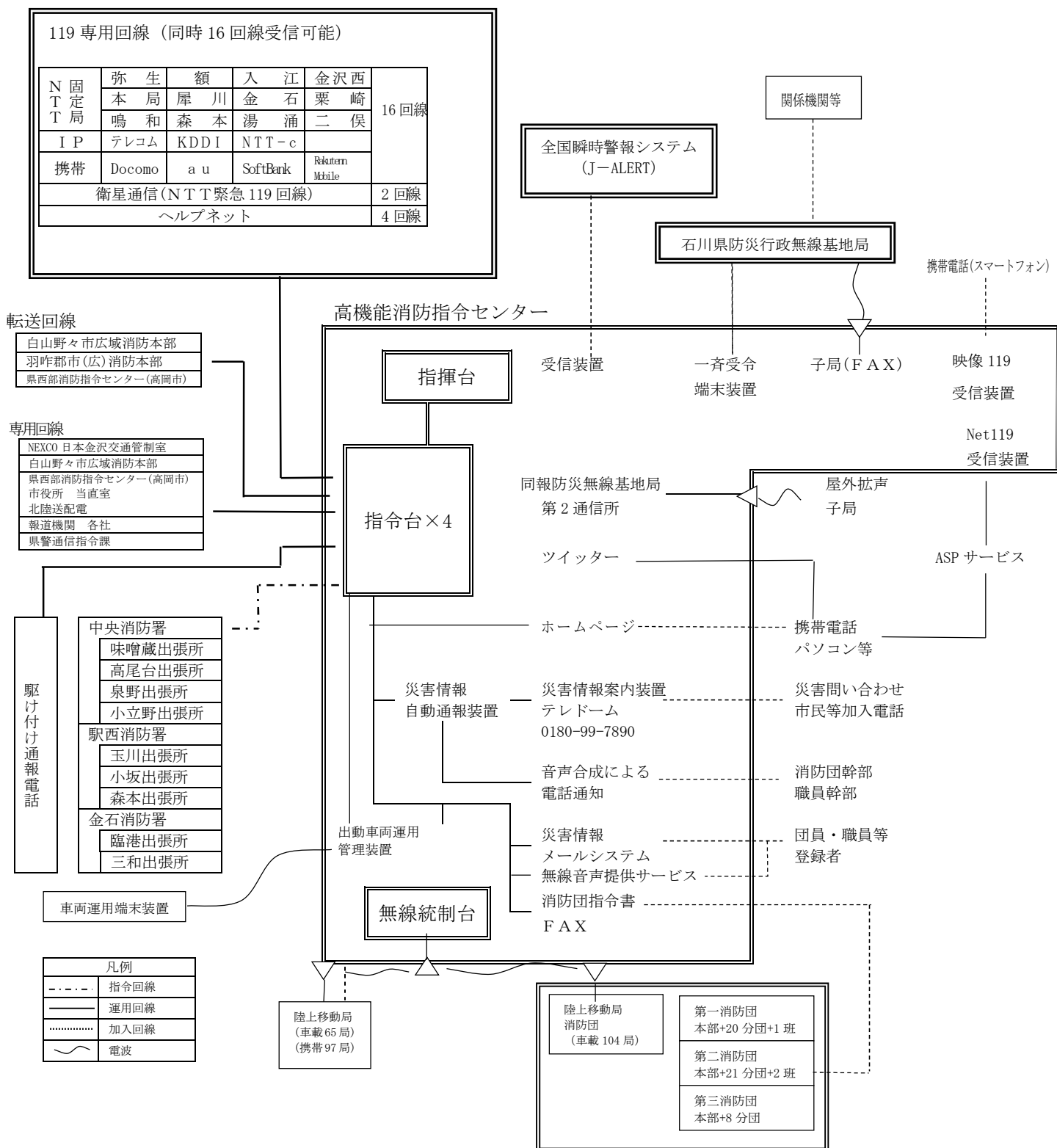


図3-9-3 消防通信系統

② 消防・救急無線装置等

災害現場の的確な状況把握及び消防隊等の機動的運用を図るため、全消防車両に消防無線装置を設置し、各種災害にかかる情報収集連絡体制に万全を期している。

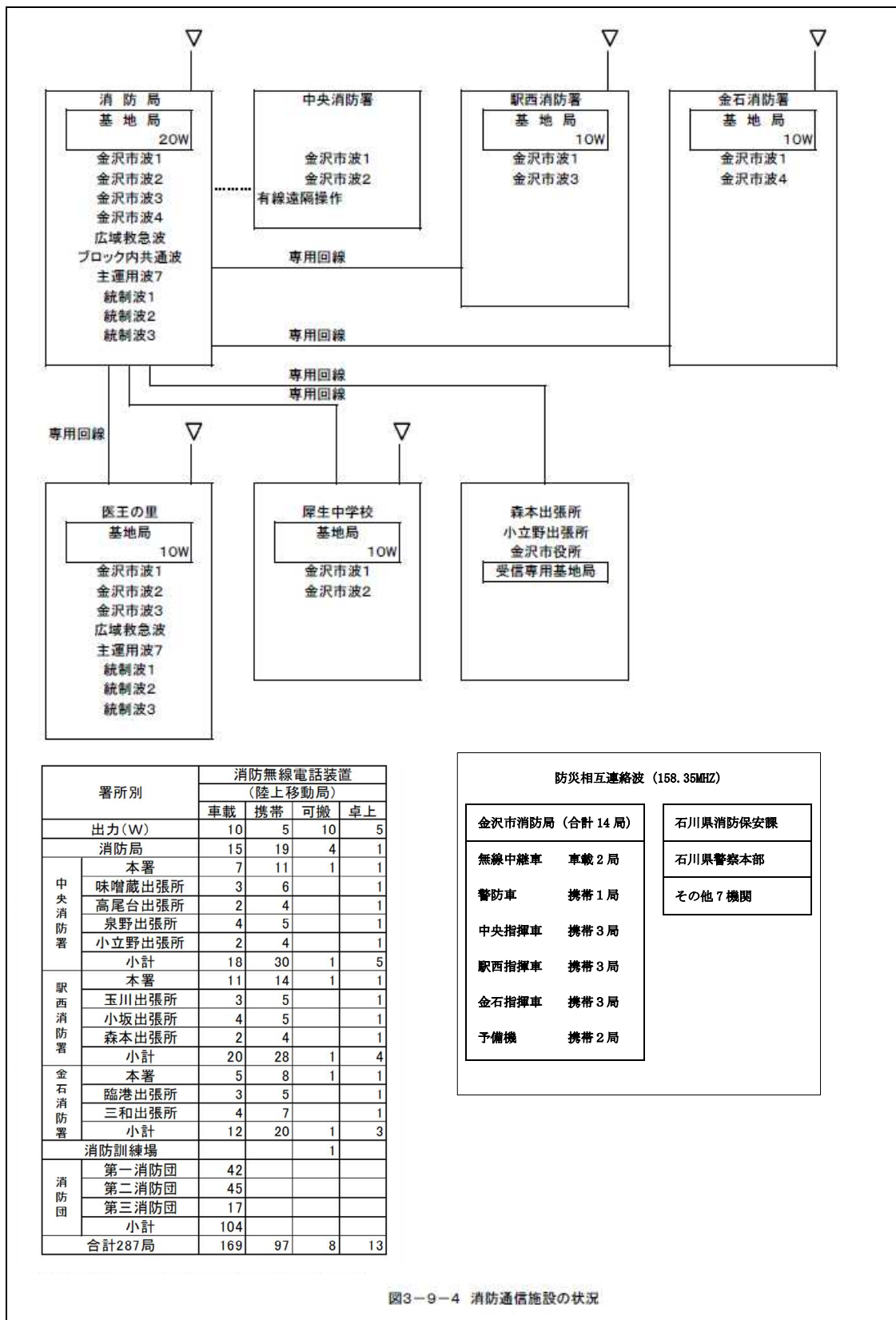


図3-9-4 消防通信施設の状況

③ 高所監視カメラ装置

市内 2 ヶ所の高層ビル屋上に災害監視カメラを設置、災害の映像情報を早期に収集し、効果的な部隊運用を図る。

〔設置場所〕

- ・ ポルテ金沢屋上（カメラ位置地上高 131m）
- ・ 金沢東急ホテル屋上（同 74m）

4 警防活動

警防活動とは、火災その他の災害（以下「火災等」という。）を警戒するとともに火災等による被害の軽減を図るための活動をいう。なお、詳細は、別に定める「金沢市消防局警防規程」（平成4年消防本部訓令甲第1号）によるものとし、以下、その概要を掲げる。

（1）警防体制

ア 消防長は、警防業務及び警防活動を統括する。

イ 消防局次長（以下「次長」という。）は、警防業務及び警防活動を掌理し、かつ、消防局の課長及び消防署長（以下「所属長」という。）を指揮監督し、警防施策の万全を期すとともに警防指針を示さなければならない。

ウ 消防局の課長は、次長の行う警防施策に参画し、これを補佐するとともに、消防署長（以下「署長」という。）の行う警防業務の調整及び指導並びに警防活動の効率的推進を図らなければならない。

エ 署長は、所属する消防職員（以下「職員」という。）を指揮監督し、管轄区域内の警防業務及び警防活動の万全を期さなければならない。

オ 署長は、警防活動に必要な行動及び警防機器操作の習熟を図るため、計画的に警防訓練を実施しなければならない。

カ 副署長又は署長補佐は、署長の行う警防業務及び警防活動を補佐しなければならない。

（2）警防活動計画

警防活動計画は、防ぎよ上重要な消防対象物、施設及び地域（以下「消防対象物等」という。）の実態を把握し、これに対応する警防上の方策を事前に策定することによって、火災等が発生した場合に最も効果的な警防活動を行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

① 特殊建築物・・・ 多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物、木造の大規模な建築物、高層建築物、地下街（大規模な地下室を含む。）及び大規模な敷地に存する消防対象物をいう。

② 危険物施設・・・ 危険物、高圧ガス、有毒ガス、火薬類、放射性物質又は有毒物質を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。

③ 水利の不良な地域その他の警防活動が困難な地域

- ④ その他、人命に危険を及ぼし、又は延焼拡大のおそれが特に大きいと署長が認める消防対象物等

（３）警防活動の原則

警防活動は、火災等の被害の軽減を目的とし、次に掲げるところによらなければならない。

- ア 人命の危険排除を優先した活動をすること。
- イ 消防長の統括指揮の下に統制ある活動をすること。
- ウ 各隊相互の連携を密にし、警防資機材及び消防対象物の施設の効果的な活用をすること。
- エ 警防活動計画に基づく活動をすること。

（４）火災防ぎょ活動の原則

- ア 先着隊は、延焼危険の最も大きな方面を防ぎよすること。
- イ 後着隊は、各隊相互の連絡を密にして、包囲態勢をとること。
- ウ 注水は、効果的に行い、水損防止に努めること。

（５）現場指揮者

火災等の現場における指揮隊等の指揮者（以下「現場指揮者」という。）は、現場本部が設置された場合を除き、現場を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）をもって充てるものとし、夜間等において管轄署長が現場に到着するまでの間は、現場を管轄する指揮隊長（以下「管轄指揮隊長」という。）をもって充てるものとする。

管轄署長又は管轄指揮隊長が火災等の現場に到着していない場合は、現場にいる指揮隊長又は消防隊長が現場指揮者としてその指揮に当たるものとする。

なお、現場指揮者は、火災等の現場全般の状況を速やかに把握し、これに適應するよう指揮隊等を配置する。

（６）現場指揮所

現場指揮者は、火災等の状況から必要があると認めるときは、火災等の現場に現場指揮所を設置し、現場指揮者、指揮隊長及び指揮隊の隊員をもって編成する。

また、現場を管轄する指揮隊以外の指揮隊は、現場指揮所の運営を支援するものとする。

（７）現場本部

消防長は、火災等の状況により、必要があると認めるときは、警防活動を統括するため現場本部を設置する。

現場本部は、現場本部長、幕僚及び指揮隊をもって編成し、火災等の現場において統括した指揮を行い、現場本部長は、消防長をもって充て、幕僚は、消防司令以上の階級にある消防吏員、団長及び副団長をもって充てる。

なお、現場本部を設置したときは、指揮権は現場指揮所から移行する。

(8) 現場本部の任務

- ア 警防活動の方針の策定
- イ 火災等及び警防活動の状況の把握並びに警防活動の作戦の決定
- ウ 局面担当指揮者の指定
- エ 指揮隊等の配備
- オ 指揮隊等の増強及び削減の決定
- カ 警戒区域設定範囲の決定
- キ 必要な資機材の確保
- ク 広報活動
- ケ 関係機関との連絡
- コ その他必要があると認める事項

(9) 消防警戒区域

現場指揮者は、消防警戒区域を設定する必要があると認めるときは、次により消防警戒区域を設定し、区域内からの住民の退去等必要な措置をとらなければならない。

(10) 火災警戒区域

現場指揮者は、可燃性ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散等により火災警戒区域を設定する必要があると認めるときは、消防警戒区域の規程を準用して迅速に火災警戒区域を設定し、災害広報を行うとともに、区域内における火気の使用禁止、住民等に対する避難指示、火災警戒区域への進入禁止その他の必要な措置をとり二次的災害発生の防止に努めなければならない。

(11) 水防活動

水防活動は、市水防計画等に定めるところにより行うものとする。

5 救助活動

救助活動は、要救助者の安全確保を主眼とし、次に掲げるところにより行うものとする。

- ア 他の警防活動に優先して行うこと。
- イ 火災等の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全、確実かつ迅速に行うこと。
- ウ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しないこと。
- エ 隊員は、任務分担を順守し、救助技術を効率的に発揮すること。
- オ 必ず退路を確保すること。

6 救急活動

救急活動は、人命の救護及び傷病者の症状の悪化防止を目的として、傷病者がその症状に適した医療を速やかに受けられるように、次に掲げるところにより行うものとする。

- ア 傷病者の観察等を行い、的確に傷病者の状態を判断すること。
- イ 適切な応急措置を行い、適正に傷病者を管理すること。
- ウ 傷病者をその症状に応じた医療機関その他適切な医療を行うことができる場所に迅速に搬送すること。
- エ 必要に応じて、医師搬送及び資器材等輸送を行うこと。

7 情報指令

(1) 情報の収集及び処理

情報指令課長は、防災関係機関及び災害現場等から警防活動に関する必要な情報を収集し、速やかに消防長に報告するとともに、警防活動上必要な措置をとる。

(2) 応援要請の処理

情報指令課長は、本市以外の市町村、消防庁長官、石川県知事その他防災機関から警防活動について応援要請を受けたときは、必要事項を確認して消防長に報告する。

(3) 指令管制

情報指令課長は、警防活動を要する事態の通報を受けたときは、直ちに次の出動を指令する。

表 3-9-1 管制指令

火 災 指 令	出火した建築物若しくは施設の状況等により、建物火災、車両火災、林野火災等に種別分けし、気象状況、出火場所等により判断し第1出動～第3出動に区分して行う。
救 急 指 令	救急業務の対象となると認める場合に、必要な救急隊に行う。
救 助 指 令	交通事故その他の事故で人命の救助又は救出の必要がある場合に必要な救助隊等に行う。
そ の 他 指 令	自然災害、危険物漏えい等の警防活動のため、必要な消防隊等に行う。

8 非常災害警備体制

(1) 非常災害警備体制

非常災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、以下のとおり非常災害警備体制をとって被害発生未然防止又は被害の軽減を図るものとする。

(2) 消防非常災害警備本部準備室の設置

消防長は、非常災害が発生するおそれがある場合は、消防非常災害警備本部準備室を消防局に設置し、初期情報の収集、体制の強化及び消防非常災害警備本部への移行のた

めの準備をすることができる。

消防非常災害警備本部準備室の事務分掌

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 消防非常災害警備本部への移行体制の確立 |
| 2 | 気象及び災害発生状況等の情報の収集 |
| 3 | 市災害対策本部準備室との情報の共有 |
| 4 | 各計画及び資料の確認 |
| 5 | 必要に応じた増強体制の確立 |
| 6 | 長時間が予測される場合の交替職員の確保 |

(3) 非常災害警備体制の発令

非常災害警備体制は、次の基準により消防長が発令する。

- ア 金沢市に特別警報が発表された場合
- イ 金沢市内の水位情報周知河川における水位情報通知の対象水位観測所で、氾濫危険水位に到達した場合
- ウ 金沢市災害対策本部が設置され、消防長が必要と認める場合
- エ その他消防長が、必要があると認めた場合。

アの場合は、事前の命令として非常災害警備体制を発令したものとする。

(4) 非常災害警備体制の解除

消防長は、非常災害に対する警防活動が完了したと認めるときは、非常災害警備体制を解除するものとする。

(5) 消防非常災害警備本部の設置

- ア 消防長は、非常災害時における警備を行うため必要があると認める場合は、消防非常災害警備本部を消防局に設置する。
- イ 消防非常災害警備本部は、警備本部長及び警備本部員をもって編成し、非常災害時において統括した指揮を行う。
- ウ 警備本部長は、消防長をもって充てる。
- エ 警備本部員は、消防局の課長をもって充てる。

消防非常災害警備本部の事務分掌

	任 務
警 防 課	1 災害対策本部等との情報共有 2 災害対策本部等と連携した警防活動方針及び作戦の策定 3 指揮隊等の増強、削減及び運用の決定 4 気象及び災害発生状況等の情報収集 5 職員の招集 6 防災関係機関との調整 7 必要に応じた増強体制の確立 8 長時間が予測される場合の交替職員の確保 9 活動記録の作成
情 報 指 令 課	1 災害の覚知及び出動指令 2 各種情報の収集及び伝達 3 通信の運用及び無線統制の運用 4 通信施設の保全
消 防 総 務 課	1 資機材、食糧及び燃料等の調達 2 庁舎の保全 3 職員の労務管理 4 消防職員・団員の公務災害関連
予 防 課	1 災害対策本部等への報告資料の作成 2 災害対策本部等の広報資料の提供 3 他課の支援及び特命任務

(6) 非常警備体制の確保

- ア 警備本部長は、非常災害活動が長期にわたると予想される時は、部隊の編成、職員の交替等について配慮し、非常災害警備体制を確保するものとする。
- イ 非常警備体制が発令されたときの部隊編成等については、消防長が別に定める。

(7) 消防現地本部

- ア 警備本部長は、必要があると認めるときは、消防現地本部を設置する。
- イ 消防現地本部は、警備本部長が指名する消防現地本部長及び消防現地本部員をもって編成する。

9 その他の火災防ぎょ対策

(1) 特別消防対策区域の防ぎょ対策

木造建築物の密集度、木造大建築物の有無、地形及び道路状況を総合的に検討し、特に防ぎょ活動の困難性と延焼拡大の危険性の高い区域で特別の消防対策を必要とする区域（以下「特別消防対策区域」という。）を選定して、個々の区域に対応する防ぎょ対策を策定し、火災による被害を最小限度にとどめるよう努力する。

【参照】資料 29 特別消防対策区域表

資料 30 特別消防対策区域状況表及び位置図

(2) 強風下火災防ぎょ対策

① 住民等の協力

ア 飛火警戒

- ・ 強風下の火災は、飛火により拡大し、大火に発展することが極めて多いので、風下居住者は、飛火により着火危険のある建物部分若しくは物件の監視警戒に当たり、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火、出火の早期発見及び消火等を行って、災害の拡大防止に協力する。

イ 消防活動の支障排除

- ・ 強風下の消防活動は、防ぎょ位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車の通行支障とならないよう処置するとともに、野次馬的行為は厳に慎む。

ウ 自衛消防隊の活動

- ・ 特殊防火対象物の自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより所属防火対象物の消火、飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

エ 協力の徹底

- ・ 平時における広報活動を通じて事前に住民等の協力の徹底を図るほか、現場に出動した車両の拡声装置等を通じて協力の確保を期す。

② 消防隊の防ぎょ及び飛火警戒要領等

ア 防ぎょ活動

- ・ 現場本部の指揮により有機的な部隊運用を図るとともに、火災の状況に応じて延焼防止を第1とし、重要方面、風下方面の延焼阻止を重点とする。
- ・ 風向、風速を勘案して、風横方面からの有効注水に留意する。
- ・ 火災防ぎょの要けつ、原則を守り、状況変化に即応する部隊の増強、転進の配慮を必要とする。
- ・ 火災の状況により、防ぎょ線及び消防警戒区域の設定を強化する。

イ 飛火警戒

- ・ 飛火警戒は、現場本部の指定した分団消防隊が担当し、警戒範囲は現場本部が指示する。
- ・ 飛火警戒隊は、飛火の早期発見、鎮圧のほか、予備注水を行うとともに、付

近住民を啓発して、①アの自主的な飛火警戒を指導する。

ウ 延焼拡大時の対策

- ・ 火勢が消防力を上まわり、初期の防ぎょ線を突破されるおそれのある場合は、部隊増強、転進配置を行って、新たに防ぎょ線を定め、部署に指定して防ぎょに当る。
- ・ 防ぎょ線の設定に当たっては、道路、空地、河川等を活用する。
- ・ 飛火警戒隊をさらに風下に下げて警戒配置をとるとともに、住民の避難誘導に注意を払う。

- ・ 消防力の劣勢から、火災の鎮圧が困難となり他に適当な防ぎよ手段がない場合で、破壊消防が有効と認められるときは、消防長の命により破壊消防を行う。

（３）積雪時の火災防ぎよ対策

① 事前対策

- ア 消火栓の位置を明示する消火栓標識柱を逐次設置する。
- イ 可搬動力ポンプその他の機材の雪上搬送準備を整える。
- ウ 消防車両に、除雪に必要な機材を積載し、スリップ止チェーンを装着する。
- エ 消防用水利付近の除雪について広報を行い、住民の協力を得る。
- オ 車両の運行不能となる山間部集落には、防火水槽、可搬動力ポンプを逐次設置し、住民による自衛消防体制の確立を図る。

② 防ぎよ行動等

- ア 出動には幅員の広い道路を選定する。
- イ 積雪時であっても、消防隊の水利部署、進入、注水は平常時火災に準じて行う。
- ウ 消防ポンプ車の水利接近困難な場合は、消火栓についてはホース直結、その他の水利については、可搬動力ポンプを使用して防ぎよに当たる。
- エ 火炎が上昇しないことがあるので、状況判断を誤らないよう注意する。
- オ 先着隊は、延焼危険大なる方面に部署する。

③ 部隊運用

- 警防規程に定めるところによる。

（４）中高層建築物火災防ぎよ対策

中高層建物火災においては、煙、有毒ガスの発生により人命損傷危険大であることから、防ぎよ初期には総力を挙げて人命検索救出、救助を行うことを原則とする。

① 事前対策

- ア 特殊建築物の火災防ぎよ計画を樹立するとともに、高層建築物等火災防ぎよの指針に基づく事前任務等と合わせ、その内容を消防隊員に周知徹底する。
- イ はしご車、その他特殊車両の部署可能場所の確保について関係者の指導を行う。

② 防ぎよ行動

ア 人命救助活動

- ・ はしご車等の活動を優先させる。
- ・ 救助隊は消防隊に先行して人命検索を行うとともに、救助、救出に呼吸保護器具、はしご、ロープ、その他の救助用資機材を最大限に活用する。
- ・ 状況に応じて隣接建物からの救助、救出を行う。
- ・ 指揮者は隊員の安全確保に留意するほか、人命に対する情報等について関係者の積極的な協力を得る。

イ 消火活動

- ・ 初期には機を失せず、屋内に進入して一挙鎮滅を図るとともに、拡大経路の遮断に留意する。
- ・ 風上の開口部から同時に２隊以上進入するを原則とし、必要に応じて、排煙のための高圧噴霧注水を行う。

- ・ 状況により高発砲装置を使用して、消火及び排煙を行うほか、消火活動に伴う水損の防止に十分留意する。
- ウ 部隊運用
 - ・ 高層建築物等火災防ぎょの指針により迅速的確に行う。
- ③ 関係機関との協力
 - ア 配電線がはしご車等の架ていの支障となる場合で必要のあるときは、北陸送配電株式会社との協力により一定区間の停電措置を講ずる。
 - イ 屋上避難者がある場合で、他に救出手段のないときは、石川県消防防災ヘリコプターの出動を県知事に要請する。

(5) 危険物火災防ぎょ対策

- ① 事前対策
 - 各施設等について「危険物等の火災防ぎょ計画」を樹立する。
- ② 大量危険物火災防ぎょ
 - ア 防ぎょ上の留意点
 - ・ 現場到着と同時に、危険物の種類、数量、燃焼状況をすみやかに把握し、関係者と連絡をとって、状況判断の正確を期する。
 - ・ 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
 - ・ 大規模な油タンクの場合は、底部からの排送を図り、減量して制圧する。
 - ・ 防油堤、配管接合部からの漏洩流出に注意する。
 - ・ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる数量の薬剤を確保して計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し、注水を避ける。
 - ・ 防ぎょ隊員は、必要に応じて耐熱服を着用する。
 - ・ 付近住民の避難誘導を考慮する。
 - イ 部隊運用等
 - ・ 防ぎょは消防局等の消防分隊を中心とし、分団消防隊は主として延焼防止その他の業務を担当する。
 - ・ 消防局で保有している消火薬剤で制圧できないと判断されたときは、県並びに関係業者等の協力により調達する。
 - ・ 消火薬剤の緊急輸送、消防警戒区域の設定にかかる車両、人員等確保の手配を行う。

(6) 船舶火災等防ぎょ対策

- ① 埠頭にけい留されたタンカー火災防ぎょ
 - 陸上の火災防ぎょに準じて防ぎょに当たるほか、次による。
 - ア 船槽内火災の場合は、ハッチ等火災の噴出箇所に一斉に泡放射し消火を図る。
 - イ 槽内温度の異常上昇等による槽の破損又は爆発の危険があるので、船体への接近には充分注意する。
 - ウ 甲板上の火災の場合は槽内への延焼防止を図る。
 - エ 付近の建築物、施設等への延焼防止に留意する。

② 船舶又は陸上施設からの流出油処理等

ア オイルフェンスの展張により拡散を防止するとともに乳化剤により処理する。

イ 流出油が燃焼し、水面火災となった場合は、その規模により高圧注水又は泡放射により消火を図り、付近の陸上建築物、施設等への延焼防止に重点をおく。

③ 部隊運用等

危険物火災防ぎょに準ずるものとし、タンカー事故等が大規模となったときは金沢海上保安部、防災関係機関（金沢港流出油災害対策協議会）等と協力して、警戒、防圧等を図るほか、必要な資機材を逐次増加する。

(7) 大規模救助、救急事故対策

警防規程のほか、別に定める集団救急事故活動計画及び地域防災計画計画編第3編「事故災害対策計画」に定めるところによる。

10 消防相互応援協定等

(1) 消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の趣旨に基づき、災害応急対策活動の相互応援に関する消防相互応援協定を近隣市町村と締結し、また、石川県域内で大規模又は特殊な災害が発生した場合における広域的な応援協定を締結している。

表3-9-2 消防相互応援協定

名 称	締結市町村等	対 象 災 害	締結年月日
金沢市・内灘町 消防相互応援協定	内灘町	火災 その他の災害	昭和43年1月30日
金沢市・津幡町 消防相互応援協定	津幡町	火災 その他の災害	昭和44年3月30日
金沢市・かほく市 消防相互応援協定	かほく市	火災 その他の災害	令和3年6月29日
金沢市・白山野々市 広域事務組合 消防相互応援協定	白山野々市広域事務組合	火災 その他の災害	平成23年11月11日
金沢市・白山市 消防相互応援協定	白山市	火災	平成17年2月1日
金沢市・野々市市 消防相互応援協定	野々市市	火災	昭和57年10月1日
高速自動車国道北陸 自動車道における 消防業務応援協定	小矢部市 砺波広域圏事務組合	高速道路にお ける火災又は 救急事故	平成16年11月29日
高速自動車国道北陸 自動車道における 消防業務応援協定	白山野々市広域事務組合 能美郡広域事務組合 小松市、加賀市	高速道路にお ける火災又は 救急事故	平成23年11月11日
石川県消防広域 応 援 協 定	石川県内の市町村 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合	大規模又は 特殊な災害	平成3年8月1日

(2) 防災機関等との業務協定等

火災その他の災害が発生した場合に、消防とその他の防災機関がより緊密な連携活動を行い得るよう、次の業務協定等を締結している。

表3-9-3 防災機関との業務協定等

名 称	締結防災機関	対 象 災 害	締 結 年 月 日
金沢海上保安部と金沢市消防局との消防業務協定	金沢海上保安部	金沢港水域における船舶火災、その他海上における災害	平成2年6月8日
緊急事態における消防の警察に対する援助協力協定	石川県公安委員会	騒擾、暴動又は地震、台風、水火災等の緊急事態	昭和30年4月1日
警察消防共助協定	石川県警察本部	騒擾、暴動又は地震、台風、水火災等の緊急事態	昭和30年4月1日

11 消防団活動

(1) 本部の設置

- ア 団長は、非常災害警備体制が発令されたときは、各消防署に非常災害消防団警備本部を設置するとともに、各分団消防隊による活動の体制を確立するものとする。
- イ 団警備本部長は、団長をもって充てる。
- ウ 団警備本部長は、非常災害警備体制が解除されたときは、団警備本部を解散するものとする。

(2) 団員の招集

団警備本部長は、非常災害警備体制が発令されたときは、団員の招集を行うものとし、参集状況を警備本部長に報告するものとする。

(3) 団員の参集

- ア 団員は、招集を受けたときは、所属の団警備本部又は分団器具置場に参集するものとする。
- イ 分団長は、団員の参集の状況を団警備本部長に報告するものとする。

(4) 初動措置

消防団の初動措置は、次に定めるところによる。

- ア 車両に積載する資機材の増強
- イ 小型動力ポンプの準備
- ウ 固定電話及び携帯電話等の試験

- エ 管轄の巡視及び広報
- オ 情報の収集及び報告

（５）分団消防隊の活動の原則

分団消防隊の非常災害活動は、次に定めるところによる。

- ア 消防無線等で管轄する区域の災害の状況を把握し、資機材等を有効に活用するものとする。
- イ 警備本部、団警備本部および指揮隊等と連携を密にして行うものとする。
- ウ 活動の範囲は、管轄する区域を原則とし、警備本部又は団警備本部から指示がない限り、他の分団の管轄する区域へは出動しないものとする。

（６）情報収集伝達要領

団員は、管轄する区域で発生した災害の早期把握に努めるとともに、必要な情報は、消防無線、伝令員等あらゆる手段により、警備本部、団警備本部又は直近の指揮隊等に伝達するものとする。

（７）交通障害への対応

非常災害活動時に浸水等による通行障害、道路施設の被害、信号機能の停止などによる渋滞、交通障害に遭遇した場合は、消防用緊急通行車両の通行を確保するための緊急措置を講ずるとともに、速やかに警備本部等へ報告し、適切な交通対策を要請する。

12 惨事ストレス対策

消防局は、消防職団員の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど心のケアに配慮する。

13 調査及び記録

調査及び記録

所属長は、次に掲げる所掌事務について、調査及び記録しておかなければならない。

- ア 非常災害活動の状況
- イ 車両、通信施設等の被害の状況
- ウ 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

14 消防応援部隊に対する派遣要請

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

警備本部長は、警防活動を有効に展開するため必要があると判断したときは、災害対策本部長の指示を受けて、県知事に対し緊急消防援助隊の広域応援について要請を行う。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

① 緊急消防援助隊

消防機関の応援を迅速、円滑に実施するため、平成16年2月6日付消防震第9号「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」総務大臣通知に基づき、消防庁に登録されている全国の消火小隊、救助小隊等をいう。

ア 緊急消防援助隊は、指揮支援部隊と指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊から構成される都道府県大隊で編成されるものとする。

イ 緊急消防援助隊は、地震等の大規模災害（被災地の属する都道府県の消防力をもってしてはこれに対処できないもの）の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする。

ウ 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合には、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定により、当該被災地に係る市町村の長又は当該市町村の長の委任を受けた消防長の指揮の下に活動する。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の部隊と緊密に連携する。

エ 緊急消防援助隊の設置に協力する市町村の長は、設置した指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、航空小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊について、その隊数等を消防庁に登録する。

表3-6-4 石川県の緊急消防援助隊

指揮隊	3隊	消火小隊	30隊	救助小隊	6隊	救急小隊	17隊	後方支援小隊	18隊
通信支援小隊	1隊	特殊災害小隊	6隊	特殊装備小隊	9隊				

② 緊急消防援助隊出動計画等〔緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）〕

消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動及び活動を的確かつ迅速に行うために、予め緊急消防援助隊の基本的な出動計画等を定める。

ア 第一次都道府県大隊…大規模災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊

表3-9-5 第一次出動都道府県大隊（石川県関係分）

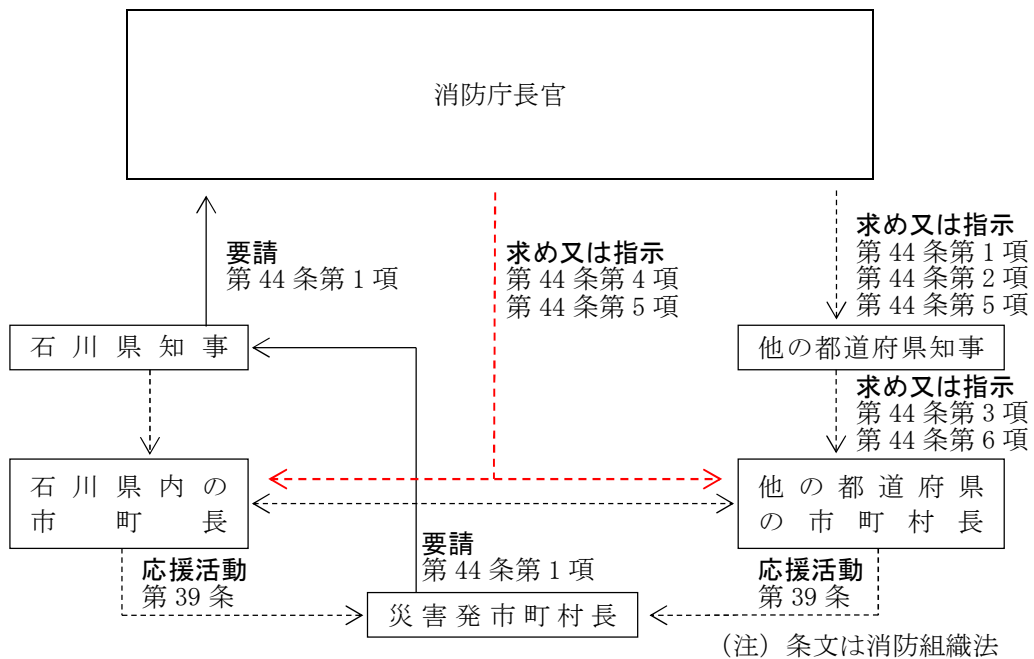
災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊
石川県	富山県 福井県 岐阜県 滋賀県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府

イ 出動準備都道府県大隊…大規模災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに

応援出動を行う都道府県大隊

表 3-9-6 出動準備都道府県大隊（石川県関係分）

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊
石川県	新潟県 群馬県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県
石川県は、北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県に災害が発生した場合に出動準備	



(注) 条文は消防組織法

図 3-9-5 大規模災害における緊急の広域消防応援体制

(2) 緊急消防援助隊の受入れ

ア 緊急消防援助隊の受入れについては、消防訓練場敷地内を緊急消防援助隊指揮運用拠点基地と位置づけ、県内、県外応援消防隊の円滑な受入れ体制を整備する。

- ・ 指揮運用管理棟の維持管理
- ・ 応援消防隊消防車両待機場所の確保
- ・ 夜間照明、資機材充電用非常電源供給設備の設置
- ・ 応援隊野営場所の確保
- ・ 応援消防隊消防車両等への燃料供給の確保

また、これに加え必要な資機材、宿泊施設の確保など可能な限り準備する。

イ 緊急消防援助隊の宿泊施設及び車両等の集結場所については、前記緊急消防援助隊指揮運用拠点基地のほか、市及び県災害対策本部と調整のうえ定める。

ウ その他必要事項は、金沢市消防局受援計画によるものとする。

(3) 派遣要請の手続き

県に対する要請は、県災害対策本部に対し次の事項について文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線又は電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

- ア 災害発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 応援が必要な部隊別隊数
- エ その他必要事項

(4) 応援協定締結自治体等の派遣要請及び受入れ

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、市町村の相互応援を行う。

応援協定締結自治体等の派遣要請及び受入れは、緊急消防援助隊に準じて行う。

15 石川県消防防災ヘリコプターの応援要請

石川県消防防災ヘリコプターの運航については、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」によるが、以下概要を掲げる。

(1) 緊急運航の要請

市長又は警備本部長は、防災活動を有効に展開するため必要があると判断したときは、県知事に対し石川県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請を行う。

- ア 緊急運航の要請は、県運航責任者（県消防保安課長）に対して行う。
- イ 前号の要請は、航空消防防災グループに対して電話等で速報後、消防防災航空隊緊急出動要請書のFAX送信により行う。
 - ・ 航空消防防災グループ TEL 0761-24-8930 FAX 0761-24-8931

(2) 受入体制

緊急運航を要請した場合は、航空消防防災グループと密接な連携をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

表 3-9-7 消防防災ヘリコプターの緊急運航基準

<p>(1) 災害応急対策活動 (災害対策基本法第2条第2号に規定する防災のための活動)</p> <ul style="list-style-type: none">① 被害状況等の調査及び情報収集活動② 食料、衣料、その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送活動③ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報宣伝活動④ 消防庁、他の都道府県等からの要請に基づく応援活動⑤ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合 <p>(2) 火災防ぎょ活動</p> <ul style="list-style-type: none">① 林野火災等における空中からの消火活動② 被害状況等の調査及び情報収集活動③ 消防隊員、消防資機材等の搬送④ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合 <p>(3) 救助活動</p> <ul style="list-style-type: none">① 河川、海等での水・海難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助② 高層建築物火災による救助③ 山崩れ等の災害により陸上から接近できない被災者の救出④ 高速道路及び自動車専用道路上での事故救助⑤ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合 <p>(4) 救急活動</p> <ul style="list-style-type: none">① 山村、離島等の救急患者の搬送② 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送③ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送④ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動の必要がある場合
--

【参照】資料 13 公共建物番号表示一覧表

資料 31 臨時ヘリポート（離着陸場）指定場所

第10節 自衛隊の災害派遣

所 管 □危機管理監、市民局…防災班 □総務局…総務情報班

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき行うこととなる。派遣要請に当たっては、市、県及び防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような確かな情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- イ 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- ウ 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認められる場合、知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連絡等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））。

- ・ 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ・ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ・ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
- ・ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ

いとまがないと認められること。

エ 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

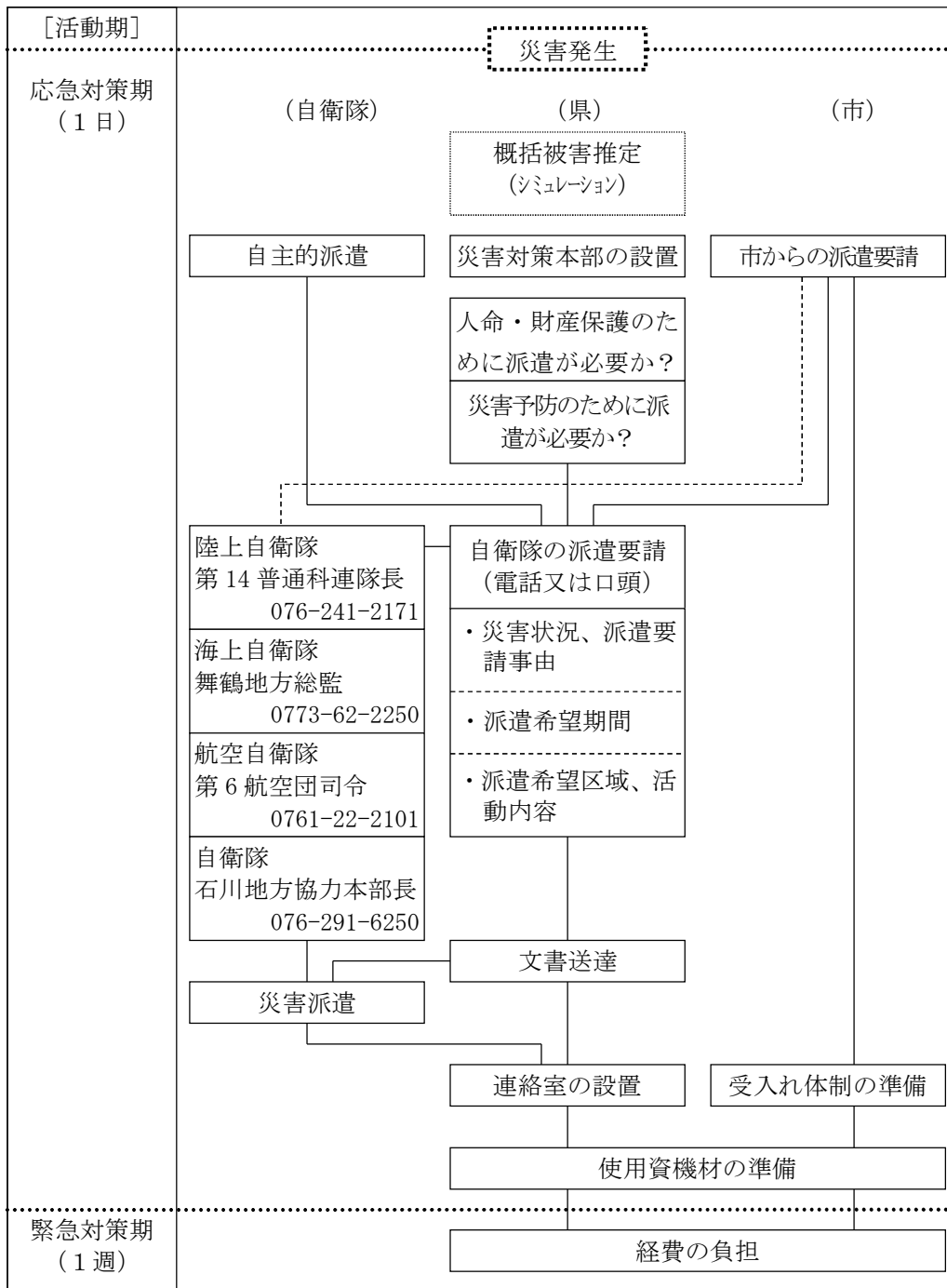


図3-10-1 自衛隊の災害派遣のフロー

3 派遣の要請

(1) 市長による知事への求め

ア 自衛隊に対する災害派遣の要請は知事が行う。市の管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、市長は下記 i の要請事項のほか、ii の事項等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

i 要請事項

- 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

ii その他の連絡事項

- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

イ 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、市域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(2) 知事による要請

知事は、市長からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めるとき、前記アの要請事項を明らかにした文書で、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

表 3-10-1 派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171
海上自衛隊	舞鶴地方総監	3幕僚室長	0773-62-2250
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛班長	0761-22-2101
共同機関	石川地方協力本部長	国民保護・災害対策 連絡調整官	076-291-6214

4 部隊等の出動

- ア 本節²のイにより知事から要請を受けた部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。
- イ 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく指定部隊等の長の独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。この場合において部隊等の派遣を命じた者は、その旨を速やかに知事に連絡し、この連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊等の活動する区域の市町村長その他の関係機関に連絡する。
- ウ 派遣された部隊等の長との総括的な連絡調整は、知事又はその指名するものが行い、必要に応じて県は自衛隊幹部の派遣を求めて連絡室を設置する。

5 自衛隊の受入れ

(1) 市の受入体制

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入体制をとる。

① 連絡窓口

総務情報班を自衛隊受入れの担当とする。派遣自衛隊からは、連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。

② 作業計画

- ア 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。
- イ 必要な資機材を確保する。
- ウ 作業に関係する施設の管理者の了解をとる。
- エ ヘリポートを開設する。

② 受入場所

自衛隊の受入場所は、以下の施設・空間を確保できる場所とし、具体的適地を示す。

- ア 宿舎、屋内施設
- イ 資材置場、炊事ができる広場
- ウ 事務のできる部屋、駐車場

[自衛隊受入れ適地]

- ・ 大和町防災拠点広場

(2) 撤収要請

本部長は、自衛隊派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対し、文書をもって災害派遣部隊の撤収要請を行う。

6 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとる。

表3-10-2 自衛隊の災害派遣活動の内容

(1)被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2)避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3)遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4)水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5)消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6)道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7)応急医療、救援及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8)人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9)炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10)救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11)危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12)その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 使用資機材の準備

ア 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市が準備する。

イ 災害救助、応援復旧等に必要な材料、消耗品等は、県及び市が準備する。

ウ 使用資機材が準備できない場合は、派遣部隊との協議により、必要な資材、機

材等の購入を依頼し、購入費等の負担を市が行うものとする。

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）
電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- エ 県、市が管理する有料道路料

9 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

(1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- ア 急患が発生している場合……………赤 旗
- イ 食糧が極度に不足している場合…青 旗
- ウ 両方とも発生している場合……………赤青両旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

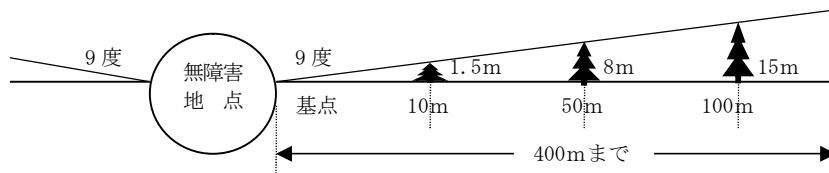
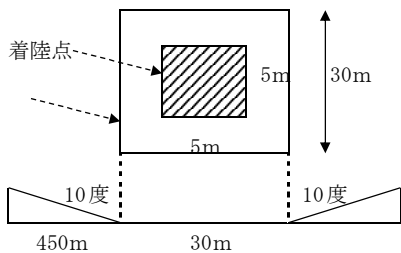
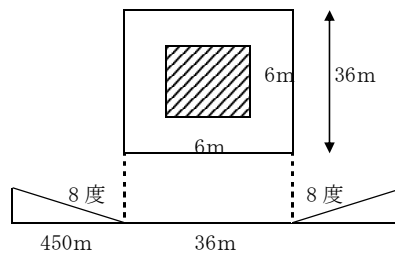


図3-10-2 臨時離着陸場の基準

a 小型機（OH-6）の場合



b 中型機（UH-1）の場合



c 大型機（CH-47）の場合

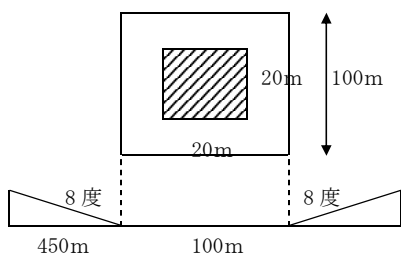
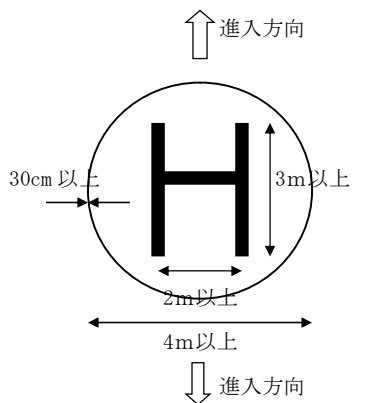


図3-10-3 ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

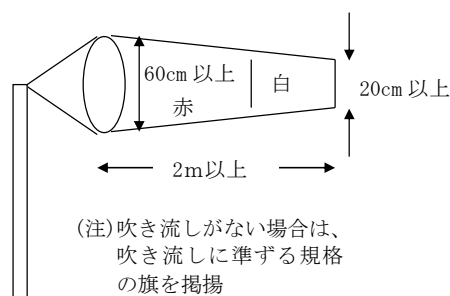
イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a (H)記号の基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示。

b 吹き流しの基準



- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

図3-10-4 H記号及び吹き流しの基準

ウ 危害予防の措置

i 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、

立ち入らせない。

ii 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第11節 救出・救助活動

所 管 □消防局…消防班 □福祉健康局…保健救護班

1 基本方針

災害発生時に火災の中にとり残され、倒壊建物の下敷となり、水害により流され若しくは孤立し、山・がけ崩れ等により生理めとなり、又は大規模な事故により多数が負傷した場合などに、早急に人命を救出・救助する。

なお、平成30年西日本豪雨等では、氏名等公表が迅速な捜索・救助活動につながったことを踏まえ、効率的な捜索・救助に資するため、市災害対策本部が設置された災害において、原則、家族等の同意なく氏名等を公表できるものとする。

2 実施体制

ア 本部長は、職員を動員し、消防機関（消防団を含む。）等を指揮して、生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じて負傷者等を本章第18節 3（2）及び（3）により指定する医療救護所や救護病院に収容する。

イ 本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、県知事及び自衛隊、応援協定締結自治体等に対し救出の実施及びこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。また、必要に応じて民間諸団体に対し協力を求める。

ウ 救出活動は、消防、警察、自衛隊、民間諸団体等が連携協力して行い、必要に応じて本部長が連絡調整を図る。

エ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域において相互扶助による救出活動を行う。

3 消防機関の活動

本章第9節「消防・救急活動」により実施するもののほか、次のとおりとする。

ア 情報の収集、伝達

- ・ 救助、救出を必要とする者の早期把握
- ・ 現場の状況を把握収集するとともに、情報を本部へ報告
- ・ 関係機関との情報の伝達、交換

イ 医療機関の把握と収容調整

ウ 要救助者の救出、救助

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第 18 節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 自主防災組織、事業所等の活動

- ア 市民は、要救助者の早期発見に努める。
- イ 自主防災組織や事業所等の防災組織は、相互に連携をとり、救出用資機材を活用して、地域における組織的な救助活動に努める。
- ウ 自主救出が困難と認める場合には、直ちに消防、警察、海上保安部等に通報し、早期救出を図る。
- エ 救出活動を行うときは、本部、消防、警察、海上保安部等と連携をとり、その指揮に従う。
- オ 消防・警察等への通報手段を失った場合は、自主防災組織、事業所、住民など現場で取り得る共助の力により、人命優先を第一に救出・救助における緊急対応を行う。
- カ 軽症者については可能な限り応急措置を行い、措置できない者については医療救護所や救護病院に搬送する。

6 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第12節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

所 管

- 消防局…消防班 福祉健康局…福祉班
市民局…避難所支援班 地区支部

1 基本方針

災害時においては、行方不明者の捜索、死亡者の処理及び埋葬を、警察及び関係機関と連携を図りながら行うものとする。

なお、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

災害救助法を適用した場合の基準等は、以下のとおりである。

2 行方不明者の捜索

（1）対象者

災害のため行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

（2）捜索の方法

ア 行方不明者の届出は、災害対策本部で受理する。

イ 届出に当たっては、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等、必要事項を聴取して記録しておく。

ウ 本部長は、届出に基づき消防局に行方不明者の捜索を指示するとともに、警察に出動を要請し、消防団、地元関係者等の協力を得て行う。

エ 必要に応じ、重機その他機械器具を活用するとともに、人員に不足が生じたときは作業要員の雇用により活動を実施する。

オ 行方不明者が海上に流出したものと予想される場合には、県知事を通じて、海上保安部、自衛隊、警察及び漂着が予想される関係市町村に捜索を依頼する。

カ 捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

（3）期 間

災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

（4）実施状況報告

ア 捜索活動現場責任者は、場所、時間、従事者、使用機械器具、作業の進行状況及び予定等必要事項を報告（日報）する。

- イ 次の書類を整備する。
- ・ 搜索状況記録簿
 - ・ 搜索用機械、器具、燃料受払簿
 - ・ 搜索関係支出証拠書類

3 遺体の処理

(1) 対象者

- ア 災害の際死亡した者で、身元不明又は遺族のない者、あるいは遺族があっても処理能力のない者
- イ 災害により死亡者が多数にのぼり、遺族があっても確認のできない者

(2) 遺体の処理方法

ア 遺体の検視（見分）

災害の際死亡した者については、警察官が検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）により、海上保安官が海上犯罪捜査規範（昭和 26 年海上保安庁達第 4 号）又は海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年保警 80 号）によりそれぞれ検視（見分）を行い、死体検視（見分）調書を作成して、遺体を遺族又は市長に引き渡す。

イ 遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療救護班が医師及び病院等の協力を得て行う。

ウ 遺体は、洗浄、縫合、消毒などの処置及び身元不明の遺体の識別確認のための写真撮影、遺品の保存などの措置を行う。

エ 検案を終えた遺体は、遺族等に引渡すものとするが、身元不明の遺体は、身元を確認するため、警察に調査を依頼し、市が指定する安置所（寺院又は市公共施設など）に一時安置する。

オ 災害時における棺、ドライアイスなど葬祭用品の供給及び遺体の搬送に関して、市は必要に応じ民間企業、団体に対し協力を要請する。

金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（遺体の収容、埋葬活動）

団体名、所在地、電話、F A X

表 3 - 1 2 - 1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
(公社) 金沢市医師会	大手町 3-21	263-6721	223-7079
(一社) 金沢市歯科医師会	神宮寺 3-20-5	251-1611	216-8241

(3) 期 間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

(4) 実施状況報告

- ア 担当責任者は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検案その他必要事項を報告（日報）する。
- イ 次の書類を整備する。
- ・ 遺体処理状況記録簿
 - ・ 遺体処理物資受払簿
 - ・ 遺体処理台帳
 - ・ 遺体処理関係支出証拠書類

4 遺体の埋火葬**(1) 対象者**

災害時の混乱の際死亡した者で、遺族がない者、又は遺族があっても自己の力で埋火葬することが困難な者、及び身元不明の者

(2) 遺体の処理方法

- ア 埋火葬の程度は、応急仮葬とし、埋葬又は火葬で行う。
- イ 棺、骨壺等、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。
- ウ 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。
- エ 遺体多数により市内で火葬しきれない場合は、県又は他自治体に応援を要請する。ただし、それでも火葬受入が困難な場合は、仮土葬後、適切な期間を考慮して、再び火葬を行うなどの対応を講じることとする。

(3) 期 間

前項³「遺体の処理」に準ずる。

(4) 実施状況報告

- ア 担当責任者は、埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費その他必要事項を報告（日報）する。
- イ 次の書類を整備する。
- ・ 埋火葬実施状況記録簿
 - ・ 埋火葬物資受払簿
 - ・ 埋火葬台帳
 - ・ 埋火葬関係支出証拠書類

表 3 - 1 2 - 2 斎場施設

名 称	所 在 地	電 話	F A X	備 考
-----	-------	-----	-------	-----

東 斎 場	鳴和台 360	251-6565	251-6584	火葬炉 8 基
南 斎 場	西泉 6-64	245-9680	245-9684	火葬炉 6 基

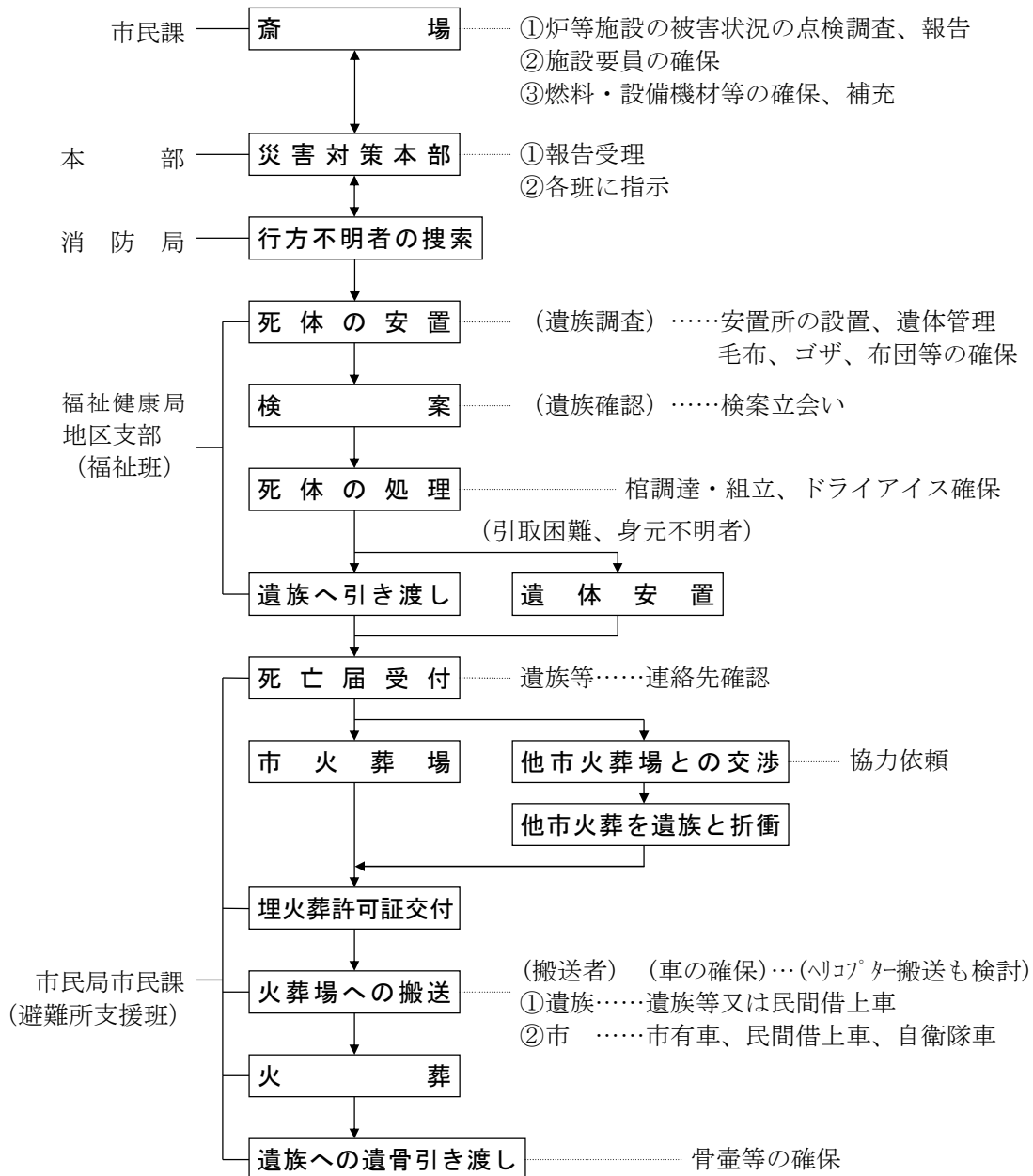


図 3 - 1 2 - 1 災害時埋火葬マニュアル

第13節 災害警備

所 管 危機管理監、市民局…防災班 県警 海上保安部

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、警察及び海上保安部は、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕を行い、公共の安全と秩序の維持を図るものであり、市はこれに協力する。

2 災害警備体制

(1) 警備体制

表3-13-1 警備体制の基準

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	気象情報等により災害の発生が予想され、かつ発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	台風圏が石川県に接近した場合のほか災害等により石川県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	風水害等の危険が切迫して大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

(2) 警備本部

① 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

② 海上保安部

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。市災害対策本部は、警察及び海上保安部の警備本部と情報を交換し、警備活動に協力する。

(4) 災害警備対策

① 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

② 通信の確保

ア 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

イ 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

③ 現場措置等

表 3-10-2 災害警備の現場措置等

ア 災害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> i 被害調査と報告、連絡 ii その他関連情報の収集
イ 防ぎよ作業への協力	<ul style="list-style-type: none"> i 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎよ活動に協力する。 ii 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主の紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。
ウ 避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> i 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 ii 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
エ 犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締を実施するため、警察及び海上保安部は、独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティアなどと連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。</p> <p>特に避難指示等により住民が不在となった地域における家宅侵入や窃盗等に対して、自主防犯組織等と協力して、警備、見回り等を行う。</p> <p>また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>
オ 遺体の検視、見分及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> i 遺体については、死者検視、見分などの所要の措置をとる。 ii 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書(死体見分調書)を添えて市長に引き渡す。
カ 行方不明者の捜索	<p>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。</p> <p>なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</p>
キ 広報	<p>流言飛語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</p>

第14節 交通確保・緊急輸送

所 管 □都市整備局、土木局…道路対策班、土木建設班

1 基本方針

災害発生時に災害応急対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空の交通機能の早期回復を図り、災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を行う。

2 交通確保、緊急輸送対策の基本

(1) 交通確保、緊急輸送対策の基本方針

- ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- イ 緊急輸送は、市民の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- ウ 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- エ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、応援協定締結自治体に協力を要請する。

(2) 緊急輸送の対象とする人員、物資等

- ア 災害応急対策要員
- イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする被災者等
- ウ 水、食料、生活必需物資及び医療資機材等
- エ 被災者を収容するために必要な資機材
- オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- カ その他必要な物資等

(3) 緊急輸送の経過の想定

- ① 第1段階 被災直後
 - 自衛隊等のヘリコプター支援、輸送可能な道路を中心に、次の輸送を行う。
 - ア 消防・水防活動等災害の拡大を防止するための人員、物資
 - イ 救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助のための人員、物資
 - ウ 災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動応急対策、緊急輸送、交通規制等に必要な人員、物資
- ② 第2段階 被災後1日目～概ね7日目の期間
 - ヘリコプター、輸送可能な道路及び船舶を利用して、次の輸送を行う。
 - ア 第1段階の輸送の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- ③ 第3段階 被災後概ね1週間目以降
 - 陸上及び海上の輸送を中心に、次の輸送を行う。なお、陸上輸送が困難な地域に対しては航空輸送を継続する。
 - ア 第2段階の輸送の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活必需品

3 陸上交通の確保

(1) 道路交通確保の優先順位

被害状況に応じて、概ね次の順位で交通を確保する。

- ア 緊急輸送道路について、第1次、第2次、第3次の順に整備、確保する。
緊急輸送道路は、原則として、2車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。
- イ 防災関係機関や避難所等重要施設が所在する重要輸送道路
- ウ その他主要幹線道路
- エ 一般道路

【参照】資料14 緊急輸送道路

資料15 緊急輸送道路ネットワーク図

(2) 道路交通確保の実施

① 応急措置

- ア 国、県、市の道路管理者は、警察等と相互に連携して、通行可能路、道路、橋梁、トンネル等の道路施設の被害状況等を速やかに把握し、必要な応急措置を講ずる。
- イ 道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に支障となる物件がある場合は、警察官の立会いを求め、直ちに障害物の除去等必要な災害応急措置を実施する。なお、警察官の立ち会いが求められない場合は、その限りでない。
- ウ 道路管理者は、必要に応じ建設業協会等の協力を要請して、重機、資材、人員等を把握しながら、道路交通確保のための応急措置を講ずる。
- エ 本部長は、市のみで対応できないと判断するときは、県、自衛隊及び相互応援協定締結自治体等に応援を要請する。
- オ 道路管理者は、地域や自主防災組織の協力を得て、主要道路の確保に努める。

表3-14-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（交通確保、応急土木関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、交通確保、 応急土木活動	(一社)金沢建設業協会	弥生 2-1-23	244-1848	242-4331
	(一社)金沢建設防災協会	戸室新保イ 67	236-1438	236-1737
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881
	(一社) 石川県造園緑化建設協会	福増町北 840-2	269-1110	269-1279
	石川県造園業協同組合	進和町 13-2	291-8360	291-3965
	金沢森林組合	永安町 77	229-1131	229-1083
	金沢建物解体業協同組合	昭和町 14-5	263-6622	229-2423
救出、水道・ガス・ 下水道、 電気等応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
	石川県エルピーガス協会 金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320
	北陸電気保安協会 (石川支店)	白山市五歩市 町 400	274-4580	274-4588
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881
	北陸電力株式 会社(石川支店)、北陸電 力送配電株式会社	下本多町 11	233-8877	233-8755

② 応急復旧

- ア 道路が被災した場合は、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な路線で緊急に交通を確保しなければならない道路から優先して応急工事を実施する。
- イ 交通信号、標識等が倒壊等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

③ 他の道路管理者等との相互協力

- ア 市は、災害により道路が破損した場合は、必要な交通の確保のため、県及び国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。
- イ 市は、周辺市町と緊急道路の応急復旧に関し、情報交換等を行う。
- ウ 市は、中日本高速道路株式会社金沢支社等と応急復旧に関し、情報交換等を行う。

④ 放置車両等の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を緊急に確保する必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 道路障害物除去対策

① 実施体制

- ア 本部は、輸送路を確保し被災者の日常生活を確保するため必要があると認めるときには、道路の障害物の除去を行い、各道路管理者に状況を報告する。
- イ 本部は、自らの人員、資機材等により除去を行うとともに、必要に応じて土木

建設業者等の協力を要請して、速やかに除去を行う。

ウ 本部は、市のみで対応できないと判断したときには、県、自衛隊等に応援協力を要請する。

② 障害物除去の作業方法

ア 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 除去した障害物は、最終処分場所に搬送するものとし、大量の障害物を速やかに撤去するため必要な場合には、指定する臨時集積場所に保管し、中継車により最終処分場所に搬送する。

③ 堆積土砂排除

ア 道路の堆積土砂の排除は、各道路管理者が行う。

イ 本部長は、災害の規模が大きく市で処理し得ない場合は、災害対策基本法第 68 条及び第 68 条の 2 に基づき県知事又は自衛隊等に応援を要請する。

(4) 緊急輸送体制の確立

① 緊急輸送計画の作成

本部は、自然条件、被害状況等を総合的に勘案し、市民の安全を確保するための輸送を最優先に、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

緊急輸送計画の作成に当たっては、体制・人員、車両・資機材・燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量、緊急輸送の調整などについて定める。

② 緊急輸送の対象とする人員、物資等

ア 災害応急対策要員

イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする被災者等

ウ 水、食料、生活必需物資及び医療資機材等

エ 被災者を収容するために必要な資機材

オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

カ その他必要な物資等

③ 輸送手段の確保

ア 市保有車両の動員と人員配置

災害状況に応じて、市保有車両を集中管理して行う。

イ 運送業など私有車両の借上げ

ウ 自主防災組織やボランティアの活用

エ 県、自衛隊、相互応援協定締結自治体等への支援要請

カ JR、私鉄の利用

④ 緊急輸送のための燃料の供給確保

市有車両その他災害応急対策を実施するための燃料等については、事前に業者等と協定を行い、優先給油により確保する。また、この実施にあたり、災害時優先給油標章を作成する。

⑤ 集積場所及び要員の確保

物資の集積、配分業務を円滑に行うため、集積場所の設定及び要員（市職員）の

派遣を行う。

緊急支援物資の集積・配送拠点指定箇所は、別途指定する（表2-9-1、表3-16-4参照）。

このほか、本章第16節「飲料・食料品・生活必需物資の供給」などの計画に定めるところによるものとし、各担当部局と緊密な連携をとり、円滑な輸送活動を行う。

表3-14-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（緊急輸送関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
緊急輸送活動	(一社)石川県トラック協会	粟崎町4-84-10	239-2511	239-2287
	石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江3-160	291-0197	292-1624
	石川県レンタカー協会	神田1-3-10	241-2129	235-9555
緊急車両等燃料供給活動	石川県石油販売協同組合金沢支部	鞍月5-177	256-5330	238-3330

(5) 交通規制

県公安委員会及び道路管理者等は、相互に協力して、交通規制等の応急措置を実施し、住民の安全確保と緊急輸送路の確保に努める。

① 交通規制等の実施機関

道路管理者と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について、相互に緊密な連携に努める。

表3-14-3 交通規制等の実施機関

区分	実施機関	範囲
道路管理者	国土交通省市	ア 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき イ 道路工事のためやむを得ないと認められるとき
公安委員会	公安委員会警察署長警察官	ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき

② 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等道路施設の被害及び交通が極めて混雑している状況を発見した者は、速やかに警察又は市長に通報する。

通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察に通報する。

③ 各実施責任者の実施要領

ア 道路管理者

風水害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次の必要な規制を行う。

なお、道路管理者は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制する暇がないときは、速やかに必要な規制を行い、警察に通報するとともに、

応急措置を行う。

- ・ 交通施設の破損等の事由により通行に危険があると認められる場合、又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- ・ 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の定める様式により標示を行う。

イ 警察（公安委員会）

「石川県地域防災計画一般災害対策編 第 3 章 第 19 節 災害警備及び交通規制」による。

④ 規制の標識など

実施責任者は規制を行った場合は、次の標識を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宣の方法により、通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

ア 規制標識

- ・ 道路法第 45 条（道路標識等の設置）によるもの
- ・ 道路交通法第 4 条（道路標識等の設置等）によるもの
- ・ 災害対策基本法施行規則第 5 条（災害時における交通の規制に係る表示の様式等）によるもの

イ 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

この場合、通行の禁止又は通行の制限については、迂回路を明示する等、一般通行車両の協力を求める。

- ・ 禁止、制限の対象
- ・ 区間、区域
- ・ 期間
- ・ 理由

⑤ 交通規制情報の広報

交通規制内容を運転者、避難者、通勤者、市民に周知するため、テレビ、ラジオ、看板、垂れ幕、広報車両、現場警察官による広報を実施し、周知徹底を図るものとする。

（6）緊急通行車両の確認

① 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、同法第 50 条第 1 項に掲げる業務に従事する車両とする。

② 確認手続等

緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が行う。

市の所有する車両（市と契約している車両を含む。）は、平成8年1月26日付交規乙第10号「緊急通行車両の事前届出制度の実施について」石川県警察本部長通知に基づき、事前届出の手続きを行っている。

（7）鉄道輸送の確保

ア 鉄道輸送は、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、IR いしかわ鉄道株式会社及び北陸鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という。）の関係路線を通じて、救援物資、復旧資機材等必要な緊急輸送を行う。

イ 鉄道事業者は、本部長の求めに応じ、緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は必要に応じて臨機の措置を講ずる。

4 海上交通の確保

海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動や救援物資の受入れ等災害応急対策に欠かせない交通手段となる。

（1）交通の確保

ア 本部長は、情報の収集、海上交通の調整、船舶規制等について、金沢港管理者及び海上保安部に協力を要請する。

イ 金沢港管理者は、施設の被害状況を点検調査し、必要に応じ通行規制、危険表示、避難指示等の応急措置及び安全確保の応急工事を講ずる。

（2）海上輸送の実施

ア 海上輸送は、海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

イ 必要に応じ民間船舶（漁船を含む）へ協力を要請する。

ウ 海上輸送に必要な輸送ルートの設定を行う。

エ 集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行う。

5 航空輸送の確保

（1）交通の確保

ア 航空輸送は、指定した臨時ヘリポートを活用する。

イ 発災後直ちに臨時ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県へ報告する。

ウ 災害時孤立集落や津波発生時の孤立避難所への道路障害等による交通路の確保が行われるまでの間、医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる航空路を確保する必要がある。このことから、これらの事態が想定される地域に関して、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプターの緊急離

着陸場所を事前に定めておく。

(2) 航空輸送の実施

- ア 航空輸送は、原則として石川県消防防災ヘリコプターを活用することとし、必要に応じて県に対し自衛隊及び海上保安部の派遣を要請する。
- イ 必要に応じて、民間機へ協力を要請する。
- ウ 航空輸送に必要な輸送ルートの設定を行う。
- エ 集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行う。

【参照】資料 31 臨時ヘリポート（離着陸場）指定場所

第15節 避難誘導

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班
	<input type="checkbox"/> 福祉健康局…災害時要援護者支援班	<input type="checkbox"/> 地区支部要員…（避難所協力）
	<input type="checkbox"/> 教育委員会…教育班、教育支援班（避難所協力）	

1 基本方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命の安全を確保するため、市民の迅速な避難の誘導を行う。住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。

2 警戒レベルを用いた防災情報の発信

避難指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、時間経過に伴い、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示【警戒レベル5】緊急安全確保と段階的な情報提供に考慮し、住民が自主的に家屋損害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるよう努める。また、夜間や豪雨時の避難を避け明るい時間帯の早期避難、局所的な豪雨による河川の水位上昇、地盤災害への対応など、状況に即した早期発令に努める。

なお、【警戒レベル1】早期注意情報及び【警戒レベル2】注意報は、気象庁が発表する。

(1) 市長の避難の指示等

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

市長は、洪水や土砂災害等により、人的被害の発生する可能性があるときと認めるときは、要配慮者等、避難に時間を要する人が円滑に避難できるよう高齢者等避難を発令することができる。

② 【警戒レベル4】避難指示の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。（災害対策基本法第60条）。

市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、「緊急安全確保措置」を指示することができる。（災害対策基本法第60条）。

災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

表 3-15-1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の基準

種 別	発令の基準	住民に求める行動	市の避難誘導活動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (令和3年5月 内閣府)	要配慮者等、避難に時間を要する人が避難を開始する時点 人的被害の発生する可能性が高まった段階	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する	必要な避難所の開設を完了して避難者の受入を開始
【警戒レベル4】 避難指示 災害対策基本法 第60条	通常の避難行動ができる者が避難を開始する時点 具体的に人的被害が発生する前兆が差し迫った時点	危険な場所から全員避難 警戒レベル4までに必ず避難	避難誘導活動対象区域の拡大を検討 避難所の増設を検討
【警戒レベル5】 緊急安全確保 災害対策基本法 第60条	人的被害が発生する危険性が非常に高い段階 決壊や越水・溢水が発生した場合 災害が実際に発生している段階	命の危険 直ちに安全確保！ いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する	

※高齢者等避難については「避難情報に関するガイドライン」による。

④ 水位周知河川の避難行動の基準

水防法の改正により、県が水位情報周知河川の避難判断水位を指定したことに伴う避難行動の基準については、次のとおりとする。

表 3-15-2 水位情報周知河川の避難行動の基準

平時から設定されている河川の危険水位	水位	増水時に左記項目から知事が発する警報	判断の時期	避難所の目安
水防団待機水位	低	水防警報（準備）		避難所開設準備
氾濫注意水位	↓	水防警報（出動）		避難所開設 (自主避難に対応)
避難判断水位			【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令	
氾濫危険水位			【警戒レベル4】 避難指示 発令	
氾濫の発生	高		【警戒レベル5】 緊急安全確保 発令	

※上記判断目安を基に、降雨、水位等の状況判断を加味して迅速に決定するもの。また、局

所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。

※水位周知河川…本章第3節表3-3-5を参照。

⑤ 土砂災害における避難行動の基準

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域（未指定の場合は土砂災害危険箇所・区域）における避難行動の基準については、次のとおりとするが、気象・降雨状況や現地での状況等を総合的に勘案し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努め、夜間や豪雨時の避難をなるべく避け、明るい時間に避難できるよう、早めの情報提供に努めるとともに、迅速かつ適切な対応をとるものとする。

また、土砂災害においては早期警戒、早期避難が重要であること、市内全ての土砂災害危険箇所の監視は困難であることから、住民に対し、前兆現象や降雨状況を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。

表3-15-3 土砂災害の避難行動の基準

避難情報	土砂災害に関する情報	避難所状況	県土砂災害情報システム【SABO アイ】	前兆現象等
【警戒レベル3】 高齢者等避難発令	大雨警報（土砂災害）発表	避難所開設準備 避難所開設		近隣で湧き水・地下水の濁り、量の変化等の確認
【警戒レベル4】 避難指示発令	土砂災害警戒情報発表		2時間後予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超えたとき。	近隣で斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等の確認
【警戒レベル5】 緊急安全確保発令	大雨特別警報（土砂災害）発表		実況雨量が土砂災害発生基準線を超えたとき。	近隣で土砂災害の発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の確認

⑥ 孤立集落の集団避難

災害により孤立した集落については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

⑦ 浸水想定区域内にある地下街等への情報伝達等（水防法第15条）

ア 浸水想定区域内にある地下街等で、当該地下街等の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、当該施設に対し、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関する情報を、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。

また、地下街等の所有者又は管理者は、洪水等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

イ 地下街等の範囲については、次のとおりとする。

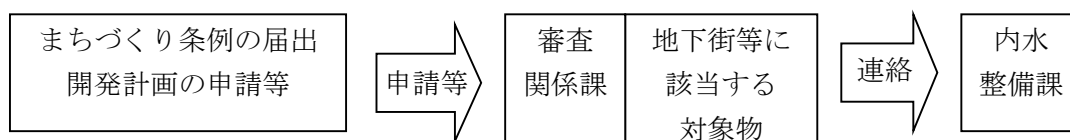
表 3-15-4 地下街等の範囲

地下街等の範囲	1 延べ面積が 1,000 m ² 以上の地下街 2 地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の防火対象物 3 その他、市長が必要と認めるもの
---------	--

ウ 地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難ができるよう避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

なお、内水整備課は、避難確保計画の作成に必要な指導を行い、地下街等の届出・申請等を把握した課は、内水整備課に連絡しなければならない。

表 3-15-5 地下街等把握フロー



⑧ 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達等（水防法第 15 条）

ア 浸水想定区域内にある高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する要配慮者関連施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示、又は緊急安全確保に関する情報を、電話又は FAX、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。

また、要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、洪水等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

イ 要配慮者関連施設の範囲については、次のとおりとする。

表3-15-6 要配慮者関連施設の範囲

分類	施設	所管課
高齢者施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、軽費老人ホーム（ケアハウス等）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、特定施設入居者生活介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、認知症対応型通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課 ・介護保険課
障害児・者施設等	障害児通所支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム、地域活動支援センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課 ・こども相談センター
乳幼児施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、ショートステイ、トワイライトステイ、病児保育実施医療機関、子育て広場、ファミリーサポートセンター、無認可保育（ベビーホテルに限る）、一時保護所、幼児相談所、幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ・こども相談センター ・子育て支援課 ・保育幼稚園課 ・教育総務課
その他	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、病院、診療所（有床に限る）、特別支援学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援課 ・地域保健課 ・教育総務課

【参照】資料 58 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧表

- ⑨ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達等
 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第7条）
 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関する情報を、電話又はFAX、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。
 また、施設関係者は、土砂災害等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

（２）その他の避難の指示等

そのほか、関係法令に基づき避難の指示を行う者とその措置は、概ね次のとおりである。

- ア 知事及びその命を受けた職員…立ち退きの指示（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- イ 水防管理者（市長）…立ち退きの指示（水防法第 29 条）
- ウ 警察官…避難の指示、警告、避難等の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- エ 海上保安官…立ち退きの指示（災害対策基本法第 61 条）
- オ 自衛官…避難等の措置（自衛隊法第 94 条）
- カ 消防吏員又は消防団員…消防・水防警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第 28 条第 1 項、水防法第 21 条）
- キ 消防長又は消防署長…火災警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第 23 条の 2）

（３）避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（４）避難指示の内容

避難の指示をする場合、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

（５）避難指示の時期

避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(6) 避難指示の伝達方法

- ア 避難対象地区の住民等に対し、同報防災無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT））、Ｌアラート、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な伝達方法により避難指示を行う。
- イ 警察、海上保安部及び報道機関に対し、避難指示の周知徹底について、協力を要請する。
- ウ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- エ 発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- オ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- カ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(7) 知事への報告等

- ア 市長は、避難指示を行った場合、その旨を知事に報告する。
- イ 市長は、避難の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を同報防災無線、広報車等により公表するとともに、知事に報告する（災害対策基本法第60条）。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定権等（災害対策基本法第63条）

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市長、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定したときは、当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。

イ 市長、警察官又は海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 一時避難場所及び指定避難場所

(1) 一時避難場所

家庭や自主防災組織、職場などであらかじめ話し合っていた近くの公園や空地、幼稚園、保育所、コミュニティセンターなどの一時避難場所に、災害発生時は自主的かつ一時的に避難する。

(2) 指定避難場所〔指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）〕

火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきたときには、学校や公共施設、公園など市が指定する指定避難場所に避難する。

【参照】資料12 金沢市指定避難場所一覧表（指定緊急避難場所）

(3) 避難所〔指定避難所（災害対策基本法第49条の7）〕

本部長は、被災者で住宅などを失って引き続き避難生活が必要な住民を収容する施設（以下「避難所」という。）が必要と認めた場合、又は広域的な災害の発生が予測され、事前避難が必要と認めた場合に、指定避難場所の中から屋内施設を優先に避難所を指定する。

ただし、やむを得ず屋外施設を避難所に指定する場合は、必要に応じてテント、仮設トイレの設置など必要な措置を講ずるものとする。

【参照】資料32 校下別屋内施設一覧表（指定避難所）

(4) 拠点避難所

避難所のうち、小学校など地域において地区支部や自主防災組織の拠点となる施設を市が指定し、情報の収集伝達や医療救護、救援活動等を行う。

(5) 福祉避難所

本部長は、避難所において日常生活を送ることが困難と認められる高齢者など要介護者を収容する施設として、次の福祉避難所を指定する。ただし、必要に応じ、特別養護老人ホームなど社会福祉施設に協力を要請するものとする。

表3-15-7 福祉避難所（市有施設）

収容施設名	所在地	電話	FAX	備考
老人福祉センター松寿荘	金石北 3-3-33	268-6757	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
〃 万寿苑	大桑町 ヤ1-4	244-6745	同左	
〃 鶴寿園	額谷町ヌ1	298-9355	同左	

卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	東長江町辺 2-1	222-0008	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
金沢市障害者高齢者体育館 (駅西むつみ体育館)	駅西本町 2-3-27	221-9065	同左	体育館・ホール等利用 障害のある人等対象
金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	十一屋町 4-34	243-6786	同左	遊戯室等利用 障害のある人等対象

5 避難の方法・留意点

災害の状況により異なるが、原則として図3-15-1「洪水、土砂災害などの兆候性災害時における避難方法等」による。また、避難の留意点を以下にまとめるが、自然現象のため不測の事態も想定されることから、事態の進行や状況に応じて自らの命を守る適切な避難行動をとることが必要である。

ア 避難は原則的に徒歩により行うが、要配慮者の存在、指定避難場所までの距離、道路状況（冠水等のおそれがないこと）など、事情によっては自動車の使用を認めることとし、あらかじめ自動車による避難を予定する住民を把握しておくこととする。

イ 避難時が、夜間であったり、すでに浸水が始まり避難が困難になってしまったときには、自宅や隣接建物の2階に垂直避難するなど、屋内退避等による安全確保を図ることも考慮する。また、避難にあたっては、日頃より避難場所にたどりつけない場合を想定した、近隣での一時避難先を決めておくことが求められる。

ウ 避難途中で浸水等により、進むことや指定された避難場所への避難が困難になってしまったときには、近くの丈夫な高い建物に緊急避難を行うなど、高く安全な場所に身をおく。

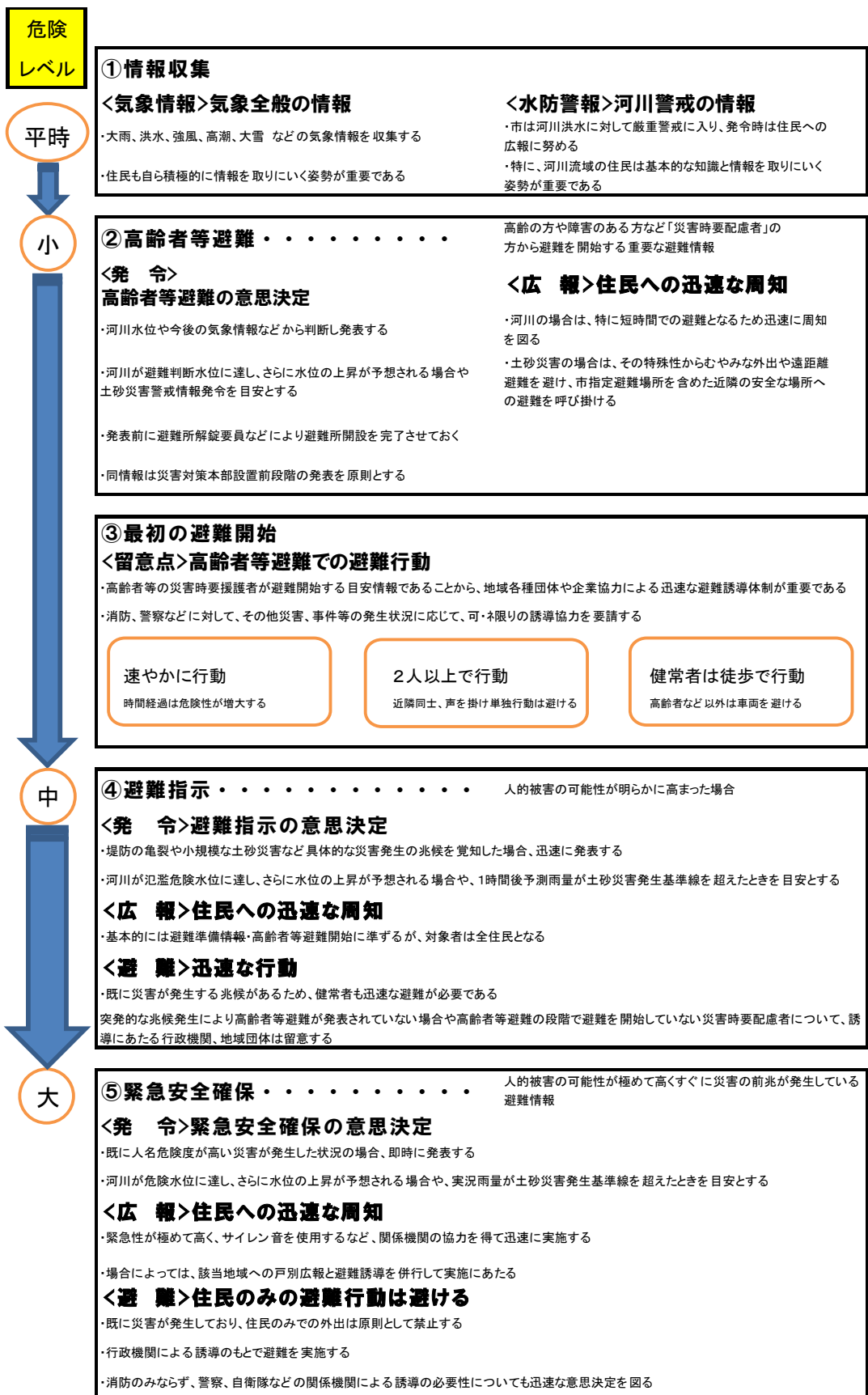


図3-15-1 洪水、土砂災害などの兆候性災害時における避難方法等

6 避難誘導

避難の誘導は、避難行動要支援者名簿等を活用し、次の点に留意して行う。

- ア 発災初動期は、住民はパニック状態になることが予想されることから、自主防災組織や警察官、消防団員などの誘導により迅速に避難を行う。
- イ 避難の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人、傷病者、幼児、外国人などの要配慮者を優先する。このとき、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- ウ 要配慮者の避難にあたって、市のみでは対処ができない場合には、DMAT等の派遣要請を検討する。

表3-15-8 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（情報収集・避難誘導関係）

団体名	所在地	電話	FAX
(公社)隊友会石川県隊友会	額乙丸町口96	090-3888-4489	298-8957

エ 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

オ 県及び市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難状況報告

自主防災組織の長及び地区支部担当職員等は、随時本部に対し避難状況について報告する。その際、指定避難場所及び避難所だけでなく、自家用車等に避難している住民の存在にも留意する。

【参照】資料27 避難状況報告書

8 避難所における救護及び生活の確保

避難所に派遣する地区支部担当職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険状況の把握及び避難した者への情報伝達
- イ 地区内の避難者の掌握
- ウ 必要な応急救護
- エ 状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し、避難所への収容
- オ 給食、給水等生活の確保
- カ その他避難所の運営に関する事項

9 避難所の開設

(1) 開設の指示

① 避難所の開設

ア 避難所解錠要員は、市長の指示に従い、指定された避難所の施設の解錠を行うとともに、初期の避難者の受入れを行う。

イ 本部長は、被災者のうち家屋の倒壊や焼失により生活拠点を失っている住民が多数発生していると判断したときは、浸水等の二次災害の危険がないこと等、あらかじめ施設の安全を確認した上で避難所を指定し、開設する。

ウ 本部は、避難所運営要員として地区支部担当職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

エ 地区支部担当職員は建物の点検を実施し、著しい損傷がなく使用可能と判断された場合に開設する。使用不能と判断された場合、その旨を本部に報告する。本部は代替施設の検討を実施する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該施設に避難所を設置維持することの適否を検討する。

オ 本部長は、市のみで対応が困難なときには、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県及び応援協定締結自治体等に応援を要請する。

カ 複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

キ 指定避難所における各種感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

② 避難所開設の報告

本部は、避難所を開設したときは、次の事項を県へ報告するとともに、管轄警察署、消防署等の関係機関に連絡する。

ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに）

- ・ 避難所の名称
- ・ 開設の日時、場所
- ・ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者も含める。）
- ・ 開設期間の見込み
- ・ 必要な救助・救援の内容

イ 避難所収容状況報告（日報）

- ・ 収容人員（避難所別）

③ 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

④ 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）

(2) 避難所生活

屋内避難生活を原則とし、避難所の指定及び生活方法は次のとおりとする。

① 指定

- ア 市の指定する避難場所にある建物を優先して指定する。
- イ 学校の場合の使用順位は、体育館、校舎の順とする。
- ウ 建物使用可否区分を明示する（避難生活スペース、相談所、物資集積所、共有部分、使用禁止部分等）。
- エ 避難生活スペースは、1人概ね3㎡とする。

② 避難所の運営

- ア 避難所の運営は、避難住民による自主防災組織役員及び学校等施設管理者、市派遣職員等による協力体制により円滑な運営を行う。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- イ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- ウ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- エ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

③ 仮設トイレの設置

避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害のある人等の利用に配慮した避難所運営に努める。なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティアが自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

④ 男女双方の視点の取り入れ

運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いに応じた支援を行うよう心掛け、次の事項について配慮する。

- ・ プライバシーの確保など、男女のニーズの違い、性別に配慮した避難所の設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室、女性専用の物干し場等の設置）
- ・ 女性スタッフの配置
- ・ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置

- ・ 女性向け物資の備蓄（生理用品・女性用下着の女性による配布）
- ・ その他、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

⑤ 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者がいると確認した場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

⑥ 収容施設の確保

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

表 3-15-9 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（収容施設・輸送関係）

団体名	所在地	電話	F A X
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	
金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

⑦ 避難者の住生活の早期確保

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

⑧ 生活基本計画

避難所生活基本計画による。

【参照】資料 33 避難所生活基本計画

資料 34 避難所における基本組織図

表3-15-10 時期別活動内容

時 期	活動内容
<p>緊急避難期 (警戒期～発災～2日目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握・点検 ・施設の安全確認と応急措置の実施 ・避難所の開設 ・避難所の暫定運営体制の構築（役割分担等） ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等(遺族対応) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) <p>(生活スペース、物資集積所、トイレの場所、ゴミ集積所等) など</p>
<p>避難期・救護期 (3日～1カ月程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等(遺族対応) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) <p>(生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレの場所、ゴミ集積所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設風呂、シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の確保 ・避難所自治組織づくり ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力体制確立 (集団生活における役割分担等) ・安否情報、り災世帯情報、避難者名簿の作成 ・健康管理、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、給水、生活必需物資の確保、分配 ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) <p>(生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレ場所、ゴミ集積所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係、プライバシー保護への配慮 ・居住環境の整備(掃除、ゴミ、トイレ、防疫、寒暑対策等) ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など
<p>安定期 (1カ月以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力 (避難生活集団から避難生活者個々へ視点を移す) ・避難者名簿の管理 ・避難所使用箇所の縮小、統廃合 ・被災者の自立支援、仮設住宅移転等 ・健康管理、メンタルヘルス、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、居住環境整備等生活活動 ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など

⑨ ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

10 広域避難対策

ア 被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない若しくは被害の少ない近隣市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 市が被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、被災者を受入れた市町は協力する。

エ 被災者の移送は市の輸送能力をもって実施する。市の輸送能力が不足の場合、県にバス、貨物自動車等の輸送手段の調達・確保を要請する。

オ 市長は、広域の避難路を確保する必要があるときは、知事を通じて、自衛隊、警察、建設業者等に対し、避難路確保を要請する。

カ 市が、県から他市町村の被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

キ 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の受入れについては県に対し協議を求める。

また市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

11 帰宅困難者対策

本市には、通勤・通学、出張、買い物、観光等で、日中多く人々が流入しており、災害が発生して鉄道や道路の被害によって列車運行や道路通行が不可能となった場合、多くの帰宅困難者及び徒歩帰宅者の発生が予測される。

(1) 基本スタンス

市は、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに帰宅困難者等へ開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。

(2) 混乱の防止

市は、金沢駅等における混乱を防止するため、帰宅困難者対応の職員を派遣するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、災害情報等の広報及び、それぞれの機関の施設に加えて、駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に避難誘導を実施する。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

(3) 事業所等における対応

事業所や学校などの組織的対応が可能な場所では、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、従業員、訪問者・利用者の無理な帰宅の抑制を図り、在留者に対する食料や飲料水、就寝環境の提供を行う。その後の災害の状況を見極めた上で、従業員、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

(4) 学校、幼稚園等における対応

学校、幼稚園等では、発災時には児童・生徒、園児等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者の引き取りや児童・生徒の帰宅が困難な場合や、その間の危険性に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる。このため、食料や飲料水、就寝環境の確保を図り、災害時における学校、幼稚園等と保護者との連絡方法、対応などをあらかじめルーブル化し、共有化を図る。

(5) 徒歩帰宅者への支援

市は、徒歩帰宅者の支援拠点（水、トイレ、災害関連情報の提供）として、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアに協力を要請し、事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設する。

表3-15-11 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（徒歩帰宅者支援関係）

団体名	所在地	電話	FAX
石川県石油販売協同組合金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

(6) 帰宅困難者への支援

市は、必要に応じ、観光客等の帰宅困難者のための一時宿泊場所及び一時滞在施設等を開設し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。ホテル・旅館等の宿泊施設が利用可能な場合は、観光客等の受入れ、宿泊を要請する。なお、観光施設等で災害が起きた場合は、施設管理者は市とともに、災害の状況を見極めた上で、観光客などの施設利用者の現地滞在、一時避難所への誘導を判断し、安全に留意し避難誘導を行う。

表 3-15-12 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（帰宅困難者関係）

団体名	所在地	電話	F A X
ユニー(株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
ピアゴ金沢バイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
コーシヤントリービレッジサービス(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297
石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5262	259-5963
生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	
金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	

(7) 代替交通機関の確保

必要に応じ、鉄道が運行している駅等までのバス等の代替交通機関を確保する。

表 3-15-13 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（交通輸送関係）

団体名	所在地	電話	F A X
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

第16節 飲料・食料品・生活必需物資の供給

所 管

□総務局…総務情報班 □福祉健康局…食料供給班 □経済局…経済対策班
□農林水産局…市場対策班、農林対策班 □教育委員会…教育班

1 基本方針

災害時における食料及び生活必需品等の供給について定める。

市は過去の大災害における課題を踏まえ、今後の備蓄のあり方等に関する基本的な方針を示す「金沢市防災備蓄計画」を策定し、公的な備蓄のほか、市民による日頃からの家庭内備蓄及び自主防災組織を含めた地域での備蓄や、ローリングストックの実施などを規定し、大規模災害にも対応可能な備蓄体制の構築に努める。

2 食料の供給

(1) 実施体制

- ア 市は、必要に応じて被災者等に対し食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。なお、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。
- イ 市は、必要に応じて県に対し食料の調達及び輸送の手配を要請する。
- ウ 市は、必要に応じて食料の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 食料の確保（詳細は、第1編「震災対策計画」第13節を参照）

① 供給する食料の品目

- ア 給与する食料は、災害発生当初はアルファ米又は米飯の炊き出しを原則とする。また、必要に応じて梅干、佃煮等の副食及び調味料を支給する。
- イ 流通輸送が可能になれば、米飯の炊き出しのほか、給食業者等からの調達によるおにぎり、弁当、パン等により行う。

② 調達先

- 市が給与する食料は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。これによって調達できないときは、他の業者又は市域外の業者から調達する。
- 市限りで確保できない場合は、近接市町、相互支援協定締結市場、応援協定締結地方公共団体、県、国その他関係機関に対して協力を求める。

表 3-16-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（食料等の供給）

（表 2-9-2 再掲）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
飲料・食料・生活必需物資供給計画	金沢市農業協同組合	松寺町末 59-1	237-0002	237-2209
	金沢中央農業協同組合	入江 1-1	291-5000	291-4111
	(一社)金沢市中央市場運営協会	西念 4-7-1	220-2717	222-2903
	(社)石川県パン協同組合	武蔵町 8-2	221-1653	同左
	石川県製麺工業協同組合	増泉 5-10-24	247-3305	247-3306
	(一社)石川県食品協会	鞍月 2-20	268-2400	268-6082
	協同組合金沢問屋センター	問屋町 2-61	237-8585	237-5240
	石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5262	259-5963
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
	ユニー(株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
	アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
	ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
コーンサントリー・ビバレッジサービス(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297	

③ 供給場所、方法及び輸送

災害発生当初は、「拠点避難所」（小学校等）を供給拠点として、各避難所に配分する。

④ 中央卸売市場

中央卸売市場は、生鮮食料品の安定的な供給を図るため、業界の協力を得る。

ア 市場機能の早期回復に努める。

イ 本市場への優先配送を国、産地、相互支援協定締結市場等へ要請する。

(3) 炊き出しの実施

ア 食料の炊き出しは、避難所及び共同調理場など炊事設備を有する施設において実施する。

イ 避難所を開設した場合、開設の3時間後に、食材、水、燃料及び資機材の確保等、炊き出しの準備を始め、6時間後には実施態勢を整えて、必要に応じて炊き出しを開始する。

ウ 炊き出しは、自主防災組織及びボランティアの協力を得て行うとともに、必要に応じて民間の給食業者等へ米穀を支給して依頼する。また、必要な場合、自衛隊に対して炊き出し活動を要請する。

表3-16-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（食料等の供給）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
L P ガスの供給	石川県エルピーガス協会 金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320

(4) 災害救助法による炊き出しその他による食品の給与

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである（同法及び運用方針）。

① 対象者

- ア 避難所に入所した住民
- イ 住家が全焼、全壊、流失、床上浸水のため炊事ができない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地へ避難する必要のある者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者等で他に食品を得る手段のない者

② 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、承認を受けた期間とする。

表3-16-3 小・中学校及び共同調理場の使用熱源

小学校	都市ガス(併用含む) 39校	L P ガス(併用含む) 16校
中学校	都市ガス(併用含む) 19校	L P ガス(併用含む) 6校
調理場	都市ガス(併用含む) 9場	L P ガス(併用含む) 8場

※ 炊事設備を有する施設

ふれあいの里、保健所、長町研修館、女性センター
老人福祉センター、デイサービスセンター、地区公民館

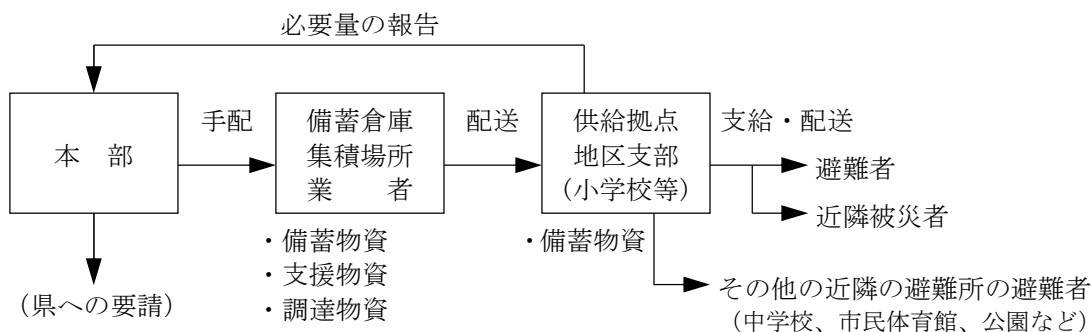


図3-16-1 支給系統

3 生活必需品等の供給

(1) 実施体制

ア 市は、被災者に対し生活必需品等の供給を実施する。

イ 市限りで対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ウ 市は、必要に応じて生活必需品等の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 生活必需品等の確保

市が給与する生活必需品等は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(3) 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである。

① 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

② 給与又は貸与する品目

ア 被服、寝具及び身回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

③ 給与又は貸与の方法

県知事から委任を受ける市長が一括購入し、又は備蓄物資から放出し、配分する。

④ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の

承認により延長することができる。

(4) 緊急車両等の燃料の供給・確保

市は、災害時に応急対策活動を行う緊急車両等の燃料を調達する必要があると認めるときには、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し、緊急車両等の燃料の供給・確保について、協力を要請し、組合は可能な限りの協力をを行う。優先給油を必要とする車両に対し、「災害時優先給油標章」を交付するものとする。

表3-16-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（緊急車両等燃料供給活動）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
緊急車両等燃料供給活動	石川県石油販売協同組合 石川県石油販売協同組合 金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

4 支援物資の受入れ

(1) 支援物資の要請

災害発生により食料、水、生活必需物資が不足すると判断した場合には、被災後の時間経過によって変化する物資のニーズを的確に捉え、県、国、他の自治体等に応援を要請するほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて全国へ支援物資の要請を行う。

支援物資の要請を行う場合は、受入れを希望するもの、希望しないものを早期に把握し、必要とする物資の内容、量、送付方法等について適時的確に情報を提供するとともに、受付窓口の開設など適切な広報活動を行う。

また、物資が充足した時点で、要請の打切りを決定し、報道機関を通じて全国へ公表する。

(2) 支援物資の受付

ア 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、支援の申出を受けたときは、申出者、受付時間、受付担当者、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発時間、到着時間、集積拠点、配送先などの受付リストを作成し、申出者及び配送先担当者に確認、伝達する。

イ 支援物資のうち、被災者ニーズに合わないもの、仕分け作業困難なもの、長期保存困難なものなどは受入れないこととする。

ウ 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、避難所（地区支部）や医療機関等からの需要（ニーズ）情報及び支援物資の受付・集積・配分情報を集中管理し、支援物資の迅速かつ効率的な管理、配分を行う。

(3) 支援物資の集積・配分

ア 支援物資の集積拠点（救援物資集配センター）

- ・ 支援物資の集積拠点は、陸上、海上、航空輸送手段を考慮し、次の集積拠点候補地のうちから、災害状況に応じて指定する。

表 3-16-5 支援物資集積拠点（救援物資集配センター）候補地

地区等	集積拠点候補地	所在地	航空手段(臨時ヘリポート)	海上手段	その他
西部	県産業展示館	袋島町南	県西部緑地公園駐車場		県と共同
北部	城北市民運動公園	磯部町ニ 45	城北市民運動公園金沢スタジアム		
中央	市民芸術村	大和町 1-1	大和町防災拠点広場		
南部	泉本町防災拠点施設	泉本町 5・7 丁目	南総合運動公園市営陸上競技場		
東部	大桑防災拠点広場	大桑 3-80	大桑防災拠点広場		
湊	湊簡易グラウンド	湊 3 丁目	湊簡易グラウンド	金沢港	
医薬品	金沢市保健所	西念 3-4-25	姉妹都市公園		

イ 自治体、民間からの支援物資については、救援物資集配センターで仕分けし、受入・搬出数量等を管理し、避難所（地区支部）や医療機関等からの情報に応じて配分する。なお、災害状況及び支援物資の内容等に応じて、輸送可能な場合は、直接、避難所（地区支部）や医療機関等への配送を指示することができる。

ウ 支援物資には、現金・金券、腐敗物などが混載されている可能性があることから、早急に義援金としての処理や物資の仕分け作業を行う。

エ 支援物資の内容の確認、仕分け等には市職員を動員するほか、物流の専門家・企業等の協力を得て効率的な作業を行い、さらに航空輸送の自衛隊の協力やボランティアの支援を得る。

(4) 配送

本部が所管する車両で対応することが困難な場合には、民間が所有する車両による配送協力を要請する。

- ア 運送業者、宅配業者等との協力協定の締結の推進
- イ 自主防災組織及びボランティアの協力

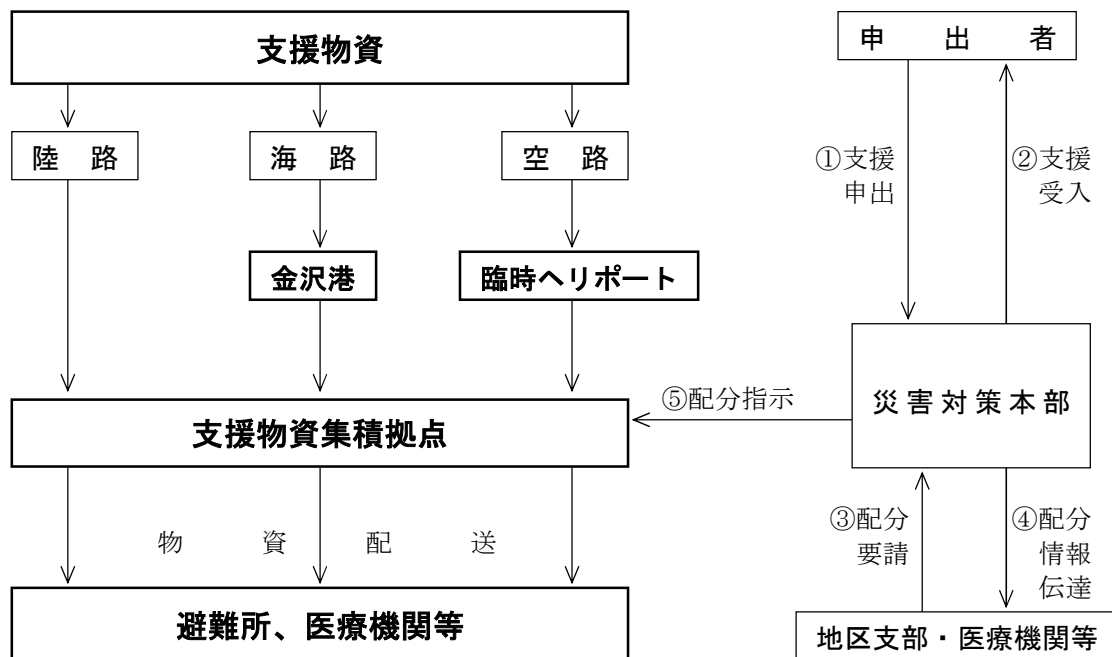


図3-16-2 支援物資受入、集積、配送システム

表3-16-6 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（支援物資の配送）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
支援物資の配送	(一社) 石川県トラック協会	栗崎町 4-84-10	239-2511	239-2287
	佐川急便株式会社	木越町 80 (北陸支店)	0570-55-0163	

第17節 給水活動

所 管 □企業局…ライフライン班

1 基本方針

災害の発生により水道施設が被害を受けた場合に、市民生活に必要な水を確保し、飲料水を得ることができない市民に対して速やかに応急給水を行う。

詳細は、別に定める「企業局総合防災計画」によるが、以下に概要を掲げる。

2 飲料水の確保方針

(1) 一人一日必要水量

ア 生命維持に必要な水量	3ℓ/日
イ 飲料、炊事、洗面等に必要な水量	20ℓ/日
ウ 飲料、トイレ、炊事、洗面、最小限の浴用等に必要な水量	100ℓ/日
エ ほぼ通常の生活水量	250ℓ/日

(2) 必要水量の確保策

必要水量は、次の手段により総合的に確保する。なお、飲料用水に必要な水量は、主として水道水で確保する。

① 水道水

- ア 浄水場の浄水池、配水池
- イ 大口径耐震管路、耐震性貯水槽
- ウ 周辺市町との水道連絡管

② 水道水以外の水

- ア 小学校防災井戸の使用
- イ 防災消雪井戸の使用
- ウ 災害時協力井戸の活用
- エ ペットボトル
- オ プールの貯留水、河川水、用水、わき水等の利用

表3-17-1 金沢市災害時防災活動協定締結団体（応急給水関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
応急給水活動	石川県さく井協会	示野町西7	267-3262	267-3271
	北陸コカ・コーラ ボトリング(株)	東蚊爪町1-33-1	239-2350	239-9177
	コーンサントリービバレッジサービス(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297

③ その他

- ア 家庭内での備蓄（飲料水のほか、風呂の溜め水など）
- イ 船、タンクローリーなどの手段による浄水の輸送

(3) 応急給水用資機材等

応急給水に必要な資材等を逐次備蓄整備する。

(例) 給水車、給水及び貯水タンク、仮設給水栓、浄水機など

3 応急給水活動

市（水道事業者）は、緊急な対策が必要と認めたとときには、企業局長を長とする「企業局災害対策本部」を設置し、情報収集・連絡及び応急給水活動並びに施設の応急復旧活動を敏速かつ効率的に実施する。

(1) 要員等の配備体制

- ア あらかじめ定められている動員計画に基づき対策要員を配置する。
- イ 装備している給水車等の応急給水用資機材を配備する。
- ウ あらかじめ指定している水道工事等関係業者に、必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 単独で給水作業ができない場合は、他の水道事業者に応援要請を行う。

(2) 情報の収集及び連絡

あらかじめ定められている実施要領に基づき、水道施設の被害状況の把握など情報を正確かつ迅速に収集、伝達する。

【参照】資料 35 金沢市企業局MCA無線配備一覧表

(3) 応急給水活動

- ア 市（水道事業者）は、水道施設の応急復旧事業にあわせて、本節4「給水の方法」に定めるところにより、応急給水活動を実施する。
- イ 市は、応急給水活動の実施状況（給水の時間帯・場所等）及び衛生上の注意等について報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し、市民に対して確実に広報を行う。

(4) 施設応急復旧活動

- ア 市（水道事業者）は、住民からの通報や職員の施設巡回により被害状況を把握し、二次災害を防止するとともに、施設の機能を保持するためのバルブ操作等を的確に実施し、緊急措置後の応急復旧のための情報収集を実施する。
- イ 市（水道事業者）は、収集した被害状況情報をもとに、本節5「応急復旧の方法」に定めるところにより、施設応急復旧計画を策定し、応急復旧活動を実施する。

ウ 市（水道事業者）は、応急復旧活動の実施状況（断水区域、復旧見通し）について市民に対し適切な広報に努める。

（５）応援の要請

ア 市（水道事業者）は、単独で給水活動や施設応急復旧活動ができないときには、県及び日本水道協会（地方自治体）、相互応援協定締結自治体、自衛隊、海上保安庁に対して、次の事項を示して応援を要請する。

- i 給水、応急復旧作業に必要とする人員数
- ii 給水、応急復旧作業を必要とする期間及び給水量
- iii 給水する場所、応急復旧作業場所
- iv 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量、応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

イ 市（水道事業者）は、必要に応じて民間企業・団体に対して給水活動等の応援協力を要請する。また、応援部隊を含め、給水車等の燃料の供給・確保について、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し協力を要請し、組合は可能な限りの協力を行う。

表 3-17-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（水道関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、水道・下水道等 応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
緊急輸送活動	（一社）石川県トラック協会	栗崎町 4-84-10	239-2511	239-2287

4 給水の方法

（１）給水拠点

ア 応急給水活動は、小中学校などの拠点避難所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等の重要拠点へ緊急給水を中心に行う。特に、人命にかかわる医療施設を最優先とし、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、治療に支障がないように配慮する。

イ 拠点への給水は、給水車等による運搬給水を主体に、給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

ウ 小中学校などの拠点避難所には、応急給水タンクを設置する。

（２）運搬給水の方法

運搬給水の水源は、主要配水場及び応急復旧した送配水管路とし、地域ごとに定めた給水拠点（避難所等）に給水車等で運搬する。

表3-17-3 主要配水池容量と災害時の確保水量

給水基地	容量 (m ³)	確保水量 (m ³)		水 源	緊急遮断弁
末浄水場	10,400		10,400	末浄水場	
犀川浄水場	3,690		3,690	犀川浄水場	
四十万中配水場	26,000	有効容量の50%	13,000	県水	○
大乘寺丘陵配水場	15,000	〃	7,500	末浄水場	○
大桑配水場	5,000	〃	2,500	〃	○
館山配水場	2,640	〃	1,320	〃	○
浅川配水場	2,200		350	〃	○
犀川配水場(計画)	22,000	有効容量の50%	11,000	犀川浄水場	
若松配水場	20,000	〃	10,000	〃	○
テクノパーク第2配水池	1,450		1,450	犀川浄水場	
日吉ヶ丘ポンプ場		受水槽	40	〃	
浅野配水制御所		配水本管	-	県水・犀川	
西念配水制御所		大口径耐震管路	20,000	県水	
八日市配水制御所		〃		〃	
犀川緑地内		送水管	400	末浄水場	
計	108,380		81,650		

(3) その他の拠点給水の方法

運搬給水と平行し、地域の状況に応じて次の方法により給水を行う。

ア 防災拠点広場給水基地(大和町防災拠点広場)

表3-17-4 防災拠点広場給水基地

名 称	位 置	内 容
大和町防災拠点広場	大和町1-1	給水井戸2カ所
大桑防災拠点広場	大桑3-80	防災井戸・耐震性貯水槽

イ 小学校防災井戸

ウ 防災消雪用井戸

エ 災害時協力井戸

オ プール貯留水、河川水、用水、わき水等の生活用水使用及び浄水処理使用

【参照】資料36 小学校防災井戸一覧表

資料37 防災消雪井戸一覧表

資料38 災害時協力井戸登録一覧表

(4) 仮設給水の方法

水道施設の応急復旧に努め、応急復旧した配水管に仮設給水栓を順次設置し、給水を行う。

5 応急復旧の方法

応急復旧は、被害施設を早期に復旧するため、以下の方法により効率的な復旧作業に努める。

(1) 復旧の優先順位

- ア 取水、導水、浄水機能の確保を図る。浄水場が被災し機能が失われた場合は、応急復旧による浄水機能の回復までの間、相互連絡管などにより他系統から振替送水などにより給水を補完する。
- イ 配水場の貯留機能を確保し、浄水場からの送水管路を復旧する。
- ウ 主要配水管路及び避難所、救護病院などの重要な給水拠点に至る管路の配水調整を行いながら、管路等の被害が軽微な路線を選定、復旧する。
- エ その他の配水管及び給水管を復旧し、段階的に断水区域を解消する。

(2) 早期給水措置

早期の給水を図るため、次の処置を講ずる。

- ア 主要送配水管路の復旧にあわせ、消火栓等を使用し、一定の間隔で仮設給水栓を設置する。
- イ 配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間をバルブ等により断水し、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。
- ウ 他系統からのバックアップ給水を検討し、断水区域への早期給水を行う。

(3) 応急復旧用資機材

応急復旧用資機材は、緊急用保管修繕材料及び水道工事関係業者の保有資材を使用する。

応急復旧用資機材が不足するときは、メーカー及び他都市より調達する。

6 市民及び自主防災組織等との連携

- ア 災害発生直後は、家庭での備蓄飲料水をもって充てる。
- イ 地域内の井戸等によって飲料水を確保する。
 - ・ 災害時に民間所有井戸を市民に開放する「災害時協力井戸登録制度」を平成9年度に導入。
- ウ 井戸等の水を飲用に使用する場合は、煮沸や消毒するなど衛生上の注意を払う。
- エ 市の実施する応急給水活動に対して、運搬、配給等に協力する。
- オ ボランティアとの活動の連携に努める。

【参照】資料 38 災害時協力井戸登録一覧表

第18節 災害医療及び救急医療

所 管 □福祉健康局…保健救護班 □市立病院…病院救護班

1 基本方針

災害から市民の生命と健康を守るため、以下の考え方により、医療救護体制を整備し、負傷者等の医療救護活動を円滑に実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

医療救護の対象者は、負傷者全員とするが、災害時には同時に多数の負傷者が発生し、混乱が予想されるので、傷病の程度により医療救護の区分を原則として次のとおり定める。

(1) 医療救護区分

医療救護の対象者は、負傷者全員とするが、災害時には同時に多数の負傷者が発生し、混乱が予想されるので、傷病の程度により医療救護の区分を原則として次のとおり定める。

ア 重症患者（トリアージ区分：赤）

生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者。

イ 中等症患者（トリアージ区分：黄）

多少の治療時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者。

ウ 軽症患者（トリアージ区分：緑）

上記以外の者で医師の治療を必要とする者。

エ 医療救護対象外の者

軽易な傷病で家庭救護の範囲で対応できる程度の者。

家庭及び自主防災組織が救護にあたる。

(2) 時系列的医療救護活動

災害時の医療救護は、発災後の時間経過とともにニーズが大きく変化するので、時間経過に応じた適切な医療救護対策をとる。

① 発災直後から概ね48時間まで（急性期）

あらゆるレベルの負傷者が混在する。

治療に当たるスタッフも限られるため、負傷者を分類し、優先順位を整理して治療搬送を行う必要がある。

② 発災後概ね48時間から1週間まで（亜急性期）

外傷による負傷者のほか、内科系慢性疾患患者が加わる。

この時期には応援による医療スタッフも増えるため、薬剤師等の協力を得て、発災以前の治療の内容を調査する必要がある。

③ 発災後概ね1週間以降（慢性期）

内科系慢性疾患患者の継続治療が必要となる。そして通常の医療機関への移行が考慮される。一方、被災者の精神が不安定になる時期であり、被災者の心のケアが必要になる。

2 市の医療救護体系

実施に当たっての情報収集・伝達手段については、電源喪失なども想定し、防災無線、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

ア 緊急な医療救護活動が必要と認められる場合には、「医療救護対策室」が県災害医療支援室や関係機関と連携し救護活動を行う。

「医療救護対策室」は、災害医療の統括及び受援の拠点として金沢市保健所に設置し、室長が災害医療救護の総括となり医療救護活動の総合的な方針の決定・調整を行う。

○医療救護対策室

構成員	担当者	役割	場所	
室長	福祉健康局長	総括	本 庁 舎	
室長補佐	健康政策課長	総括補佐		
総務渉外班	健康政策課	庁内・庁外調整、マスコミ対応、市民情報提供		
室次長	保健所長	指揮統括	金 沢 市 保 健 所	
室次長補佐	保健所次長 地域保健課長	県との連絡・調整 統括補佐		
地域災害医療 コーディネーター 災害時小児周産期 リエゾン	県より配置	県との連絡・助言・調整		
DHEAT	国より派遣	指揮調整機能等の応援		
情報通信班	健康政策課 保健所	災害現場の状況把握・情報共有 EMIS等からの情報収集・管理・分析		
調整班	健康政策課 保健所	巡回救護班編成要請、広域搬送要請 受援調整（DMAT・JMAT・DPAT等）		
医療班	保健所	病院調査、医薬品整備・補充		
保健衛生班	健康福祉センター総務課 福祉健康センター	医療救護所調査、健康管理・感染症予防・防疫		
協力機関：市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等				

○県災害医療支援室（設置：健康福祉部）※参考

○県災害医療支援室 （設置：健康福祉部）	○県災害医療支援室（設置：健康福祉部）
○県災害医療支援室 （設置：健康福祉部）	○県災害医療支援室（設置：健康福祉部）

- イ 負傷者等の被害状況を収集し、重点地域等の早急な把握に努める。
- ウ 医療救護所及び指定医療機関の状況を調査把握する。
- エ 巡回救護班の編成・出動を協定締結機関に要請する。
- オ 医薬品を整備し、医療材料等備蓄放出分の補充を企業、薬剤師会等に要請する。
- カ 重症者の広域搬送要請
 - i 重症者等（クラッシュ症候群等、人工透析患者など）の受入可能な被災地外の病院の空きベッド情報等を把握する。
 - ii 医療救護対策室は、県、自衛隊等ヘリコプターによる搬送を要請するほか、タクシー協会、運送協会等へ協力を要請する。

○用語

指定医療機関：災害時に医療救護活動を行うものとして市が役割別・機能別の指定した医療機関。

巡回救護班：医師会等の専門機関に避難所等の巡回救護を市が要請した班。

医療救護所：主に傷病の程度のトリアージ機能を担うほか、状況によっては軽症者の治療を行う救護所。

【参照】資料 39 災害時医療救護提供体系 40 指定医療機関 41 災害時医療体制一覧

DMAT 災害派遣医療チーム

DHEAT 災害時健康危機管理チーム

JMAT 日本医師会災害医療チーム

DPAT 災害派遣精神医療チーム

JRAT 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会

JDA-DAT 日本栄養士会災害支援チーム

VMAT 災害派遣獣医療チーム

EMIS 広域災害救急医療情報システム

3 急性期医療救護提供体系

発災直後から概ね 48 時間までの急性期医療救護提供体系を確立する。なお、要請・指示等の連絡・伝達手段については、電源喪失なども想定し、防災無線、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

(1) 医療救護対策室

- ア 確実な情報収集と市民への適切な情報提供を行う。
- イ 医療従事者等交代要員や医療ボランティア、薬剤師等の確保、調整を行う。
- ウ 医薬品、医療資機材等の補充、確保を行う。
- エ 被災地外への救急車、ヘリコプター等による搬送について、県及び自衛隊に支

援を求め、同乗医師等を確保する。

オ 死亡者への対応として、安置所、遺体の保存、火葬場の確保に努め、検案の要請、歯科医師による身元確認を行う。

(2) 医療救護所

市は、発災直後に平時より定めている第一次救護所を開設し、また、各種被害状況を勘案し拠点避難所である小学校、中学校、公民館等に第二次救護所を設置する。

第一次救護所には、JMAT等の支援が必要なため、県へ派遣を要請し、支援団地が到着するまでは金沢市医師会の協力を得る。

種別	設置場所等
第一次救護所	発災直後に開設 駅西・泉野・元町福祉健康センター 金沢健康プラザ大手町
第二次救護所	状況を勘案して開設 小学校、中学校、公民館等の拠点避難所に併設

(3) 指定医療機関

災害時に医療救護活動を行うものとして市が平時より役割別・機能別に指定する。

【参照】資料 40 指定医療機関 41 災害時医療体制

(4) 医療連携

- 初期医療救護活動においては、各医療機関、県、消防、自衛隊、応援自治体、ボランティアなど幅広い関連機関の密接な連携が必要であり、災害医療情報の共有化や関係機関との連絡調整、医療救護チームの配置調整など現地業務を効率的に遂行する。
- 指定医療機関がライフライン関連施設などの被害により、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合は、市、県を通じて他の医療機関への緊急搬送を要請するとともに、自発的に被災地に設置される医療救護所などの医療提供施設へ参集し、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、応急医療の確保に努める。

(5) 搬送体制

医療救護所において治療困難な患者で指定医療機関へ収容する必要がある場合は、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送先の適切な選定に留意する。

さらに、指定医療機関の状況や患者の容態を考慮し、県外等の後方病院に転送することが望ましい場合は、ヘリコプターによる搬送を要請する。

4 亜急性期から慢性期の医療救護提供体系

発災 48 時間から概ね 1 週間までの亜急性期及び 1 週間以降の慢性期の医療救護提供体系を確立する。

(1) 医療救護対策室

- ア 確実な情報収集と市民への適切な情報提供を行う。
- イ 外部からの医療従事者等交代要員や医療ボランティア、薬剤師等の確保、調整を行う。
- ウ 医薬品、医療資機材等の補充、確保を行う。
- エ 被災地外への救急車、ヘリコプター等による搬送について、県及び自衛隊に支援を求め、同乗医師等を確保する。
- オ 死亡者への対応として、安置所、遺体の保存、火葬場の確保に努め、検案の要請、歯科医師による身元確認を行う。

(2) 医療救護所

- ア 医療従事者交代要員（ボランティアを含む）の確保に努め、要請する。
- イ 各種医薬品の補充に努めるとともに、生活習慣病患者等の常用薬の確認も行う。
- ウ 安置所の確保など適切な死亡者の対応を行う。

(3) 救護病院

- ア 医療スタッフの応援要員の確保に努め、要請する。
- イ 各種医薬品、医療資機材の補充に努める。
- ウ 超過した患者の転院、搬送要請を行う。
- エ 安置所への搬出要請など適切な死亡者の対応を行う。

5 医薬品等の調達

医薬品、血液等の医療資材については、平時から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握しておくとともに、災害発生時における調達方法を関係医療機関及び薬品関連企業等と協議しておく。

(1) 医薬品等の調達

① 備蓄

- ア 市は、医療救護所用医薬品等の備蓄に努める。
- イ 救護病院は、可能な限り医薬品等の在庫に努める。
- ウ 市は、エコノミークラス症候群対策のため、弾性ストックの提供に関わる災害時協力協定締結団体の拡充に努める。

② 不足時の調達方法

- ア 指定医療機関は、可能な限り通常の仕入れルートからの調達に努める。
- イ 医療救護所は、医療救護対策室に要請する。
- ウ 医療救護対策室は、備蓄している医療資機材及び医薬品を医療救護所に搬送する。
- エ 医療救護対策室の要請により出動した市医師会巡回救護班が使用する医薬品、医療資機材は、原則として市の用意したもので対応するが、必要により自己が携

行した医薬品等を使用した場合の費用については、市に請求する。

オ 医療救護対策室は、調達不能の場合には、県に対し調達を要請するとともに、応援協定締結自治体に対し救援を要請する。

③ 救援医薬品等の集配体制

ア 救援医薬品は、救援物資集配センターで集配業務を行う。

イ 救援医薬品の選別、仕分けは、市薬剤師会、関連企業等の協力を得て行う。

ウ 医薬品の配送は、各医療救護所及び指定医療機関の要請に基づき、救援物資集配センターから配送する。

(2) 輸血血液の調達

ア 指定医療機関は、医療救護対策室に要請する。

イ 医療救護対策室は、県に対し調達を要請し、県は以下の優先順位に従い要請する。

ウ 医療救護対策室は、調達不能の場合には応援協定締結自治体に対し援助を要請するとともに、市民等に協力を呼びかけるものとする。

6 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

7 個別疾患対策

ア 慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

イ 在宅の慢性疾患患者は、自ら又は家族、ボランティア等の協力を得て治療可能な医療機関へ行くものとする。医療機関が被災し治療できる医療機関が不足する場合は、県に支援を要請して患者の受入れの確保に努める。

8 心のケア対策

(1) 基本方針

災害により、精神的ショックを受けた住民や避難場所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の子ども、高齢者、これまでに精神疾患を患った人や発達障害があった人等に対し、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は必要に応じて民間企業・団体に対して心身耗弱者等の福祉的なケアやカウンセリング等の応援協力を要請する。

(2) DPAT・心のケアチーム

ア DPAT・心のケアチーム

- ・ 精神保健活動を実施する必要があると認めるときは、DPAT・心のケアチームの要請を県に行い、医療救護所と連携を密にして通院患者の医療を確保し、急性症状患者への対応を行う。

イ 被災者に対する精神相談の実施

- ・ 家族、家屋、家財を失った被災者の精神的不安や避難所生活に対するストレス（急性ストレス障害（ASD）心的外傷後ストレス障害（PTSD））等に対して避難所への巡回医療を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置するとともに、被災者への啓発を行う。

ウ 被災した子どもに対する心のケアの実施

- ・ 被災により心理的に不安定になっている子どもに対し、必要に応じてこども総合相談センターや福祉健康センターと協力し、早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する助言を行う。

エ 被災高齢者及び障害のある人に対する精神相談の実施

- ・ 高齢者、障害のある人、これまでに精神疾患を患った人は、被災後強度の不安から混乱を来し、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

オ 救援者等に対するメンタルサポート

- ・ 救急、救助、救援に当たった職員、隊員、ボランティア等においても、災害状況から受けたストレスが高まり、精神的に不安定になることがあるため、精神科医等の専門家による相談などによりサポートを行う。

カ 応援の要請

- ・ 市は、必要に応じて、災害時における心身耗弱者等の福祉的なケアやカウンセリング等を民間企業・団体に対して要請し、団体等は可能な限りの協力を行う。

表3-18-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（カウンセリング等）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
心身耗弱者等の福祉的なケアやカウンセリング等	金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	

9 市立病院の活動

地震発生後、直ちに職員の非常時指揮統括機能を確保するとともに、病院機能の自力回復を行い、集中する重症患者の措置に当たる。

(1) 所掌事務

- | | |
|---------|---|
| ア 医師 | 対策室設置前の院内の指揮統括
入院患者の安全及び避難誘導
傷病者の診療 |
| イ 看護師 | 入院患者の安全及び避難誘導
傷病者の看護及び診療介助 |
| ウ 事務職員 | 院内の連絡調整及び職員の非常招集
院内災害対策室の開設
災害状況の把握 |
| エ その他職員 | 被害状況の把握
二次災害の防止 |

(2) 院内災害対策室

病院長は、災害発生後総合的な対策が必要と認めた場合は、直ちに「院内災害対策室」を設置する。

(3) 人員の確保

- ア 病院職員は、あらかじめ定められた動員配備計画により自主参集する。
- イ 自治体医療スタッフの応援要員が必要な場合は、本部に要請し、相互応援協定に基づき医療スタッフや医療ボランティアを受入れる。

(4) 病院機能の回復

- ア 建物、診療機材等の早期回復を図り、医薬品、医療機材の補充確保に努める。
- イ ライフラインが途絶した場合、電気、水、ガス、病院食等の供給の要請を行う。

(5) 初期医療活動（発災直後から概ね3日目まで）

- ア 重症患者の受入れを主に行うが、集中する軽症患者等への応急処置体制を確立する。
- イ 患者の受入れ、超過した患者の転院、搬送等を関係機関の協力を得て行う。
- ウ 死亡者について安置所の確保など適切に対応する。

(6) 中期及び收拾期医療活動（発災4日目から概ね2週間まで）

- ア 「院内災害対策室」を中心に、外来機能の回復など総合的な医療体制の早期回復を図る。
- イ 医療スタッフの応援要員を確保し、体制の安定化を図る。
- ウ 第2次待機病院として建物、診療機材等の医療機能の回復を図り、電気、水、

- ガス等のライフラインの安定供給及び医薬品、医療機材の補充、確保する。
- エ 患者の受入れ、超過した患者の転院、搬送等を関係機関の協力を得て行う。
- オ 死亡者について安置所の確保など適切に対応する。

第19節 防疫・保健衛生活動

所 管 □福祉健康局…保健救護班

1 基本方針

災害時における感染症や食中毒等の発生を防止するため、公共の用に供する場所で不衛生な場所や避難場所の消毒、感染症の調査や健康診断、食品衛生指導などの予防措置及び保健活動を迅速かつ的確に実施する。

2 防疫活動

- ア 防疫班（保健師、臨床検査技師、事務職員等）を編成して行う。また、必要に応じて、県及び他都市や自主防災組織等の応援、協力を得て行う。
- イ 避難所の消毒等
 - ・ 避難所開設後直ちに便所その他不衛生な場所の消毒を行い、以後、避難所管理者等の協力を得て、適宜実施する。
 - ・ また避難所、仮設住宅の衛生保持について、手指消毒液等の配布及び仮設トイレの使用方法、消毒方法等について指導を行う。
 - ・ 避難生活が長期化する場合は、毛布等の乾燥、洗濯対応を検討する。
- ウ 公共の用に供する場所等の消毒
 - ・ 下水側溝、ゴミ集積所、その他公共の用に供する場所で不衛生な場所の消毒を行うとともに、浸水家屋の消毒方法等について指導する。
- エ 井戸の水質検査
 - ・ あらかじめ整備している井戸のリストに基づき、市内井戸の被害状況情報を入手する。
 - ・ 水道が復旧するまでの間、飲料水を確保するため、手動式井戸の水質検査を実施する。
- オ 防疫用資材の備蓄、調達
 - ・ 10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等を備蓄する。
 - ・ 防疫用資材が不足するときは、業者から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- カ 遺体の安置
 - ・ 遺体の安置場所や一時保存場所については、ドライアイスで遺体の腐乱を防止するなど防疫に努める。

表3-19-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
(一社)石川県ビルメンテナンス協会	新神田 5-25-1	214-6205	214-6206

3 感染症予防活動

- ア 感染症予防班（医師、保健師、薬剤師、事務職員等）を編成して行う。
- イ 検病調査及び健康診断
被災地の感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見に努めるため、検病調査を行うとともに、検便などの健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ウ 臨時予防接種
災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて実施する。
- エ 感染症患者発生時の対応
感染症患者が発生した場合は、まん延防止のため、消毒が必要な箇所の防疫対策、濃厚接触者の検病調査、健康診断、検便等を実施し、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行うなど、迅速かつ的確な対応を図る。

4 保健活動

- ア 健康管理班（医師、保健師、栄養士、事務職員等）を編成して行う。
- イ 医療救護活動と連携して、避難所、仮設住宅等において、避難所巡回健康相談、在宅療養相談を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診を勧奨する。
- ウ 必要な場合、他自治体の保健師の応援協力を得て、次の活動を行う。
 - ・ 在宅ねたきり者や一人暮らしの高齢者等の安否確認
 - ・ 避難所での巡回健康相談
 - ・ 対象者へのケアの提供
 - ・ 感染予防、健康教育の実施
 - ・ 保健・福祉・医療情報の提供 など
- エ 被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、現病の悪化や体調不良が発生するため、日常的な対応（熱中症、インフルエンザ）やエコノミークラス症候群や生活不活病予防など、被災による特徴的な予防活動を行う。
- オ 巡回栄養指導を実施する。

5 食品衛生指導活動

- ア 食品衛生指導班（食品衛生監視員、事務職員等）を編成して行う。
- イ 避難所における炊き出し食品等の衛生指導、衛生状態確認や食品衛生知識の啓発、市内の弁当・パン等納入業者への衛生指導、市外の弁当等納入業者への配送ルート改善や他自治体への衛生指導要請、支援食品等の保管・取扱い啓発、井戸水等飲料水の衛生監視を行う。

6 県への報告、協力要請

市は、防疫・保健衛生活動の状況について県に報告し、市のみで対応できない場合には県に協力を要請する。

7 入浴施設確保対策

災害規模が大きく、水道・ガスのライフラインの復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ入浴施設の確保対策を講じ、市民広報に努める。

- ア 一般公衆浴場の再開
一般公衆浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。
- イ 自衛隊による支援
自衛隊の保有する野営用風呂施設による入浴支援を受ける。
- ウ 民間施設の開放
ゴルフ場など民間の入浴施設の一般開放を要請する。
- エ その他
なおかつ入浴施設が不足するときは、避難所での仮設入浴施設の設置やプール等の転用を検討する。

表 3-19-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
石川県公衆浴場業生活衛生同業組合 金沢支部	大手町 2-22	221-2372	221-2372

8 被災時における動物の保護、特定動物の逸走対策

- ア 市は、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。
- イ 保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜しその他必要な措置を実施する。
- ウ 特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を適宜実施する。
- エ 市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

表 3-19-3 関係団体

名 称	住 所	電話番号	F A X
石川県獣医師会	才田町戊 324-3	257-1400	257-1404

第20節 要配慮者の安全確保

所 管	<input type="checkbox"/> 福祉健康局…災害時要配慮者支援班、福祉班 <input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…避難所支援班
-----	--

1 基本方針

高齢者（特に一人暮らし・虚弱な高齢者）、障害のある人、児童、外国人などいわゆる要配慮者や生活援護を必要とする市民に対して、あらかじめ整備した避難行動要支援者名簿等により適切な援助を行う。

2 実施体制

(1) 市

ア 市は、要配慮者等に対して適切な福祉援護施策を実施するため、社会福祉事務所による援護体制を速やかに整え、保健衛生活動（本章第19節「防疫・保健衛生活動」）とあわせ、次の活動を行う。

- ・ 在宅ねたきり者や一人暮らしの高齢者等の安否確認
- ・ 避難所、仮設住宅等での巡回介護サービス、生活状況把握
- ・ 対象者への福祉ケアの提供
- ・ 感染予防、健康教育、栄養指導の実施
- ・ 福祉・保健・医療情報の提供 など

イ 市は、適切な援護施策を実施するため特に必要があると認めるときは、県及び他の自治体に応援を要請する。

ウ 要配慮者の避難にあたって、市のみでは対処ができない場合には、DMAT等の派遣要請を検討する。

(2) 自主防災組織等による支援

自主防災組織及び被災住民自らによる自治会組織等は、地域において日常的にきめ細かな支援及び助け合い活動を実施するとともに、特に災害発生初期において、避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に対して地域ぐるみで安否確認、救出救護、避難誘導、給食その他の生活支援の中核的役割を果たす（地域の社会福祉施設入所・通所者の救出、避難を含む）。

（本章第22節「自主防災活動」で詳述）

(3) ボランティア活動による支援

金沢災害ボランティアセンターを設置して、被災地の状況等に応じて要配慮者に対して的確かつ系統的なボランティア活動を進める。

（本章第23節「ボランティア活動の支援」で詳述）

3 要配慮者に対する援助活動

(1) 共通対策

① 避難行動要支援者名簿の整備

市は、自力で避難することが困難な介護を必要とする人や障害のある人のうち、個人情報の開示の同意を得た人（市から本人に同意を求めた場合において、不同意の意思が明示されなかった人を含む。）を登録した避難行動要支援者名簿を整備し、地域における災害時の避難誘導や事前対策の検討に活用するため、地区の自主防災組織、民生委員児童委員協議会等に配備しなければならない。

【参照】資料 43 避難行動要支援者名簿

② 個別避難計画の整備

市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

③ 安否確認

市は、地区の自主防災組織、民生委員児童委員協議会等を通じて、在宅のねたきり者や一人暮らしの高齢者、障害のある人、生活保護受給者などの要配慮者の安否情報、所在確認を行う。

④ 避難誘導

避難誘導は、要配慮者が属する町内会を単位とした集団避難を行うよう努め、避難誘導は移動もしくは歩行困難なものを優先して行うものとし、状況により車両等を利用した輸送を行う。

⑤ 総合生活相談所の開設

市は、「総合生活相談所」を速やかに開設し、災害直後の市民の生活不安に応える総合的な相談に応じるとともに、復旧・復興期には、弁護士会や建築士会など関係団体の協力を得て、法律問題や住宅対策、消費者問題などに関する市民相談を実施する。

⑥ 要配慮者調査

市は、地区の自主防災組織、民生委員児童委員協議会等の協力を得て、援護が必要な者についての総合的な生活状況調査を実施する。また、要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

⑦ 避難所でのケア

各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。

また、避難所において要配慮者等を介護するケア・スペースを確保し、相談機能も付与する。

⑧ 福祉避難所の開設

一般の避難所で日常生活を続けることが困難と認められる高齢者などを收容するため、老人福祉センター等を福祉避難所（表 3-15-7 参照）として指定し、開設する。

⑨ 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、それぞれの施設の性格に応じてあらかじめ定めた緊急対応計画に従い、施設の入所者や利用者の安全確保に万全を期すとともに、負傷者に対する応急措置や救護の依頼、保護者や家族等への連絡、引渡し、今後の対応策の決定などを適切に行う。

また、管理者は、入所者や利用者等の安否、所在状況、施設の被害状況等を市に速やかに報告する。

施設の継続使用が不能になったときは、市を通じて他の施設への緊急入所を要請し、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講じる。市は、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

⑩ 各種福祉サービスの継続（BCP*）

市及び事業者は、要配慮者が一日も早く災害発生前の状態に戻れるよう、各種福祉サービスの継続提供に努める。

*BCP：Business Continuity Plan（緊急時における）事業継続計画のこと

（2）高齢者対策

ア 避難所、仮設住宅での巡回ケア

イ 社会福祉施設への緊急一時入所措置（ショートステイ）と特例的（定員外）入所措置の実施

ウ 公共宿泊施設への緊急一時受入措置の実施

エ 近隣の社会福祉施設等への広域緊急一時入所措置（ショートステイ）の要請

オ ホームヘルパー等の在宅訪問ケア

カ 入浴サービスの実施…社会福祉施設の開放、訪問入浴の実施

キ 高齢者向け応急仮設住宅の設置、仮設住宅への優先入居

ク 日常生活用具の給付

（3）障害のある人への支援対策

ア 避難所、仮設住宅での巡回ケア

イ 社会福祉施設への緊急一時入所措置（ショートステイ）と特例的（定員外）入所措置の実施

ウ 公共宿泊施設への緊急一時受入措置の実施

エ 近隣の社会福祉施設等への広域緊急一時入所措置（ショートステイ）の要請

オ ホームヘルパー等の在宅訪問ケア

カ 入浴サービスの実施…社会福祉施設の開放

キ 障害のある人向け応急仮設住宅の設置、仮設住宅への優先入居

ク 手帳、補装具、日常生活用具の再給付

ケ F A X、インターネット、テレビ電話、文字放送機器の設置

コ 手話通訳や点字による情報提供

（４）児童対策

① 保育所等

- ア 児童等の安全確保、避難誘導、安否確認、応急救護、保護者への引渡し等
- イ 施設の被害状況の調査・報告、応急復旧
- ウ 応急保育計画等の作成、保育の再開、保護者への周知、別途施設利用又は仮設施設の建設等
- エ 災害世帯の児童の緊急入所措置の実施、保育料の減免、健康管理等

② 要保護児童の把握・援護

市は、避難所や住民からの通報等を活用し、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行い、その情報を親族などへ提供する。また、利用可能な児童福祉サービスや施設などの情報提供を行い、場合によっては一時保護、里親等への委託または児童福祉施設への措置を行う。

③ その他

- ア 遊びの巡回指導
- イ こころの巡回相談、電話相談の実施
- ウ 里親相談

（５）生活困窮者対策

- ア 生活保護世帯の安否の確認
- イ 生活困窮者に対する生活相談と生活保護の適用
- ウ 生活福祉資金（国制度…社会福祉協議会）、災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する条例）等資金の貸付

（６）外国人対策

言葉や地理に不案内な市内在住外国人や留学生のため、国際ボランティア等と連携、協力しながら、次の対策を行う。

- ア 在住外国人の安否確認…外国機関、団体への情報提供
- イ 日本語が十分理解できない外国人に対し、速やかな避難誘導を行うための外国語による広報
- ウ 避難所別外国人収容者数の把握と食料・生活物資の配給
- エ 通訳ボランティアの避難所への派遣
- オ 外国語災害情報の放送（通訳ボランティアの活用）
- カ 外国語による災害・生活情報誌の発行（翻訳ボランティアの活用）
- キ 災害時多言語支援センターの設置（通訳ボランティアの活用）
 - ・ 災害証明、義援金及び就学資金等金銭給付、就労、住宅、ホームステイ等に関する相談

第21節 ごみ、し尿の処理

所 管 □環境局…環境維持班、廃棄物班

1 基本方針

被災時における環境衛生に万全を期すため、金沢市災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ、し尿等の廃棄物を適正かつ効率的に処理する。

2 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ・最終処分場・し尿処理施設）、中継基地等の被害状況
- 避難箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理方法
- 家庭ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全壊・半壊・流出・浸水等のり災建物数及び処理方法

3 災害時における廃棄物の処理目標

市長は、災害により生じた家庭ごみ、がれき及びし尿の収集運搬並びに処分する量については、金沢市災害廃棄物処理計画に基づき発生量を推計して処理を実施する。

（1）家庭系ごみ

ア 家庭ごみ、粗大ごみ

家庭ごみ発生量 608 g / 人・日

被災家屋からの粗大ごみ発生量 1.03 t / 棟

①避難所からのごみ発生量+②住民が居住している世帯からのごみ発生量+
③通常時の粗大ごみ発生量+④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみ発生量
＝要総処理量

イ がれき

解体建築物からのがれき発生量

木造 0.70 t / m²

鉄筋コンクリート造 1.11 t / m²

鉄骨造 0.71 t / m²

（2）事業系ごみ

事業主は、震災時における事業系ごみを処理するため、機械・器具・機材等の処理体

制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

(3) し尿

し尿発生量 1.5ℓ/人・日

①避難所からのし尿発生量+②断水により水洗トイレが使用できない住民の仮設トイレ利用時におけるし尿発生量+③通常時にし尿収集を行っている世帯のし尿発生量=要総処理量

4 ごみ処理対策

(1) 処理体制の確立

① 市の体制

災害時に発生するごみを速やかに除去するため、人員・車両等を確保し、処理施設、ごみの量や種別、避難場所、道路等の状況を調査把握するなど、早期にごみの収集・処理体制（リサイクルにも十分考慮）を確立する。

② 業者への協力要請

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定に基づき、金沢市一般廃棄物事業協同組合及び（一社）石川県産業資源循環協会へ協力を要請し、稼働可能な人員・車両等を確保することで、計画的に収集を行う。

また、必要に応じ土木建設業者へも協力を要請する。

表 3-21-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（廃棄物処理）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
廃棄物処理	金沢市一般廃棄物事業協同組合	鞍月 5-181	225-8520	225-8563
	（一社）石川県産業資源循環協会	尾山町 9-13	224-9101	224-9102

③ 県及び広域的応援要請

本部は、市だけで対応できないと認める場合には、県及び自衛隊、災害支援協定を締結する他の自治体、（一社）全国都市清掃会議、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会などに対して応援を要請し、ごみ収集体制を確保する。

また、この応援を円滑に受入れるため、受入れ窓口を設置し、駐車場や宿泊施設等の確保を図るとともに、事前協定協力体制の確立に努める。

(2) ごみ処理施設

焼却施設・埋立場等の施設管理者は、直ちに施設・設備・周辺道路等の状況を調査し、本部に報告するとともに、搬入ルートや薬品・燃料等の確保に努める。

施設に被害があった場合には、運転を一時停止して応急復旧に努め、可能な限り早期の運転、受入れ再開を図る。

ごみ処理施設に甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、近隣自治体に協力を要請する。

表3-21-2 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話	F A X	処理能力
西部環境エネルギーセンター	東力町ハ3-1	291-6641	291-9417	170t/日×2基
東部環境エネルギーセンター	鳴和台357	252-6049	253-1671	125t/日×2基
戸室リサイクルプラザ	戸室新保ハ604	236-1600	236-1655	91t/日
西部リサイクルプラザ (西部環境エネルギーセンター)	糸田新町1-30	291-6641	291-9417	12t/日
東部リサイクルプラザ (東部環境エネルギーセンター)	鳴和台432	252-6049	253-1671	12t/日
戸室新保埋立場	戸室新保口 480-1	236-1521	236-1008	

(3) ごみの収集

ア 東西管理センターでは、人員・車両等を確保し、市内のごみの発生状況（量・種別等）、収集可能状況や道路事情、避難場所等を調査し把握する。

イ 道路事情や障害物等により収集の危険性や困難度が高まるなど、通常の収集手段だけで対処できない場合は、ごみの集積場所を指定し、市民にごみの搬出協力を求める。

ウ ごみの収集は、東西管理センターを基地とし、必要な地域から順次計画的な収集を実施する。

表3-21-3 収集管理センター

名 称	所 在 地	電 話	F A X
西部管理センター	糸田新町1-30	242-1371	242-1437
東部管理センター	鳴和台359	252-6050	252-9436

エ 市民にごみ収集計画等を広報するとともに、ごみの分別・排出抑制や不法投棄禁止など、「ごみ出しマナー」の徹底を呼び掛ける。

オ 廃棄物のうち、腐敗しやすい生ごみ、道路通行上支障がある家具等の粗大ごみ、避難所等で発生するごみなどから優先して収集する体制を確立し、環境エネルギーセンターや最終処分場で処理・処分を行う。

カ 大量のごみを速やかに撤去するため、必要な場合に仮置場を確保する。仮置場においても極力分別を行い、中継車によりごみ処理施設に搬送する。この場合、仮置場での必要な重機・車両を確保するほか埃等の飛散防止や防火・消毒など環境衛生対策にも十分配慮する。

キ 廃棄される冷蔵庫・空調設備等からフロンガスが漏れないよう適切に収集する。

（４）事業系ごみの処理

- ア 事業主は、現有の人員・車両を使用し、事業系ごみをごみ処理施設に自己搬入する。また、有害廃棄物の管理にも十分配慮する
- イ 車両等を確保できない事業主は、許可業者に委託し適切に処理する。
- ウ 市は、有害物質による二次災害を防止するため、立入り調査や指導を行い適正処理に努める。

（５）建築物等解体廃棄物の処理

- ア 家屋等の解体、がれきの処理については、本章第 26 節「建築物対策、住宅の応急対策」に定めるところにより実施する。
- イ 大量のがれきが発生した場合は、市は仮置場の候補地をあらかじめ選定し、想定される災害廃棄物の量を踏まえ、選別・保管を行い、最終処分までの効率的な処理ルートを確認し、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置場の適正な管理を行う。また、市だけで対応できない場合には、広域的な支援体制の確保と迅速かつ適正な廃棄物の処理を図っていく。
- ウ 家屋等の解体廃棄物の処理に当たっては、発生場所や臨時集積場所において、可能な限り可燃ごみ・不燃ごみに分別し、最大限のリサイクルに努める。
 - ・ 可燃物 → 焼却
 - ・ 不燃物 → 埋立て
 - ・ 鉄筋、鉄骨、金属類、柱材、コンクリートガラ → リサイクル
- エ 家屋等の解体廃棄物の臨時集積場所での集積保管、中継車による最終処分場への搬送に当たっては、解体担当部局・解体処理業者・施設管理担当部局との間で十分連携を取って実施する。

表 3-21-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（建築物等解体廃棄物処理）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
建築物等解体 廃棄物処理	金沢建物解体業協同組合	昭和町14-5	229-1262	229-2423
	金沢市一般廃棄物事業協同組合	鞍月5-181	225-8520	225-8563
	(一社) 石川県産業資源循環協会	尾山町9-13	224-9101	224-9102

5 し尿処理対策

（１）仮設トイレの設置

- ア 水洗便所や浄化槽が使用不可能な場合、避難場所等に仮設トイレを設置する。特に、避難場所周辺の「震災用」のマンホールに設置できる下水道直結式仮設トイレの備蓄・保管に努める。
 - ・ 設置基準…50 人に 1 台を目標に、大規模避難所から優先的に順次設置する。

- ・ 設置場所…電気、排水設備等が確保でき、汲み取り作業が容易な場所に設置し、要配慮者の利便性や安全性にも配慮する。
- イ 応援協定締結自治体及び自衛隊等に仮設トイレの提供や設置を要請し、受入れ窓口を一本化するなど、効率的に設置する。
- ウ 仮設トイレの設置にあたっては、女性や子供等へ配慮するため、プライバシーを確保した男女別の簡易型トイレ等の使用や、夜間の安全性の確保などに努める。
- エ 仮設トイレの設置や消毒等の維持管理は、自主防災組織等の協力を得て行い、仮設トイレの使い方や衛生の確保について市民に周知する。
- オ 仮設トイレが不足する場合は、携帯型簡易トイレ等の提供を製造業者に要請する。また、携帯型簡易トイレの事前備蓄に努める。

【参照】資料 44 民間企業仮設トイレ保有状況調べ

(2) し尿の汲み取り

- ア 避難場所等のし尿の汲み取りは、許可業者に委託し、実施する。

表 3-21-5 (株)金沢環境サービス公社保有汲取車

小型四輪バキューム車	1,800ℓ	2台
普通四輪バキューム車	2,700ℓ	1台
普通四輪バキューム車	3,600ℓ	2台
計		5台

- ※ 浄化槽汚泥取扱車 (3,600ℓ) 4台、(7,200ℓ) 3台も汲取車として使用可能
- イ 汲取車両が不足する場合には、近隣自治体にも支援を要請し、効率的な配車・収集に努める。

(3) し尿処理施設の対応

- ア 施設管理者は、直ちに施設・設備・周辺道路等の被害状況を点検調査し、本部に報告するとともに、薬品・燃料等の確保に努める。
- イ 施設に被害があった場合には、機器運転を一時停止して、応急復旧に努め、可能な限り早期の受入れ再開を図る。
- ウ 施設復旧が困難な場合は、復旧見込期間やし尿汲取見込量等を勘案し、環境衛生上支障のない範囲内で一時貯留するか、下水処理場への直接投入処理を検討する。

表 3-21-6 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
西部衛生センター	東力町ハ3-1	291-4059	195k1/日

第 22 節 自主防災活動

所 管 □危機管理監…防災班 □市民局…避難所支援班

1 基本方針

災害時において、市民、自主防災組織及び事業所がとるべき活動について定める。

【参照】資料 1 金沢市における自主防災組織活動指針

資料 2 自主防災組織一覧表

2 市民のとりべき措置

市民は、「自らの安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- ア 身の安全の確保
- イ ラジオ、テレビや防災関係機関の同報防災無線等による正確な情報の把握
- ウ 出火防止措置及び初期消火活動
- エ 近隣相互のたすけあい精神による救出、救護活動
- オ 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛）
- カ 幼児、児童、生徒が登校、登園している場合は、学校、幼稚園、保育所との打合せ事項により、連携対応をとる。
- キ 自力による生活手段の確保

3 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、別に定める「金沢市における自主防災組織活動指針」に基づき、市や地元消防団、防災関係機関と連携協力した活動を行う。以下、その概要を掲げる。

（1）自主防災組織の活動拠点

本市の自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう小学校区等の単位又は公民館等の単位での組織編成を進めている。

このため、各自主防災組織の活動拠点は、小学校など本章第 15 節「避難誘導」において拠点避難所として指定する施設に設置する。

（2）住民の安否確認

災害時には、高齢者・障害のある人など要配慮者及び避難支援者に対し、避難準備・高齢者等避難開始等を迅速かつ確実に伝達し、安否確認を行う。なお、安否確認に当たっては平常時より要配慮者などの所在、情報等を把握・共有化するなど、安否確認・避

難誘導等が円滑にできる体制の整備に努めておくものとする。

(3) 情報の収集及び伝達

- ア 地域における災害の被害状況（人的被害、建物被害、浸水、がけ崩れ等の概略的状況）を早期に把握収集し、直ちに防災関係機関に対し通報するとともに、必要な場合には災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- イ 無線（同報防災無線等）や有線、口頭連絡等多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(4) 出火防止及び初期消火

災害時における自主防災組織（消火班）の活動基準を次に例示する。

- ア 災害が発生した場合、消火班員は、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- イ 使用している火を直ちに消すよう拡声器等により周知徹底する。
- ウ 地域内に火災が発生した場合は、直ちに出動し、消火活動に当たる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- エ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- オ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- カ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合は、協力して消火活動に当たる。

(5) 避難誘導

- ア 自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、また、避難行動要支援者名簿を活用し、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。
- イ 避難誘導班員は、避難に際して住民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障害のある人、外国人、社会福祉施設入所者などの要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(6) 救出救護

① 救出活動

- ア 救出活動が必要な場合には、速やかに消防等の出動を要請するとともに、救出救護班員は、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。
- イ 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生の防止に努めながら活動を行う。
- ウ 救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救助活動に当たる。

② 救護活動

負傷者が出た場合は、住民自らにより応急救護活動を行うとともに、その負傷の程度により、中等症者は医療救護所へ、重症者は救護病院への搬送を行う。

（７）給食・給水

防災倉庫等に備蓄してある釜、鍋、燃料等を活用して自主的な給食、給水活動を行うとともに、防災機関が行う給食・給水活動に協力し、組織的に整然と避難住民に配給ができるよう活動する。

（８）避難所を開設した時の避難生活の運営管理協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、避難所住民による自主防災組織役員、学校等施設管理者、市派遣職員等と協力して「避難所運営委員会」設置し、避難生活が良好に秩序立って運営管理されるよう努める。この活動内容等は、「資料 33 避難所生活基本計画」に定める。

【参照】資料 33 避難所生活基本計画

（９）その他のコミュニティ活動

救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合い、義援金募集、広報、まちづくり活動など多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

4 事業所のとるべき措置

事業所は、利用者、従業員等の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- ア 自衛防災組織の迅速な編成、出動
- イ 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- ウ 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- エ 顧客等の安全を確保する適切な避難誘導行動及び一時保護
(高齢者・障害のある人等要配慮者への配慮、車両等の利用自粛)
- オ 従業員等の災害発生直後の帰宅による混乱防止や安全確保のための帰宅抑制及び事業所への待機に努める
- カ 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- キ 事業所としてできる経済社会安定活動
- ク 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動

第23節 ボランティア活動の支援

所 管 福祉健康局…福祉班 福祉健康局…保健救護班 関係各局

1 基本方針

災害発生時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、県や関係団体と連携を図りながら、被災地域のボランティアニーズの把握やボランティアの要請、登録、現場派遣、調整等を行う。また、ボランティア活動拠点や必要な資機材の確保など、ボランティアの円滑で有効な活動が安全に行われるよう支援に努める。

2 金沢災害ボランティアセンターの設置

(1) 設置基準

大規模水害が発生し、金沢市災害対策本部が設置されると同時に金沢災害ボランティアセンターを設置するものとする。

(2) 本部設置と現地支部開設の検討

金沢市は、金沢市災害対策本部内に金沢災害ボランティアセンター本部を設置し、設置について金沢市社会福祉協議会に通知する。

金沢市は金沢市社会福祉協議会と被災地の情報の収集等を行いボランティアによる支援が必要かどうかについて検討を開始する。従って、この時点においては、直ちにボランティアによる支援活動を開始するものではない。

なお、水害時のボランティア活動では、「土砂の除去」、「室内清掃」、「家具などの移動」、「ゴミ出し」などが想定される。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(3) 金沢災害ボランティアセンター現地支部開設の検討

① 現地支部の開設決定とボランティアセンターの運営依頼

金沢市は、金沢市社会福祉協議会と協議し、被災状況などからボランティアによる支援が必要と認めた場合には、現地支部の開設を決定し、金沢災害ボランティアセンターの運営を金沢市社会福祉協議会に依頼する。

なお、活動の基本姿勢として、非営利、非宗教、非政治的活動を貫くものとする。

② 現地支部の開設

金沢市は、まず「金沢災害ボランティアセンター本部」を金沢市松ヶ枝福祉館内に移管し、金沢市社会福祉協議会と「金沢災害ボランティアセンター現地支部」の開設準備を行う。

現地支部の開設場所は、松ヶ枝福祉館のほか、石川県社会福祉協議会作成の「災害対策ボランティア現地本部運営マニュアル」に基づき、被災地付近の公共施設・学校・公園・公民館・民間所有地などから選定する。被災地の状況によってはボランティアを移送することも想定し、離れた場所に開設することも含め検討する。

金沢市は金沢市社会福祉協議会と協議し、金沢災害ボランティアセンター現地支部の開設場所を確保する。

③ 現地支部の開設時期

被害状況・ライフラインの復旧見込み・道路規制・気象などの情報から、金沢市は金沢市社会福祉協議会と協議し、安全にボランティアが活動できることを確認した上で現地支部の開設日を決定し、開設の準備をする。

④ 開設期間

設置期間は概ね2～3週間を想定し、縮小及び閉鎖時期並びに閉鎖後の措置について金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し決定する。

⑤ 運営スタッフ

金沢市は、金沢市社会福祉協議会と協議し、職員を金沢災害ボランティアセンターに派遣する。

また、金沢市社会福祉協議会は関係団体などに協力の要請を行い、必要に応じて石川県社会福祉協議会を通じ、県内外の社会福祉協議会にも協力を要請する。さらに、職員が不足する場合は相応しいNPO団体と連携を図り、活動・支援を行っていく。

なお、県及び市の各担当部局及び関係機関が連携し、あらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんすることになっており、ボランティア活動を当面次の業務に区分して、効果的な活用を図るとしている。

ア アマチュア無線通信業務

イ 傷病人の応急手当等医療看護業務

ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務

エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務

オ 通訳業務

カ その他専門的な技術、知識を要する業務

キ その他の業務

⑥ 開設資金

金沢市は金沢災害ボランティアセンターの開設に必要な経費を負担する。

⑦ 開設資機材

金沢市は、金沢災害ボランティアセンターの開設に必要な資機材を確保する。

(4) 石川県災害対策ボランティア現地本部

石川県災害対策ボランティア本部が設置されている場合は、金沢災害ボランティアセンターに「石川県災害対策ボランティア現地本部」を設置する。

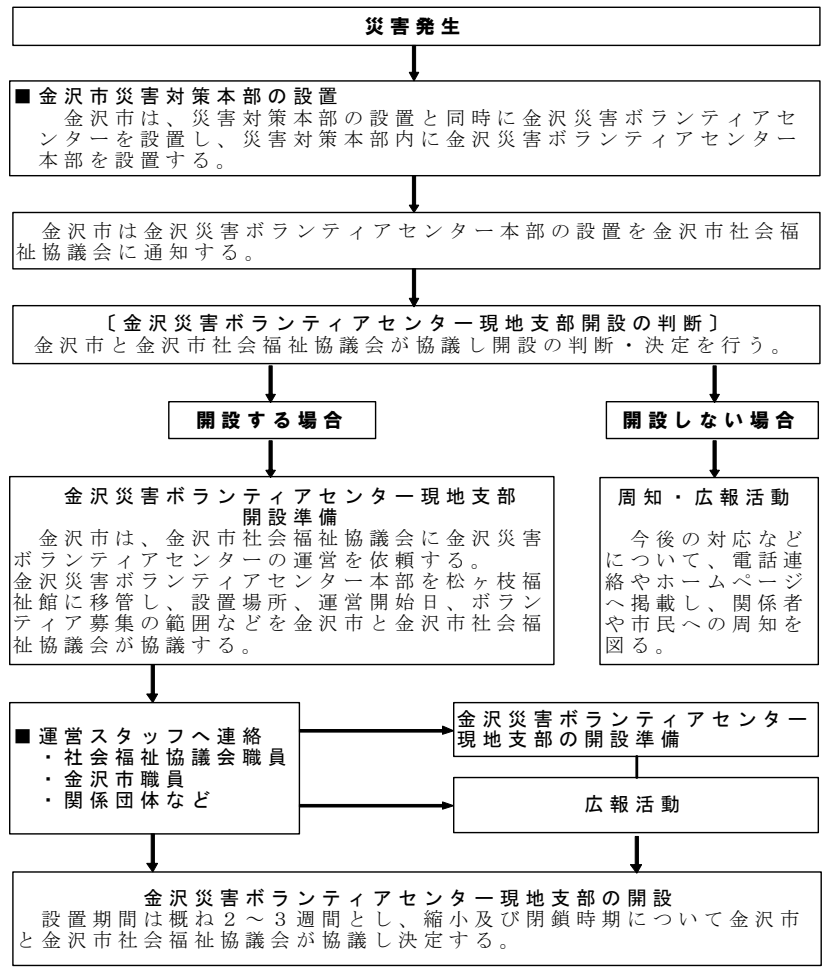


図3-23-1 災害発生時から金沢災害ボランティアセンター現地支部開設までのフロー

3 金沢災害ボランティアセンターの運営体制

(1) 組織体制

金沢災害ボランティアセンターには、代表、本部長以下役割ごとに大きく担当を分けて、各担当にはそれぞれ責任者を置き、担当間でも常に意志の疎通や連絡調整が図れるようする。

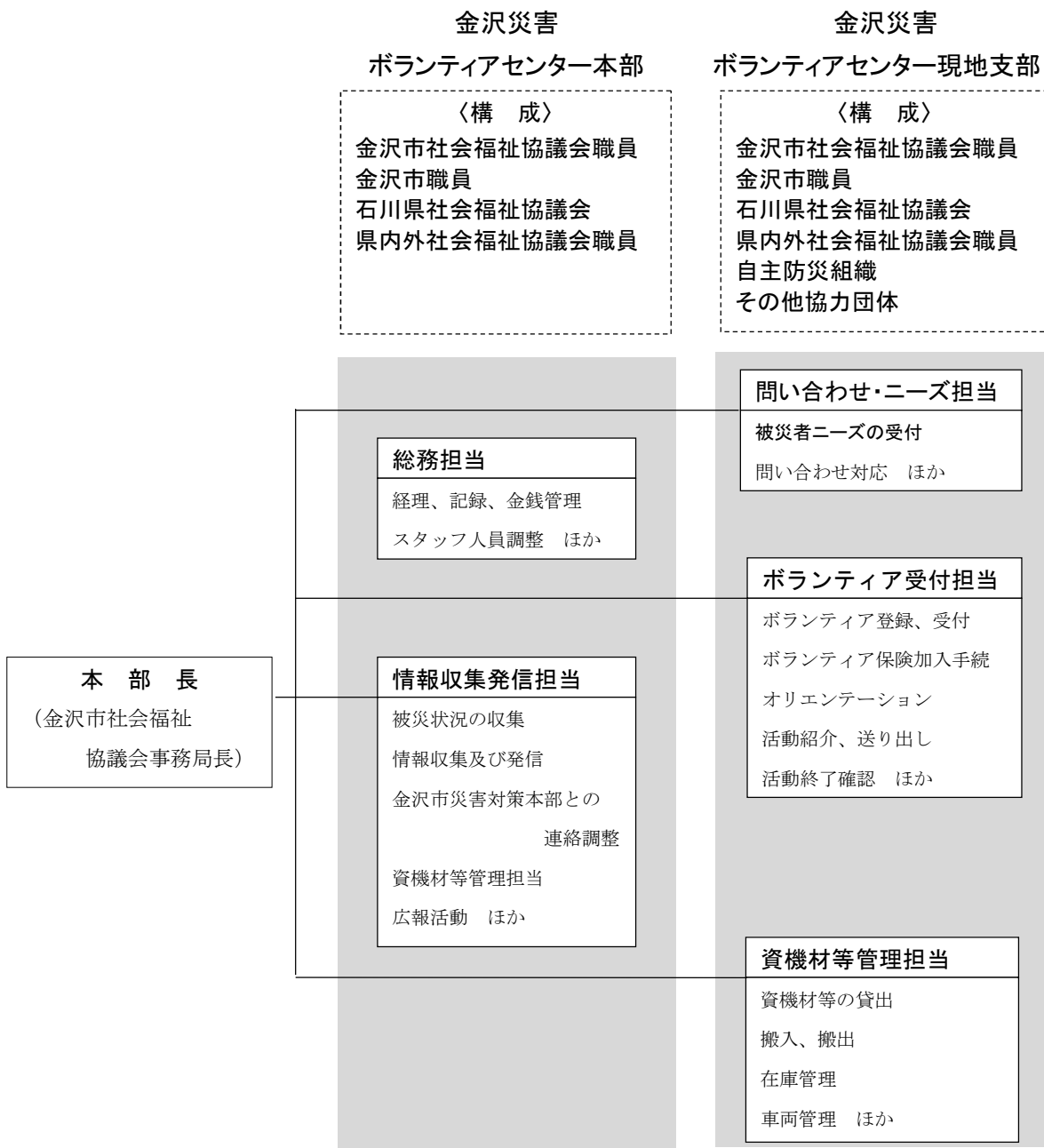


図 3-23-2 金沢ボランティアセンター組織体制

(2) 必要な費用

金沢市は、石川県共同募金会等と協議し、金沢災害ボランティアセンターの運営のために必要な経費を確保する。

(3) 必要資材

金沢市は企業等と調整し、金沢災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の安定的な確保に努める。

(4) 広報・通信手段

金沢災害ボランティアセンターは、災害時に駆けつけるボランティアの安全確保のために被害状況を把握し、被災者及び活動情報の提供を行う必要がある。そのため、金沢市は通信手段の確保に協力する。

(5) ボランティアの健康管理・安全対策

金沢災害ボランティアセンターは、ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(6) 金沢災害ボランティアセンターの閉鎖

地域に復興の兆しが見え、ニーズが日常的なものになったときを閉鎖の目安とし、その必要性を金沢市と協議しながら閉鎖の時期と閉鎖後の措置について決定する。

4 金沢災害ボランティアセンター現地支部における主な業務内容

以下の内容は一般的な業務内容であり、災害の規模などにより臨機応変な対応が求められる。

(1) ニーズの受付

災害時には短期間にさまざまなニーズが寄せられる。できるだけ相手の立場を想像しながら、落ち着いて必要な情報を聞き取るようにする。また、ボランティアでは対応できないケースもあるので、検討が必要な場合は対応を協議する。

(2) ボランティア受付

ボランティア受付は、氏名・住所・連絡先・活動期間・ボランティア活動保険加入の有無などを確認する。

ボランティア活動保険未加入者は、ボランティア活動保険に加入する。

(3) オリエンテーションと送り出し

受け付けを済ませたボランティアに対しては、活動内容を説明する活動オリエンテーションをしてから活動先に送り出す。

(4) 活動終了の確認

活動終了後は、活動参加者一人ひとりの安全を確認し、活動報告書に記入してもらう。

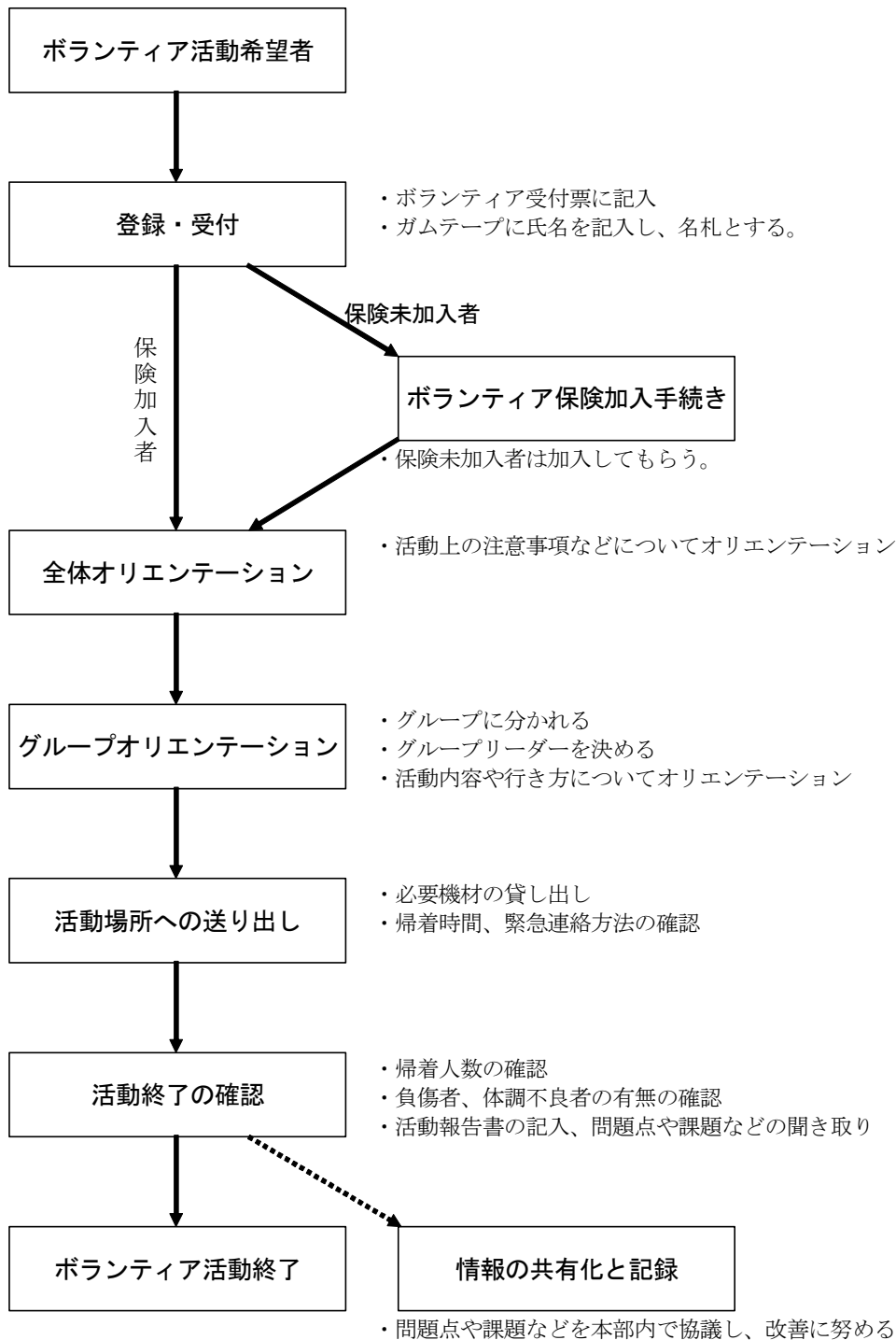


図3-23-3 災害ボランティア受け入れの流れ（ボランティア活動フロー）

第24節 作業要員の確保

所 管 総務局…人事動員班 関係各局

1 基本方針

災害時において災害救助作業要員を雇用し、若しくは関係者を従事命令することにより必要な人員を確保し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 災害救助作業要員の雇用

災害応急対策の実施において、本部員等の人員が不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、必要な人員を雇用する。

ただし、災害救助法に基づく救助作業に従事する要員の雇用については、県知事の承認を得るものとする。

(1) 災害時防災活動協力協定

① 協定の締結

特に迅速な活動を必要とする救出活動や交通確保活動、水道・ガス・下水道、電気復旧活動、応急土木活動及び緊急輸送活動のための要員や車両、資機材等の確保を円滑に行うため、平常時から各種団体や市登録業者等と災害時の防災活動協力協定を締結しておく。

表3-24-1 災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、交通確保、応急土木活動	(一社)金沢建設業協会	弥生 2-1-23	244-1848	242-4331
	(一社)金沢建設防災協会	戸室新保イ 67	236-1438	236-1737
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881
	(一社)石川県造園緑化建設協会	福増町北 840-2	269-1110	269-1279
	石川県造園業協同組合	進和町 13-2	291-8360	291-3965
救出、水道・ガス・下水道・電気等応急土木活動	金沢森林組合	永安町 77	229-1131	229-1083
	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
	(社)石川県エルピーガス協会金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320
	北陸電気保安協会(石川支店)	白山市五歩市町400	274-4580	274-4588
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881
建築物・住宅活動	北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社	下本多町 11	233-8877	233-8875
	石川県瓦工事協同組合	松村 2-80	268-3369	268-3429
	石川県建築士会金沢支部	弥生 2-1-23	244-2241	243-4821
	(一社)石川県ビルメンテナンス協会	新神田 5-25-1	214-6205	214-6206

建築物・住宅活動	石川県行政書士会	鞍月 2-2	268-9555	268-9556
	石川県司法書士会	新神田 4-10-18	291-7070	291-4285
	石川県土地家屋調査士会	新神田 3-9-27	291-1020	291-1371
緊急輸送活動	(一社) 石川県トラック協会	栗崎町 4-84-10	239-2511	239-2287

② 活動要請等

本部は、災害が発生し、各種事業者による応急対策活動が必要と認める場合には、協力協定締結団体や市登録業者等に日時、場所、活動業務等を指定して活動を要請する。

各部は、業務依頼、業務の監督・検査確認、費用支払いなど所要の事務、財務手続きを適切に行う。

(2) 災害救助法に基づく雇用

① 雇用の内容

- ア 被災者の避難誘導
- イ 医療助産における移送
- ウ 被災者救出のための要員
- エ 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
- オ 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
- カ 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
- キ その他の適用項目

② 雇用の期間

各救助の実施期間中とする。ただし、災害救助法に基づく雇用期間は、救助の実施が認められている期間とする。

(3) 労務応援要請

本部長は、災害応急対策の実施に当たり必要と認めるときは、県知事に対し要員のあっせんを要請する。

3 従事命令等 (災害対策基本法第 65 条第 1 項・第 71 条第 2 項、災害救助法第 24 条・第 25 条・第 30 条)

ア 市長は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事又は協力させることができる。

イ 市長の従事命令又は協力命令により災害応急対策活動に従事した者が、当該活動に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「金沢市消防団員等公務災害補償条例」により損害補償又は扶助金を支給する。

第25節 応急教育

所 管 □教育委員会…教育班、教育施設班 □文化スポーツ局…施設班

1 基本方針

災害が発生した場合において、教育施設での児童・生徒・学生及び施設利用者の安全を確保し、負傷者に対する応急救護等を行い、被害を受けた教育施設を早期に復旧し、可能な限りの応急教育を実施する。また、地域住民の避難に対して、避難所開設等の準備を進める。

なお、計画の実施に当たっては、市教育委員会が平成21年2月に策定した「学校における災害対応基本指針」（平成25年1月改定）を踏まえて適切な対応を図るものとする。また、文化財の消失を防ぎ、被害の拡大防止と最大限の維持に努める。

2 学校での緊急対応措置

小中学校及び高等学校において災害が発生し、必要があると認めるときは、直ちに学校長を本部長とする「校内対策本部」を設置し、児童・生徒の生命、身体の安全を確保するため、万全の措置を講ずる。

教育委員会は、臨時休業や今後の対応策など市立の学校が緊急にとるべき措置の指針を決定し、適時適切な指導を行う。

また、学校長が不在時の場合、教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら、必要な指示・措置を行う。

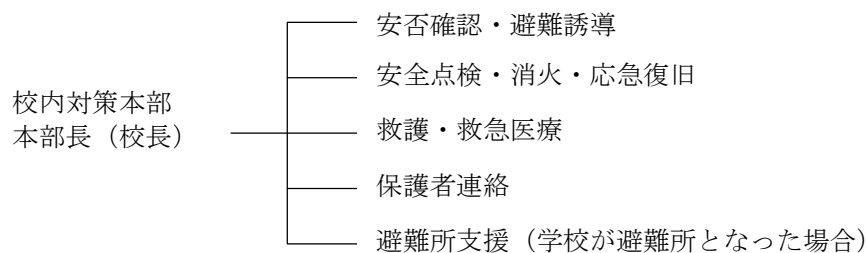


図3-25-1 災害発生時の校内対策本部活動

（1）教育活動時間内の対応

- ア 教職員は、まず第一に児童・生徒の安全を確保する。
- イ 校長は、必要なときには直ちに校内対策本部を設置し、本部員を招集する。
- ウ 校内対策本部は、速やかに校内放送・ハンドマイク等により冷静な対応を呼びかけるとともに、災害情報を収集し、教職員に避難等を指示する。
- エ 教職員は、校内対策本部の指示に基づき、児童・生徒を安全な場所へ誘導し、避難した後、児童・生徒の所在を確認する。

- オ 学校内が危険と判断された場合は、市災害対策本部(教育委員会)とも連絡の上、あらかじめ想定されている他の避難場所等へ避難・誘導する。
- カ 校内対策本部及び教職員は、負傷者に対する応急処置や救護の依頼を行い、必要に応じて保護者へ連絡する。
- キ 遠足、社会科見学等の活動中や電車・バス等で移動中の場合は、地理や建物の構造等に不案内で、浸水・がけ崩れなど学校における場合とは異なった危険があることを踏まえ、適時適切に対応する。修学旅行、林間学校等により宿舎に滞在している場合は、夜間の睡眠中あるいは停電時には、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすく、火気使用中の場合は、火災発生のおそれがあること等を踏まえて的確な対応行動をとる。
- ク 校内対策本部は、市教育委員会に児童・生徒の安否を報告し、以後の行動を確認する。
- ケ 校内対策本部は、教職員・児童・生徒に以後の行動を指示する。
- コ 校内対策本部は、児童・生徒を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童・生徒の安全を確認した後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡する。また、児童・生徒を下校させる場合は、被害状況に応じて児童・生徒を編成し、集団下校により行い、被害状況に応じて教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。
- サ 校内対策本部は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内の安全な場所に待機措置をとり、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合速やかに市災害対策本部(教育委員会)に対し、児童・生徒数や保護の状況を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、保護者への引き渡しができるまで学校での保護を継続する。なお、通信網の遮断を想定し、児童・生徒の引き渡し方法や、連絡方法など、日頃から保護者と取り決めを行い、共通理解に努める。
- シ 校内対策本部は、学校の施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、市災害対策本部(教育委員会)へ被害状況を報告する。また、通学路の安全についても、点検を行うものとする。

(2) 登下校時、教育活動時間外の対応

上記の対応のほか、次の対応に努める。

- ア 教職員は、全員直ちに学校に出勤し、必要があると認められる場合には、あらかじめ本部員に命じられている教職員により校内対策本部を設置する。
- イ 教職員は、出勤途中で児童・生徒に会ったら、近くの避難場所へ行くよう指示し、負傷者に対する応急処置や救護の依頼を行うなど児童・生徒の安全確保に努める。

(3) 学校が避難所となる場合の運営方策

学校は、本部担当職員(地区支部員等)が配置されるまでの間、避難所の運営に係る

業務を担当し、児童・生徒の安全確保を最優先に対応するとともに、必要に応じ避難所の開設、運営に協力する。

避難所は本来的には、災害対策担当部局が運営の責任を有するものである。しかし、本編第15節「避難誘導」において拠点避難所として指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、教育委員会の指導のもと学校防災に関する計画等において避難所となる場合の運営方策に関し定めておくことが必要である。

学校や教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等についてマニュアル等を整備する。

(4) P T A、地域との協力

① P T Aとの協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応が困難な場合も考えられるため、児童・生徒の安否・所在の確認、学校校区内の被災状況、通学路の点検・安全確保に関し、P T Aの協力を得るよう努める。

② 地域の自主防災組織等との協力

安全の確保や学校が避難場所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、学校医等の協力を得るよう努める。

3 学校施設の復旧

二次災害を防止し、児童・生徒・学生の安全を確保するため、直ちに施設被害の調査を実施し、危険な施設・設備については使用禁止等の措置を講ずる。

特に授業の再開に向けて緊急に復旧を必要とする普通教室の整備、仮設校舎の建築等の応急施設整備計画を立て、施設の早期の復旧に努める。

4 応急教育活動

(1) 応急教育計画の作成及び実施

市立小中学校及び市立工業高校は、学校施設が被災したり地域の避難施設となった場合には、教育委員会と緊密な連携をとり、児童・生徒、教職員、施設・設備の被害状況を把握したうえで、校舎の収容可能状況を勘案して、短縮授業、2部授業や他の学校・公民館等公共施設を利用した授業など教育活動の方法を定めた応急教育計画を作成し、応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等の児童・生徒及び保護者への周知に留意して実施する。

教育委員会は、授業の再開について学校がとるべき指針を作成し、指導を行う。

（２）応急教育実施の予定施設

- ア 被害の程度が大きい場合や学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、個々の状況に応じ、概ねイ及びウのような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- イ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し周知を図る。
- ウ 被害の程度とそれに対する応急教育実施の予定場所は、概ね次のとおりとする。
- i 学校の一部の校舎が使用できない程度の場合（避難所として利用される場合を含む。）
 - 特別教室・屋内施設等を利用する。
 - ２部授業を実施する。
 - ii 学校の校舎の全部が使用できない場合（避難所として利用される場合を含む。）
 - 公民館等公共施設を利用する。
 - 隣接学校の校舎を利用する。
 - iii 広域な範囲で大災害を受けた場合
 - 避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
 - iv 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合
 - 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
 - 応急仮設校舎を建築する。

（３）被災児童・生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

① 調達方法

教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また市内の他の学校及び他市町村教育委員会に対し、使用済古本の供与を依頼する。なお、不足する場合は、県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

学用品については、県教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づいて基準内で調達する。

② 支給対象者

住家が倒壊、火災等で被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書、学用品を滅失又はき損したのに対して支給する。

③ 支給品目

教科書、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、画筆、下敷き、定規等）、通学用品（運動靴、傘、長靴等）の範囲とするが、文房具、通学用品については、例示した以外のものでも、り災状況、程度等の実情に応じ、適宜支給する。

(4) その他

- ア 市立工業高校は、必要に応じて入学試験の弾力的運用を検討する。
- イ 市立工業高校は、被災生徒又は受験生に対して、授業料、入学料(金)、入学検定手数料(考査料)の減額免除する措置を検討する。
- ウ 災害状況等必要に応じ、被災児童生徒及び教職員に対する健康診断を実施し、また、心の健康の保持に努めるとともに、校内の環境衛生に十分注意する。
- エ 被災教職員が多数で1学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じ、教育委員会が管内の学校間において調整する。また、教育委員会において確保できないときは、県教育委員会に教職員の確保について要請する。
- オ 給食調理施設に被害が生じた場合は、給食再開に向けて速やかに措置する。

5 社会教育・体育施設の応急対策

(1) 緊急対応措置

施設の利用者の生命、身体の安全を確保するため、万全の措置を講ずる。

- ア 職員は、第一に施設の利用者の安全を確保し、安全な場所へ誘導し、避難した後、施設利用者の所在及び安否を確認する（開業時間外には、職員は直ちに施設に出勤する）。
- イ 負傷者に対する応急手当や救護の依頼を行い、必要に応じて家族へ連絡する。
- ウ 付近の被災状況の情報収集を行い、災害対策本部へ被害状況を報告する。
- エ 施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、災害対策本部へ被害状況を報告する。
- オ 市の災害対策本部地区支部と連携し、避難所又は緊急物資配給拠点としての開設を準備し、避難所の開設後の運営に協力する。

(2) 応急復旧

災害発生後直ちに施設の被害状況や危険度を調査し、被害状況に応じて施設の応急復旧、使用禁止等の措置を講ずる。

また、施設ごとに再開等の計画を立て、できるだけ早い時期に施設を再開するよう努める。

(3) 本格復旧

当面の応急措置が終了したときは、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

6 文化財の応急対策

貴重な国民的財産である文化財を守るため、必要な災害応急措置を講ずるものとし、応急対策の実施に当たっては、別途定める歴史文化遺産防災管理対応マニュアルに従い

行う。

(1) 災害の拡大防止

所有者又は管理者は、文化財指定施設又は文化財が保管されている施設に災害が発生した場合、直ちに消防局へ通報し、災害の拡大防止に努める。

(2) 応急措置

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復、保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会、金沢市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

(3) 被害状況の報告

所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。
市教育委員会は、必要に応じて県教育委員会又は文化庁長官へ被害状況を報告する。

(4) 文化財の維持

所有者又は管理者は、被災文化財の文化的価値を最大限に維持するよう措置する。

(5) 復旧への指導支援

市教育委員会は、所有者又は管理者と協議しながら、復旧のための適切な指導支援を行う。

【参照】資料 50 指定文化財施設一覧

第26節 建築物対策、住宅の応急対策

所 管 □都市整備局…土木建設班、建築住宅班

1 基本指針

災害に伴い被害を受けた建築物等の安全対策を実施し、住家を滅失した被災者に対して応急仮設住宅の建設、応急修理の実施、家屋等の解体、がれきの処理等を円滑に行う。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

2 被災建築物等に対する安全対策

災害により建築物等が被害を受けたときは、次の安全対策を実施する。

(1) 個人住宅等の建築相談

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講ずる。

イ 市は、必要に応じて建築士等の民間ボランティア等の協力を得て、市民の住宅相談に応ずる。

表3-26-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（建築物相談関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
建築物相談	石川県建築士会金沢支部	弥生 2-1-23	244-2241	243-4821
	石川県行政書士会	鞍月 2-2	268-9555	268-9556
	石川県司法書士会	新神田 4-10-18	291-7070	291-4285
	石川県土地家屋調査士会	新神田 3-9-27	291-1020	291-1371

3 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理等

災害のため住家が滅失した被災者は、災害直後において応急収容施設へ一時的に収容され保護を受けるが、その期間は短期間に限定されるので、被災者の居住の安定を図るため、居住する家がない人に対し応急仮設住宅を建設するとともに、住家の半壊・半焼に対し応急修理その他の対策を実施する。

(1) 応急仮設住宅建設計画

応急仮設住宅の建設は、災害救助法発動の際は原則として県知事が行い、市は、建設用地の確保、調整、募集・入居事務、管理について協力する。

県知事から委任を受けたときは、市長が行う。

また、設置及び運営管理に関しては、安全、安心を確保し、地域コミュニティ形成や孤独死、引きこもりなどを防止するための心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、高齢者・妊産婦等の優先的入居、高齢者、障害のある人向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合は、二次災害に十分配慮する。

① 応急仮設住宅建設戸数

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する家がない人で、かつ自らの資力では住家を確保することができない人及び避難指示等により長期間にわたり自己の住家に住むことができない人を対象とする。

② 応急仮設住宅の建設基準

ア 工事の実施

請負業者により建設する。

イ 構造及び規模

構造は一戸建又はアパート式建築とし、1戸当たりの規模は29.7㎡(9坪)を基準とする(石川県応急仮設住宅マニュアルによる)。

ウ 着工期間

原則として災害発生の日から20日以内に着工する。

エ 工事費の限度額

1戸当たりの限度額は、国の定める基準を標準に決定する。

③ 応急仮設住宅の建設予定地

原則として公園等の公有地を優先して建設する(平成25年建設可能候補地調査)。状況によりやむを得ない場合は私有地を借り上げて建設する。

④ 供与期間

収容の日から2年以内とする(後日に問題を生じないように、入居契約書を締結する)。

⑤ 入居者の選定

ア 知事から委任を受けたときは、市長が入居者を選定する。

イ 入居募集窓口を開設し、入居者要件を定め、順次募集を受けける。

ウ 地域コミュニティの維持にも配慮しながら、要配慮者優先等の観点から選考優先順位を定め、選考した者の抽選等により入居者を決定する。

⑥ 建設資材、建設業者等の調達及び斡旋の要請

建設資材、建設業者等が不足する場合は、県知事に対し調達及び斡旋を要請する。

⑦ 仮設住宅の管理

雨水排水対策、衛生対策、防火安全対策等について、町会連合会等と連携して対応する。

(2) 住宅の応急修理計画

① 応急修理の対象

ア 住宅が半壊、半焼又は一部損壊した場合で、応急修理を行うことにより、居住可能となる住宅とする。

イ 自らの資力により応急修理を行うことができない者とする。

② 応急修理の部分

日常生活に欠くことのできない部分（屋根、居室、炊事場、便所等）に限る。

③ 工事の実施

請負業者派遣により施工する。

④ 修理費用の限度額

1戸当たり国の定める基準を標準に決定する。

⑤ 期間

原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

⑥ 積雪期への備え

積雪期が迫っている場合は、被災住宅が積雪により倒壊する等の被害拡大が懸念されるため、早期に十分な耐力を確保できるよう修理を行う。

(3) 公営住宅等の一時入居

ア 公営住宅や民間賃貸住宅を必要に応じて応急仮設住宅として活用する。なお、民間賃貸住宅については、県が借上げて供給する。

イ 状況に応じて、他の自治体等に対し住宅の提供を要請し、提供可能な住宅を被災者に対し斡旋する。

ウ 被災者に住宅を提供しようとする者やその住宅の情報を、被災者に対し提供する（以後被災者と提供者が直接話し合う）。

(4) 自力住宅確保の促進

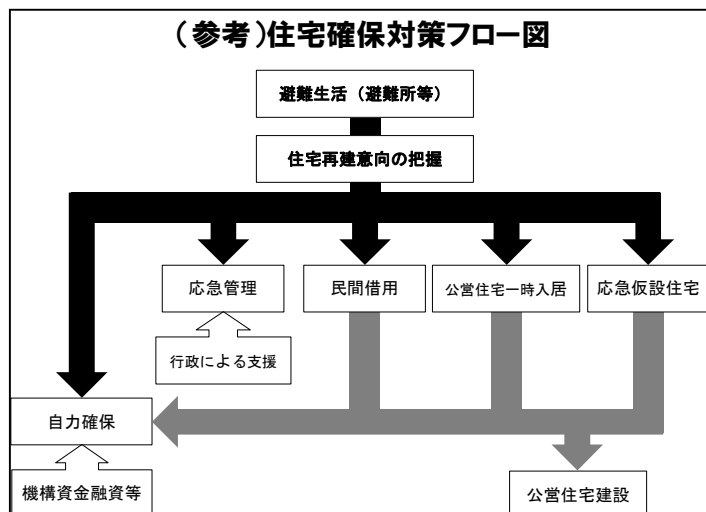
住民が自力で住宅の確保、修繕を促進するため、住宅金融支援機構及び県、市その他の公的融資の提供を図る。

表 3-26-2 住宅確保の種別及び順位

対策種別及び順位		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	①自 費 建 設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		②既 存 建 物 の 改 造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造、模様替えをして住居とする。
		③借 用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	①公 営 住 宅 等 入 居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舍の借上げ。
		②社会福祉施設への入居	県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所。
	3 機構資金融資	災害復興住宅建設補修資金 地すべり等関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	①災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
②一般公営住宅の建設		一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設		大災害発生時に特別の割当を受け、応急仮設住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	①機 構 資 金 融 資 (災害復興住宅融資)	自費で修繕するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		②そ の 他 公 費 融 資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために、県（委託したときは市）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自 費 除 去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために、県又は市が除去する。

(注)

- 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- 3 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- 4 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。



4 建築物等解体廃棄物の処理

- ア 家屋等の解体、がれきの処理は、原則として所有者の責任とする。
また、倒壊家屋の解体に伴う粉塵、アスベスト飛散防止対策など必要な措置を講じ、工事の安全性に十分注意するよう徹底する。
- イ 被災地の状況に応じて、がれきの発生場所及び道路状況等を考慮した臨時集積場所を確保、指定するとともに、土木機械、運搬車両等の借上げ体制を整備し、中継車により最終処分場所に搬送する。なお、臨時集積場所及び最終処分場所の地盤の安全性に留意する。
- ウ 発生場所及び臨時集積場所では可能な限り可燃、不燃に分別し、最大限のリサイクルに努める。
- ・ 可燃物 → 焼却
 - ・ 不燃物 → 埋立て
 - ・ 鉄筋、鉄骨、金属類、柱材、コンクリートガラ → リサイクル
- エ 多数の建築物等が甚大な被害を受け、膨大な量のがれきが発生した場合には、被災者の負担軽減等を図るため、公費によるがれき撤去などの特例的措置を国に要請する。
- オ 市は、エのような甚大な被害が生じた場合には、建築物等の解体、分別、運搬、処分の方法等について調査、調整を行うとともに、解体、処理業者や土木建設業者等と協定締結を検討する。

表3-26-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（建築物等解体廃棄物処理）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
建築物等解体 廃棄物処理	金沢建物解体業協同組合	昭和町 14-5	263-6622	263-6626
	金沢市一般廃棄物事業協同組合	鞍月 5-181	225-8520	225-8563
	(一社) 石川県産業資源循環協会	尾山町 9-13	224-9101	224-9102

第 27 節 公共土木施設等の応急対策

所 管	<input type="checkbox"/> 都市整備局、土木局…土木建設班、建築住宅班 <input type="checkbox"/> 農林水産局…農林対策班 <input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班
-----	--

1 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、風水害等により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

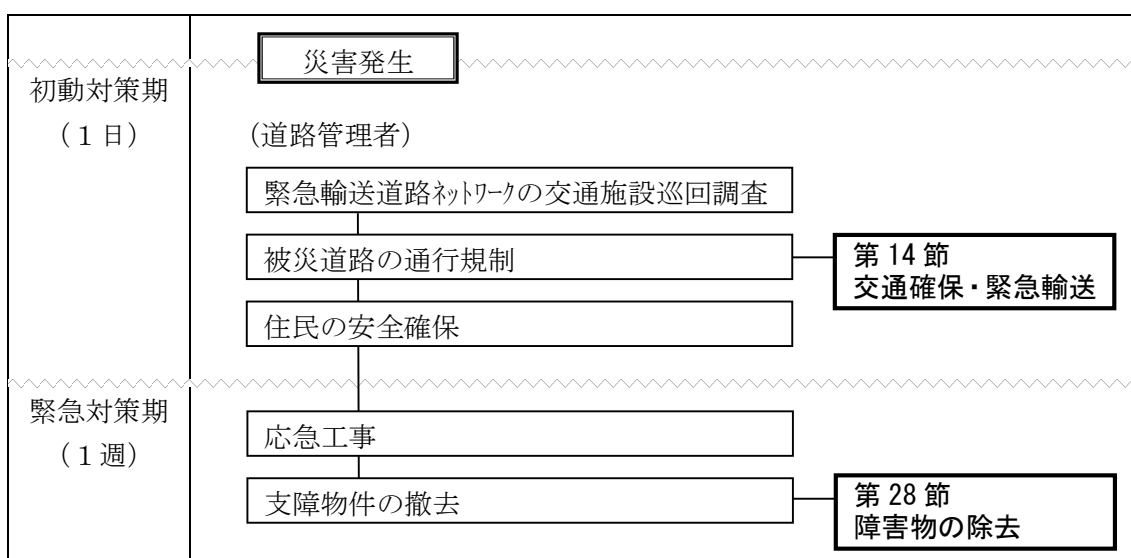


図 3-27-1 道路施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、市民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

表3-27-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（応急土木活動関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、交通確保、応急土木活動	(一社)金沢建設業協会	弥生 2-1-23	244-1848	242-4331
	(一社)金沢建設防災協会	戸室新保イ 67	236-1438	236-1737
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881
	(一社)石川県造園緑化建設協会	福増町北 840-2	269-1110	269-1279
	石川県造園業協同組合	進和町 13-2	291-8360	291-3965
	金沢森林組合	永安町 77	229-1131	229-1083
	北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社	下本多町 11	233-8877	233-8875
救出、水道・下水道等 応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
緊急輸送活動	(一社)石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第28節「障害物の除去」参照）。

3 河川、海岸、港湾、漁港等施設

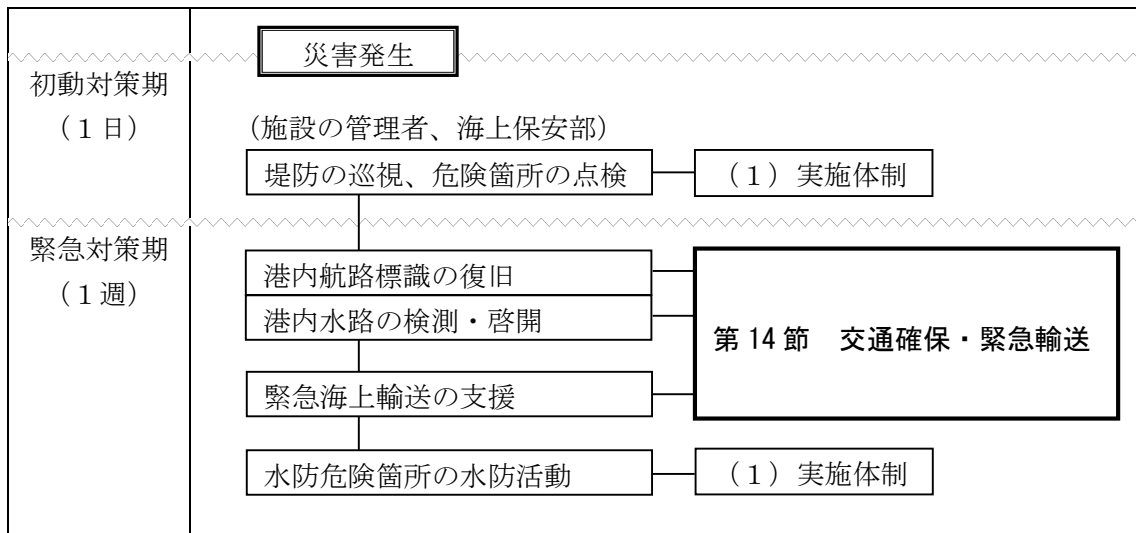


図3-27-2 河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー

(1) 実施体制

ア 各施設管理者は、施設の被害状況を点検調査し、必要に応じ通行規制、危険表示、避難指示、土のう設置、目地補修等の応急措置及び安全確保の応急工事を講

ずる。

イ 本部は、被災者の日常生活を確保するため必要があると認めるときには、施設の障害物の除去を行い、各施設管理者に状況を報告する。

ウ 本部は、自らの人員、資機材等により除去を行うとともに、必要に応じて土木建設業者等の協力を要請して、速やかに除去を行う。

エ 本部長は、市のみで対応できないと判断したときには、県、自衛隊等に応援協力を要請する。

(2) 応急措置

ア 施設管理者は、水防計画等に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(3) 応急復旧

ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、被害の状況により二次災害防止の措置を行う。

イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

- ・ 港内等における航路標識の復旧、水路の検測及び啓開等の実施
- ・ 緊急海上輸送の支援

4 放送施設

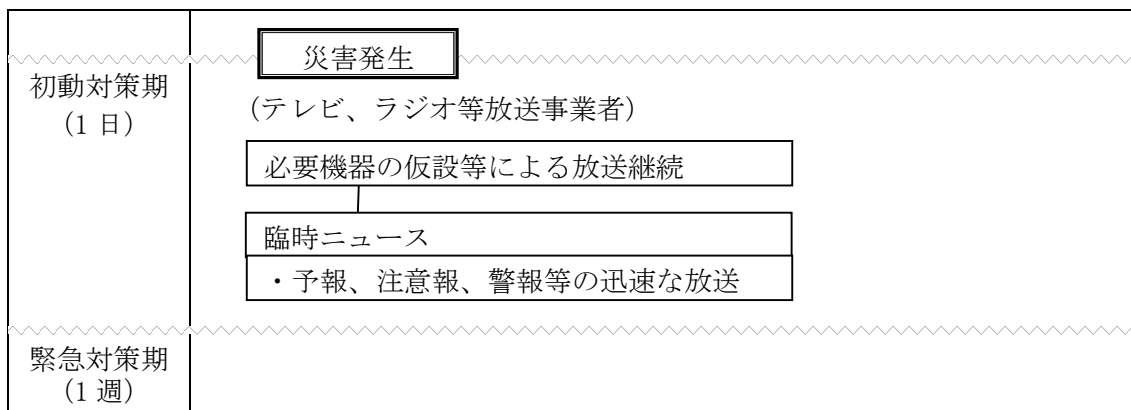


図 3-27-3 放送施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 鉄道施設

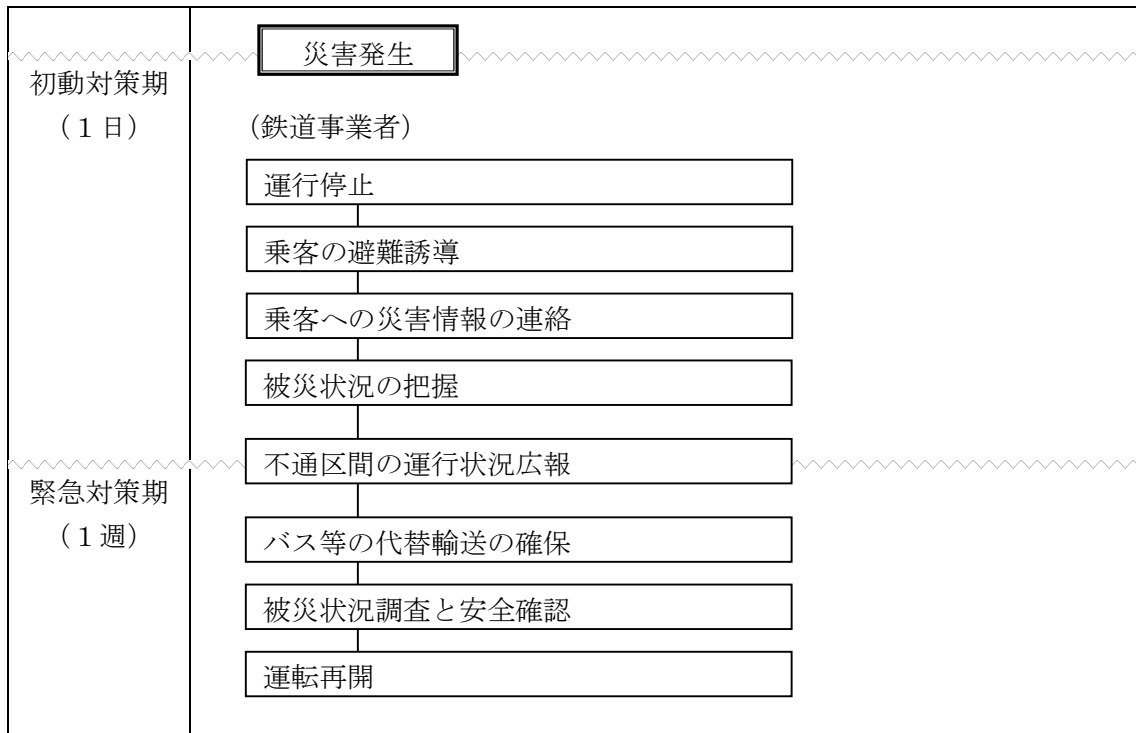


図3-27-4 鉄道施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

鉄道事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 乗客に災害情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。
- イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

- ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。
- イ 被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

6 公園、緑地施設

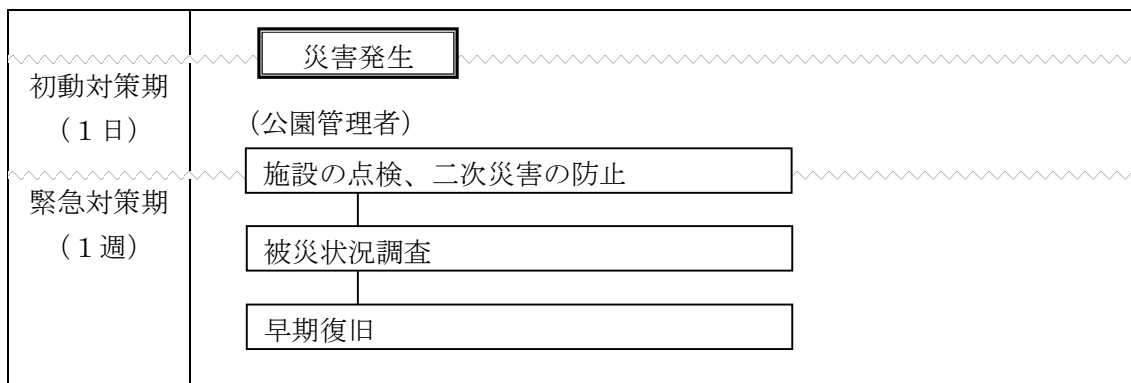


図3-27-5 公園、緑地施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難場所となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

7 農林地、農林業用施設



図3-27-6 農林地、農林業用施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

水路、ため池等の農林業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農林業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

8 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、二次災害の防止に考慮し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

表3-27-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結事業者（建築物の応急措置関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
応急措置活動	三和シャッター工業(株)	松寺町寅 92-1	238-7211	238-7205

9 その他の施設**(1) 下水道施設**

ア できるだけ短時間に施設の被災状況を把握するため、緊急調査を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、大きな人的被害につながる二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。

処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的被害につながる二次災害の防止及び緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。

イ 処理場、ポンプ場については、大きな機能障害につながる二次災害の危険性を取り除くための緊急措置を実施するとともに、被害の状況に応じて漏水箇所の止水、流入・放流管の補修、機器の応急修理、仮設配管の布設など機能回復のための応急復旧工事を系列的に実施する。

ウ 管渠施設については、マンホールと道路の段差、道路の亀裂箇所等への安全柵、標識等の設置や周辺施設への浸水防止などの緊急措置を実施するとともに、排除に支障のある箇所及び道路陥没等二次災害のおそれのある箇所その他緊急を要する箇所について、管内、マンホール内の土砂の浚渫、仮管渠の設置などの応急復旧工事を実施する。

エ 家庭等が管理する排水設備については、民間の排水設備事業者等に協力を求めて、次の対応をとる。

- i 相談窓口を設置し、修理等の相談・紹介を行い、迅速な復旧を促進する。
- ii 緊急修繕班を編成し、避難所等のトイレのつまり、宅内ますの溢水等の緊急修繕を行う。

オ 風水害等による被害が甚大で、市だけでの早期復旧が困難である場合は、次により応援の要請を行う。

- i 「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく応援の要請
石川県下水道行政部局である土木部都市計画課生活排水対策室へ依頼し、

中部ブロック応援本部へ応援要請する。

ii 応援協定締結自治体への応援要請

(2) 危険物保有施設

ア 発火危険物、有害薬品等に起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な措置を講ずる。

(3) 災害応急対策上重要な庁舎等

ア 防災上重要な施設及び設備の被害状況を点検し、本部に報告するとともに、防災活動を行うために必要な応急措置又は代替措置を緊急に講ずる。

イ 防災機能を確保するため、施設、電気、電話通信、水道、ガス等の必要な応急復旧工事を早急を実施する。

ウ 施設の一部又は全部が使用不能となった場合には、今後の方針を確立するとともに、業務実施に必要な代替措置又は移転措置等を早急を実施する。

10 災害時空地管理

災害応急対策や復旧活動実施の際の駐車場や資機材置場などの空地需要に対応するため、空地の現況を把握し、情報を管理して提供し、変化する利用ニーズに応じて利用調整しながら、合理的な活用を進める。

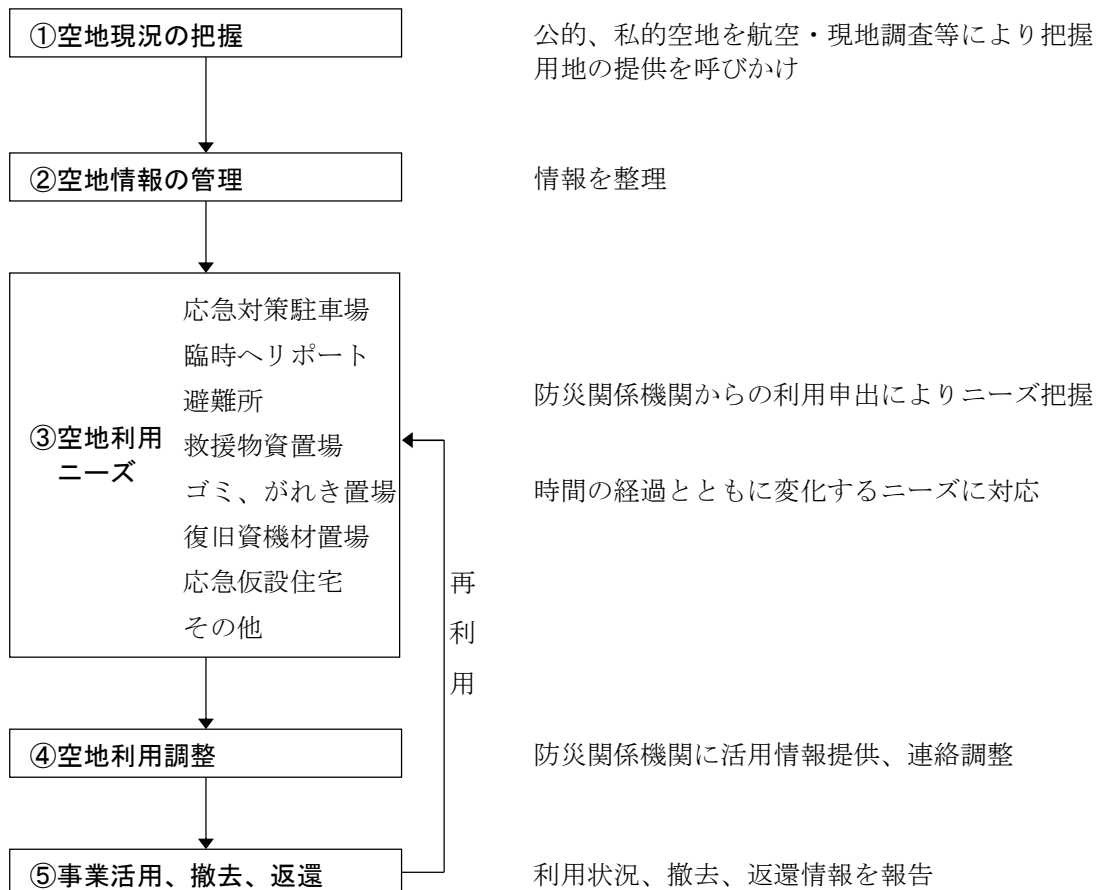


図 3-27-7 災害時空地管理のフロー
風水害等-258

第28節 障害物の除去

所 管 □都市整備局、土木局…土木建設班、建築住宅班

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

また、住居又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する。

2 実施体制

(1) 道路、河川、港湾、漁港等の管理者

管理者が障害物を除去し、市は管理者に協力する。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、住居又はその周辺、管理する道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、県及び関係機関にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

(1) 土木、公共施設

災害時における障害物除去は、概ね次の場合に実施する。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- イ 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- ウ 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- エ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- オ その他公共的立場から除去を必要とするとき。

(2) 住居又はその周辺

災害救助法が適用されたときは、石川県災害救助法施行細則第4条の規定により、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、県知事が市長に委任している。

その実施は同法及び同運用方針によるが、概要は次のとおりである。

① 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活を営み得ない状態であること
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること
- ウ 自らの資力をもって除去できないものであること
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

② 除去の方法

市長は、救助の実施機関として技術者等を動員して実施する。

③ 除去の対象戸数

災害救助法の適用を受けた各市町村の半壊、床上浸水世帯の 15%以内。ただし、実情により県知事は障害物除去の戸数の融通を行うことができる。

④ 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 自動車等

洪水等により流出した自動車等が障害となっている場合は、これを撤去し仮置き場へ移動する。一定の原形をとどめているものは保管し、所有者に連絡するよう努め、所有者の求めに応じ引渡す。(東日本大震災の事例より)

4 障害物除去計画の作成

市は、県と相互に連携をとりながら、障害物の処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各施設における障害物の種類及び量を調査して、処理期間を考慮した計画を作成する。

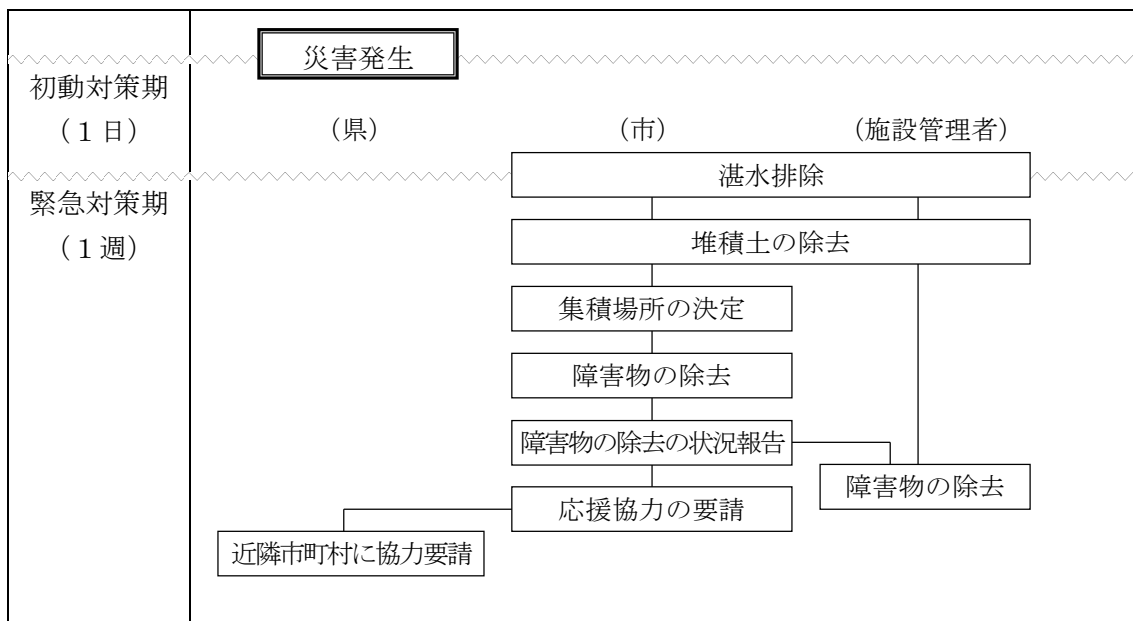


図 3 - 2 8 - 1 障害物除去のフロー

5 障害物除去の方法

- ア 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、概ね次の場所に廃棄又は保管する。

(1) 廃棄

- ア 市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所

(2) 保管

- ア 保管する工作物等に対応した適当な場所
- イ 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他の障害物件の排除

(1) 湛水排除

市域における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害規模が大きく、市又は関係土地改良区が処理できない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂排除、宅地の安全

- ア 地域内における宅地又は農地等の堆積土砂の排除、宅地の保全是、原則として各土地所有者等が行う。
- イ 本部長は、被災状況を調査し、二次災害の発生のおそれがあるときは、土地所有者等に対して改善勧告又は改善要請を行う。
- ウ 本部は、住宅等に二次災害の発生のおそれのある個人の被災住宅で、低所得者の宅地について、必要最小限の応急措置を行う。
- エ 本部長は、災害の規模が大きく当該土地所有者等で処理し得ない場合は、県知事又は自衛隊等に応援を要請する。
- オ 国、県、市で現地調査を行い、二次災害が予想される緊急性のある山麓の土砂災害箇所について、国、県、市が事業主体となつての急傾斜、地すべり防止、治山などの応急復旧事業の実施を要請する。

（３）その他

立木等の障害物の除去は、（２）に準じて行う。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から、粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

9 障害物除去に関する応援、協力

市は、障害物の除去について、応接、協力が必要な場合は、本章６節「応援要請」に示す手順によって、県、他市町村及び防災関係機関等に要請を行う。

第29節 防災関係機関の対策

所 管 □危機管理監、市民局…防災班

1 基本方針

市民と密接な関係にある防災関係機関は、それぞれの基本方針に基づいて、速やかに災害応急対策を実施する。

2 電力

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、防災業務計画に基づき、電力施設の災害応急対策及び災害復旧を図る。

(1) 防災体制の確立

災害の発生するおそれのある場合又は発生した場合は、あらかじめ定める災害対策組織による警戒・非常体制（警戒体制・災害対策本部）を発令する。

(2) 通報連絡、情報の収集連絡、災害時の広報

無線伝送設備、有線伝送設備及び電話等を使用して通報連絡を行い、被害情報等を迅速、的確に把握する。

停電による社会不安の除去、公衆感電事故や電気火災を防止するため、報道機関や広報車等により広報活動を行う。

(3) 要員の確保

対策要員を確保するとともに、他電力会社及び電源開発株式会社と復旧要員の広域運営を行う。

(4) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達必要資材を速やかに確保する。

輸送は、車両、船艇、ヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

(5) 電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認める場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社間融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を行う。

(6) 危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防、道路管理者等から要請

があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(7) 応急工事

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(8) 災害復旧

各設備ごとに被害状況を把握し、復旧順位により復旧計画を立てる。

配電設備では、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先する。

3 通信

通信事業者は、防災業務計画に基づき、地域防災機関と協力し、災害時に可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう防災対策を推進する。

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれのある場合、又は発生したときには、あらかじめ編成している災害対策組織による非常態勢を発令する。

(2) 情報の収集、連絡

災害が発生したときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集し、関係組織、機関と連絡をとる。

(3) 通信の非常疎通措置

① 重要通信の疎通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、通信網システム等疎通確保の措置をとる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、利用制限等の措置をとる。

ウ 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

② 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難場所において被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への

携帯電話の貸出しに努める。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(4) 災害時広報

報道機関等を通じて、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、社会不安の解消に努める。

(5) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(6) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

4 放送（NHK、民間放送会社）

ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。

イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。

ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、災害情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

5 鉄道・バス

(1) 応急措置

ア 鉄道・バス事業者は、乗客等の安全確保を図るため、運行停止などの規制や乗客等の避難誘導、災害情報の伝達等の措置を講ずる。

イ 鉄道・バス事業者は、被災状況の把握に努め、安全を確認した後、運転を再開する。

(2) 応急復旧

ア 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保等の措置を講じ、利用者等への情報提供を迅速かつ的確に行う。

- イ 早期運転再開を期するため、必要な資機材及び車両の確保を図り、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

6 市中金融

- ア 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- イ 金融機関は、通貨の円滑な供給及び災害復旧に必要な資金の融通のための迅速かつ適切な措置を講ずる。
- ウ 財務省北陸財務局は、日本銀行金沢支店と協議のうえ、必要に応じ次の措置を講ずる。
 - i 災害関係の融資に関する措置
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡略化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。
 - ii 預金の払戻及び中途解約に関する措置
 - 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預金者については、り災証明書等の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預金払戻の利便を図ること。
 - 実情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。
 - iii 手形交換、休日営業等に関する措置
 - 手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。
 - また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払い戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。
 - iv 汚損銀行券に関する措置
災害による汚損銀行券は、災害被災者等の要請に応じ、随時引き換えする。
 - v 営業停止等における対応に関する措置
窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

第30節 水防計画

所 管	<input type="checkbox"/> 都市整備局、土木局…土木建設班、建築住宅班 <input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 農林水産局…農林対策班 <input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班、 <input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班
-----	--

1 基本方針

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第33条の規定により別に定める「金沢市水防計画」に即して対策を実施するものとする。

詳細は、「金沢市水防計画」によるが、概要は次のとおりである。

2 水防本部の組織と機構

(1) 水防本部の組織

ア 関係官署より水防に関する予報及び警報が発せられ水防活動の必要があるとき、又は水防管理者（市長）が必要であると認めるとき、水防活動を統括するため、金沢市水防本部（本部長：市長、副本部長：副市長、本部事務所：土木局内）を設置する。

イ 水防本部は、都市整備局、土木局、企業局、農林水産局、総務局（当直）、消防局、水防団（消防団）で組織し、一体となって水防活動を実施する。

緊急時における水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、情報収集・共有・取捨選択・伝達及び意思決定など、現場と本部の連携を確保し一貫した防災体制を構築する。

ウ 水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、これに包括される。

(2) 水防本部の配備体制

表3-30-1 配備体制

配備体制	配 備 基 準	配備の内容
第1次非常 配 備 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、高潮各注意報の1以上が発表されたとき ・その他必要により本部長が配備を指令したとき 	情報連絡活動等に 当たる要員配備
第2次非常 配 備 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、高潮各警報の1以上が発表されたとき ・氾濫注意水位に達するか又はおそれのあるとき ・水防警報が発表されたとき ・気象注意報警報の発表下において、60分雨量50mm以上を観測したとき ・その他必要により本部長が配備を指令したとき 	水防応急対策等に 当たる要員配備

第3次非常 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が特に甚大と予想される時 ・予想されない重大な災害が発生した時 ・避難判断水位に達した時 ・本部長が状況により特に配備を指令した時 	水防対策全般に全 本部長で当たる状 況により、協力要 員配備
---------------	---	---

(3) 水防計画の協議

市長は、水防が予想される期間前に金沢市防災会議を開催し、関係機関と水防に必要な具体的対策を協議する。

3 市（水防本部）が行う水防活動

(1) 河川等の巡視（水防法第9条）

水防管理者（市長）は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 監視、警戒活動

異常降雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発令されたとき、これに起因する災害が発生したとき、又は水位情報周知河川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）が通報されたときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「金沢市水防計画」の定めにより行う。

(3) 水位の通報（水防法第12条）

水防管理者（市長）は、洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り、洪水予報の通知を受けた場合において、水位が通報水位をこえるときは、その水位の状況を関係者に通報する。

(4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（水防法第15条の3）

市長は洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、金沢市洪水避難地図を配布し、洪水予報の伝達方法、避難場所等において住民に周知させるよう努める。

(5) 水防本部員の出動（水防法第17条）

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要があると認めるときは、水防本部員を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(6) 警戒区域の設定、立入禁止・制限・退去命令（水防法第21条）

水防本部員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関

係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(7) 堤防その他の施設の決壊の通報と決壊後の処置（水防法第25条、第26条）

水防管理者（市長）は、堤防その他の施設の決壊を生ずる恐れがあるとき、もしくは決壊した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(8) 避難立ち退きの指示（水防法第29条）

県知事、その命を受けた県職員又は水防管理者（市長）は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、管轄警察署長にその旨を通知する。

(9) 水防作業、避難及び救助活動

水防工法を必要とする事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施する。

避難及び救助活動については、本章第15節「避難誘導」及び本章第11節「救出・救助活動」に準ずる。

(10) 応急復旧

水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、各施設の管理者は迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

4 その他

その他に「金沢市水防計画」では次のような事項について定めており、詳細は同計画に委ねるものとする。

(1) 重要水防箇所

【参照】資料5 重要水防箇所

資料6 重要水防箇所図

(2) 水防倉庫及び資機材

【参照】資料7 水防倉庫一覧表

(3) 水防警報（県知事）

表 3-30-2 水防警報が発表される河川

河川名	区 域		発表者
	起 点	終 点	
犀 川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海	県央土木総合事務所長
安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋 150m上流	犀川合流点	
伏見川	金沢市窪 2丁目 窪大橋	犀川合流点	
高橋川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点	
大野川	金沢市湊 1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋	
浅野川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点	
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門	
金腐川	金沢市東長江町 大滝橋上流 700m上流	河北潟合流点	県央土木総合事務所長
森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点	
津幡川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟（東部承水路）合流点	津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋 80m上流	河北潟（東部承水路）合流点	

表 3-30-3 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	水防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの
出 動	水防団員又は消防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの
状 況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの
解 除	水防活動の終了を通知するもの

(4) 通報連絡

水防本部は、洪水等の予報が発せられたとき、また水防警報が発せられたときは直ちに气象台及び石川県県央土木総合事務所との常時連絡に努め、各河川の水門等管理者に通報・連絡を行い周知を図る。また、市民への伝達は、豪雨時等にサイレン等が聞き取れないことがあることに注意し、複数の広報手段を組み合わせることをとし、必要に応じ、報道機関の協力を求めラジオ・テレビ等による広報を行うものとする。

水防本部は、洪水等の予報を受けたとき、また水防警報が発せられたときは、直ちに气象台及び県央土木総合事務所と常時連絡に努めるとともに、各河川の水門等の管理者及び一般市民に対し、報道機関の協力を求めるとともに降雨情報等連絡装置を使用して、周知徹底するものとする。

(5) 居住者の協力並びに公用負担

水防活動に当たっては、周辺居住者の協力を仰ぐとともに、水防上必要があるときは、

水防管理者は次の権限を行使する。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他資材の使用又は収用
- ウ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(6) 水防報告と水防記録

水防本部長は、水防活動終了後速やかに活動状況を取りまとめ、所定の様式により水防管理者に報告するものとする。

(7) 水防訓練

水防訓練は実情に即応した規定により実施するものとし、特に一般市民の参加による水防意識の普及及び高揚に努めるとともに、関係官署や市民等と連携を図り、情報伝達体制や避難体制を確立していくものとする。

(8) 相互応援

隣接する水防管理団体との相互応援協定は別に定めるものとする。

第31節 除雪・雪害対策計画

所 管	<input type="checkbox"/> 都市整備局、土木局…土木建設班	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班
	<input type="checkbox"/> 都市政策局…広報班	<input type="checkbox"/> 関係各局

1 基本方針

冬期の積雪期における市民活動及び経済活動の確保を図るため、道路の迅速かつ適切な除雪作業を実施し、雪害防止に万全を期する。

なお、除雪対策の詳細は、「金沢市道路除雪計画書」に定める。

2 組織体制

(1) 除雪対策会議

市長は、毎年降雪期前に関係機関及び諸団体と除雪の具体的対策を協議するため、「除雪対策会議」を開催する。

(2) 除雪作業本部

ア 道路除排雪作業の円滑かつ適切な実施を図るため、毎年12月上旬までに「除雪作業本部（本部長：土木局長）」を土木局内に設置する。

除雪作業本部は以下の構成とする。

表3-31-1 除雪作業本部

本部長	土木局長	
本部長	森林再生課長	市民協働推進課長
	建築指導課長	道路建設課長
	道路管理課長	内水整備課長
	営繕課長	危機管理課長

イ 本部長は、除雪対策会議で関係機関及び諸団体との協議を経て、除雪関係各課長を招集し、道路除雪計画の周知徹底を図るため、除雪作業会議を開催する。

また、必要と認めるときは、随時除雪作業会議を開き、除雪について意見を聞き、効率的除雪作業を進める。

除雪作業会議は以下の構成とする。

除雪作業本部長	除雪作業本部長	広報広聴課長	交通政策課長
スポーツ振興課長	福祉政策課長	保育幼稚園課長	障害福祉課長
ごみ減量推進課長	都市計画課長	緑と花の課長	市街地再生課長
住宅政策課長	教育総務課長	警防課長	下水道整備課長
水道整備課長			

ウ 除雪作業本部に除雪作業隊（隊長：道路管理課長）及び除雪広報班を置く。

各班の構成は以下のとおりとする。

表 3-31-2 除雪作業本部の班構成

第一除雪作業班	道路等管理事務所	直営による除排雪作業
第二除雪作業班	道路管理課 維持修繕係 整備係	請負委託路線の除排雪出動指示等
雪害対策指導班	建築指導課 森林再生課	雪崩、がけ崩れ等対策指導 積雪による家屋の被害予防
積雪観測班	道路管理課 占用係	積雪センサー（13 か所）のデータ収集・記録及び積雪量監視カメラによる観測
積雪巡視班	第一班 道路管理課	第1 配備体制以降の時点で出動巡視
	第二班 道路建設課	必要に応じ出動巡視
	第三班 営繕課	必要に応じ出動巡視
	第四班 内水整備課	必要に応じ出動巡視
除雪広報班	市民協働推進課	町会広報等に関すること
	交通政策課	交通対策に関すること
	広報広聴課	広報活動に関すること

エ 除雪作業本部は、冬期間中、气象台と連携を密にし、気象情報及び積雪報告の収集に努める。

（3）雪害対策本部

ア 金沢市で大雪警報が発表され、排雪場を開設した場合で、市長が特に必要と認めたときは、「雪害対策本部」（本部長：市長、副本部長：副市長）を設置する。（災害対策本部の体制に準ずる。）

イ 雪害対策本部が設置されたときには、除雪作業本部はその指揮下に入る。

ウ 雪害対策本部は、雪害対策業務全体を統轄し、全庁体制で総合的な雪害対策を実施する。

※大雪警報発表基準（金沢地方气象台）

1 2時間の降雪深さ 平地 25 cm以上、山間部 55 cm以上

（4）総合雪害対策

① 道路除雪対策

ア 国、県、市及び市民等が相互に連携し、本節3に定める除雪対策の有効適切な実施

イ 雪崩危険地域の適時パトロールの励行、雪崩の早期発見と事故防止、危険箇所
の標識設置、交通規制及び孤立集落対策等の実施

② 交通安全対策

路上駐車禁止、降雪時の二輪車・自転車利用の自粛、雪下ろし等による交通障害防止、路上でのスキーなど危険な遊びの防止など、道路交通安全対策の普及啓発の推進

- ③ 消防救急対策
 - ア 火災予防、防火思想の啓発
 - イ 消防水利及び不特定多数利用施設の避難口付近等の除雪の励行
 - ウ 消防救急体制の整備
- ④ 要配慮者・社会福祉対策
 - ア 高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等に対する安否確認、生活相談・支援
 - イ 社会福祉施設等の管理保全、防災対策
- ⑤ 医療救護対策
 - 急病人の搬送、治療等の医療救護体制の確保
- ⑥ 食料・生活物資確保対策
 - ア 米、生鮮野菜等の食料品及び燃料等の生活物資などの確保
 - イ 広域的な物資供給体制の整備
- ⑦ 経済・農林対策
 - ア 原材料等産業物資の確保・輸送
 - イ 中小企業者、農林業者等に対する金融対策
 - ウ 農林畜産物の生産指導、生産減少防止及び被害軽減対策等
- ⑧ 教育対策
 - ア 通学道路の確保、集団登下校、臨時休校、授業打ち切りなど児童・生徒等の危険防止対策
 - イ 学校施設の保全
- ⑨ その他
 - ごみ・し尿処理、給水対策など

3 除雪対策

(1) 除雪責任区分

- ① 主要道路
 - 国道及び主要県市道の除雪分担は、各々の道路管理者が協議のうえ定める。
- ② 上記主要道路以外の市道については次の責任分担とする。
 - ア 市 ……気象、降積雪条件に応じ、予め定めた計画路線について除雪を行う。
 - イ 市民 ……市民自らの生活防衛のため、ア以外の路線及び消火栓付近について除雪を行う。
 - ウ 学校・事業所 ……通学路及び施設利用に必要な周辺道路について除雪する。

(2) 除雪路線網の構成方針

- ア 市街地道路は、概ね 300m程度で除雪してある国・県・市道のいずれかに出られるよう除雪路線網を構成する。
- イ 山間部及び平野部の集落に通じる道路は、原則として国・県・市道の幹線道路からその集落に通じる幹線的性格の一路線のみを除雪対象路線とする。

ウ 土地区画整理事業等により造成された団地内道路は、当該団地内の幹線性格をもつ幅員6m以上の道路を対象とする。

(3) 除排雪作業体制等

① 作業体制等

ア 除雪作業本部長は、必要と認めるときに配備体制をとり、民間借上げを主体とする機械除排雪、人力除雪、消融雪装置による消雪及び融雪剤の散布の方法により、適時適切な除排雪活動を行う。

イ 冬期間の臨時駐車禁止措置及び除排雪作業に必要な車輛通行止等の交通規制並びに市民への協力要請を行う。

ウ 大量輸送機関の交通を確保するため、バス事業者との連絡を密にし、主要バス路線を重点的に除排雪作業を行う。

表 3-31-3 除排雪作業体制

配備体制	配 備 の 時 期	実施路線
第 1 配備体制	概ね積雪 10cm 程度の場合 (普通積雪)	第 1 次路線 (幹線道路)
第 2 配備体制	積雪の深さが概ね 10 cm 以上で気象状況からさらに降雪が予想される場合 (警戒積雪)	第 2 次路線 (地域における主要な道路) 歩道除雪 第 1 次路線は継続
第 3 配備体制	積雪の深さが概ね 30 cm 以上又は継続して大雪警報が発令中の場合 (顕著な積雪)	第 3 次路線 (市街地道路) 第 1 次路線、第 2 次路線、歩道除雪は継続

(注) 雪害対策本部が設置されたときは、その指揮下において、全庁的体制をとる。

② 排雪場

ア 常設排雪場

2次路線の除雪を行う場合、必要に応じて出動したブロックごとに排雪場を順次開設する。

イ 臨時排雪場

雪害対策本部が設置されたとき、必要に応じ臨時排雪場を順次開設する。

(4) 市民協働の推進

① ボランティア体制の強化

ア 学生ボランティア等による雪かきボランティア事業を活用し、地域の除排雪活動を推進する。

イ 金沢災害ボランティアセンターによりボランティア人員を確保する。

② 除雪協力デーの活用

雪害対策本部が設置された場合、必要に応じ除雪協力デーを設け、町会未加入者を含め市民協働で除排雪を行う。

（５）情報の収集及び広報

① 情報の収集

ア 気象情報の収集

除雪作業隊長は冬期間中、気象台と連携を密にし、降雪の予報を早期に予知し除雪手配の徹底を図る。

イ 積雪情報

冬期間中、積雪センサー設置箇所（13 か所）の積雪深測定及び積雪監視カメラ（8 か所）による観測を行い、積雪状況をリアルタイムに把握し、除雪作業の初動体制の強化を図るとともに、インターネットの本市ホームページで市民に積雪情報を提供する。

ウ 道路情報・交通情報

降積雪時の道路状況を把握するため、道路監視カメラを特定地域 4 か所に設置し、路面状況や渋滞状況を目視するほか、GPS 機能を活用した除雪管理システムを導入して、的確な道路情報を収集し、消融雪装置の効率的な作動及びタイムリーな除雪作業の手配を図るとともに、インターネットの本市ホームページ上で市民に道路情報を提供する。また、降雪時において交通事業者による公共交通機関の運行情報を提供する。

② 広報

（１）冬期間、必要に応じ除雪作業の円滑な実施を図るため、次の事項について、新聞、テレビ、ラジオ、チラシ、インターネット、SNS 等で市民に周知し、協力を要請する。

ア 生活道路、自宅・アパート等の周辺の町ぐるみ除雪の実施

イ 路上駐車禁止

ウ 消火栓周辺、歩道・路肩・横断歩道前の除雪の励行

エ 用水、防火水槽、下水道マンホールへの雪捨禁止

オ 大雪時における不要不急の外出やマイカー使用の自粛

カ 屋根雪止めの励行と町ぐるみの計画的雪下ろしの実施

キ スコップ等の除雪用具の常備

ク 雪道用タイヤ（スタッドレスタイヤなど）の早期装着

（２）地域の除排雪業者や屋根雪下ろし業者の周知をする。

（３）雪害対策本部を設置した場合は、すみやかに各校下（地区）町会連合会や各報道機関に情報提供するとともに、市ホームページに公表する。

【参照】資料 45 道路・積雪監視箇所一覧

第32節 木材流出防止対策

所 管 □石川県 □危機管理監、市民局…防災班

1 基本方針

災害時における木材の流出による被害が甚大であることから、木材所有者、荷役業者（取扱い業者）及び施設管理者は、流出防止のための緊縛等を実施し、木材流出に伴う被害を最小限にとどめる。

2 河川及び港湾沿岸の占用地域内の措置

河川及び港湾沿岸の占用地域等に、木材所有者又は取扱い業者がけい留する木材については、当該水面管理者の指示のもとに、流出防止のための緊縛及び取網を強化し、関係団体等の代表者が厳重に警戒を行う。

3 占用水面以外の河川及び港内の措置

占用水面以外の河川及び港内水面に仮設置中の木材は、当該水面管理者の指示のもとに、荷役業者（取扱い業者）及び木材所有者として貯木場、土場等に収容するなど木材の流出防止に万全の措置を講じ、関係団体等の代表者が厳重に警戒する。

4 その他

公共管理者が管理する貯木場については、利用者に対して、筏を整理し、緊縛し、ロープ及びワイヤー等で取網を強化するなど筏の混乱、流散を防止する措置を要請するとともに、入口には網場を厳重に張り廻して外海との遮断を行う。

5 民間業者の所有する貯木場内の措置

民間業者の所有する貯木場については、所有者自身の責任において本節³「占用水面以外の河川及び港内の措置」に準じて木材の流出防止についての万全の措置を講ずる。

第33節 農林水産物災害応急対策

所 管 □農林水産局…農林対策班 □福祉健康局…保健救護班

1 基本方針

市及び県は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農作物関係

(1) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、市長は、県に被災地向け改植用苗の補給を要請する等、水稲の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される農作物の病虫害防除に当たっては、関係機関と連携し、情報を共有しながら、適時に適切な対応に勤める。

特に、多発が予想される場合には、一斉防除を実施する等、早期防除の徹底に努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、県が被災地区の家畜及び畜舎等に対して実施する次の防疫措置について、市は、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会等とともに協力する。

① 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、焼却又は埋却する。

② 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、県が防疫班を被災地に派遣し、必要な措置を実施する。

③ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、県が家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

④ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、市長の要請により、県が家畜診療班を被災地に派遣し、災害等による疾病の診療に当たる。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市は、必要があるときは避難場所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、市は県に要請して、国の備蓄飼料穀物の放出を受けるほか、全国農業協同組合連合会石川県本部及びその他飼料業者による必要数量の確保及び供給についてあっせんを受ける。

4 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。また市は、木材所有者等と常時連絡がとれるよう連絡体制を確保しておく。

ア 異常降雨に際しては、木材の流出を防ぐため、関係者は工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。

イ 市は、台風等による被害木の放置により、病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等のおそれがある場合は、適切な予防措置をとるよう、関係者に徹底を図る。